経済産業省委託事業

カンボジアにおける
模倣品流通実態についての調査

2017 年 9 月

日本貿易振興機構（JETRO）

バンコク事務所 知的財産部

目次

第 1 章 模倣品を含む知的財産権を侵害する製品の定義(「模倣品」)

1.1 模倣品の定義

1.2 模倣品の類型

第 2 章 関連組織及び権限範囲

2.1 国家知的財産権委員会 (National Committee for Intellectual Property Rights: NCIPR)

2.2 カンボジア模倣品対策委員会(Cambodian Counter Counterfeit Committee: CCCC)

2.3 知的財産局 (Department of Intellectual Property Rights: DIPR)

2.4 工業財産局 (Department of Industrial Property)

2.5 著作権部 (Department of Copyright and Related Rights)

2.6 反経済犯罪警察局 (Anti-Economic Crime Police Department)

2.7 検察庁 (Public Prosecutor Office)

2.8 カンボジア関税消費税総局 (General Department of Customs and Excise of Cambodia)

2.9 裁判所 (The Court)

第 3 章 カンボジアにおける知的財産権の行使

3.1 権利者自らによる対策

3.2 行政的救済

3.3 訴訟手続による救済

3.4 税関に関する事項

第 4 章 カンボジア市場における模倣品の実態

4.1 過去 10 年間(2007 年以降)の模倣品の実態

4.2 カンボジア市場における模倣品の主要地域、及び、模倣品に関するカンボジアの事件例

4.3 模倣品の流通実態

4.3.1 模倣品の製造及び組立て

4.3.2 模倣品の販売及び流通

4.3.3 模倣品の消費

4.3.4 インターネット上における模倣品の消費

第 5 章 模倣品の流通に影響を与える要因

5.1 カンボジアの消費者の購買力及び消費動向 (GDP 推移、収入、社会階級、年齢による傾向)

5.2 消費者の消費の決定に影響を与える要因

5.3 模倣品使用に伴う損失及びリスク

第 6 章 カンボジアにおける模倣品対策

6.1 政府の政策、誓約、行動計画及び実績

6.2 模倣品対策及び処分に関する実績

6.3 模倣品に対する企業の対策

6.3.1 企業が模倣品を発見した場合の対策 (模倣品対策に対する時間及び費用を含む)

6.3.2 模倣品対策に対する経験 (企業が模倣品を撃退することに成功した場合の理由を含む)

6.4 模倣品対策に影響を与える要因の分析

6.4.1 法令

6.4.2 関連機関の公正な意識、スキル、キャパシティ、運用実態

6.4.3 関連機関及び権利者の連携

6.5「並行輸入」に関する法的可能性

第 7 章 模倣品により権利侵害を受けた企業へのアドバイス

7.1 第 3 章で説明した手法を踏まえ、企業は何をすべきか？

7.2 関係機関による協力及びサポート

7.3 IP アドバイザーの役割、信頼できる IP アドバイザーの基準

7.4 第 3 章で説明した手法に関する留意点

第 8 章 関連組織連絡先

第 9 章 参考資料

模倣品を含む知的財産権を侵害する製品の定義

模倣品の定義

カンボジア法では「模倣」の定義はないものの、カンボジア王国の標章、商号及び不正競争行為に関する法律（2002 年）は「模倣商標商品」を定義している。同法 61 条では、模倣商標商品は、「許可なしに商標を付した、包装を含む何らかの商品であって、その商標が当該商品に係り適法に登録された商標と同一であるか又は当該商標からその本質的側面において識別できず、かつ、それにより輸入国の法律に基づく当該商標の所有者の権利を侵害しているもの」として定義されている。広義には、「模倣品」は通常、知的財産権を侵害する商品をいう。

カンボジア王国において、法律によって承認され、保護される知的財産権の類型は以下の通りである。

商標権	
保護対象	可視的な標識であって、ある企業の商品（商品商標）又はサービス（サービスマーク）を識別することができるもの。品質（団体標章）及び企業の名称（商号）を含む、出所又は共通の特徴を識別することができる可視的な標識も登録され得る。 登録されるためには、標章は、(1)可視的な標識であり；(2)識別性を有し、かつ競業者から商品又はサービスを識別することができ；(3) カンボジア王国の標章、商号及び不正競争行為に関する法律（2002 年）の第 4 条で除外されている範疇に該当しないものでなければならない。
権利取得方法	**国内出願** 商標登録出願は、商務省知的財産局（DIPR: Department of Intellectual Property Rights）に行わなければならない。通常、商標登録証を取得するためには、登録官が出願について問題を指摘しなければ、出願日からおおよそ 6 ヵ月から 9 ヵ月かかる。カンボジア国外の出願人は、カンボジアに居住し、かつ、開業している代理人により代理されなければならない。 **国際出願（マドリッド協定議定書に基づく国際出願）** 外国人である出願人は、自国に基礎出願を出願し、マドリッド制度を利用してカンボジアを指定する必要がある。
取得権利	登録後、商標権者は次の権利を専有する。 • 登録商標に係る商品を、製造、販売、販売のための申し出、輸入、及び/又は、輸出する権利 • 商標の価値を高める権利 • 国境での侵害商品に対して法的手段をとる権利 • 商品の同一クラスにおいて混同が生じる程に類似する標章の登録を防

	止する権利 • 侵害に対して法的手段をとる権利 • 正当な商標権者の同意なく、他人が登録商標を使用することを禁止する権利
保護期間	出願日から 10 年間(但し、永久的に更新する権利を有する)。登録日から 5 年目と 6 年目の間、及び、各更新日後、商標登録の取消を回避するために、商標権者は使用又は不使用の宣誓供述書を提出しなければならない。
関連する法律、条約、及び組織	**カンボジアの法律** ■ カンボジア王国の標章、商号及び不正競争行為に関する法律(2002 年) ■ カンボジア王国の標章、商号及び不正競争行為に関する法律の施行に関する政令(2006 年) **国際条約及び組織** ■ 標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書(2015 年) ■ ASEAN 知的財産協力枠組み協定(1999 年) ■ 工業所有権の保護に関するパリ条約 (1998 年) ■ 世界知的所有権機関(WIPO) (1995 年から) ■ 世界貿易機関(WTO) –知的所有権の貿易関連の側面(TRIPS 協定) (1994 年) **二国間条約及び二国間協定** ■ 日・ASEAN 包括的経済連携協定 (2009 年) ■ 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定(2008 年) ■ カンボジアとタイとの間の IP 協力に関する覚書 (1997 年) ■ 貿易関係及び知的財産権保護に関するアメリカ合衆国とカンボジア王国との間の協定(1996 年) ■ 投資の促進及び保護に関するカンボジア王国とマレーシア政府との間の協定(1994 年)

著作権

保護対象	外国の著作権は、必ずしもカンボジアで保護されるとは限らない。現在、カンボジアにおいて著作権による保護を受けるためには、著作物等が次の類型の一つに該当しなければならない。 ■ カンボジアの国民又は永住者である著作者の著作物 ■ 最初にカンボジアにおいて発行された作品、及び、最初に外国において発行されたが、公衆に公開したときから 30 日以内にカンボジアにおいて発行された著作物 ■ カンボジアの国民又は永住者によって創作されたオーディオビジュアル著

	作物 ■ 国際条約によりカンボジアが保護の義務を負う著作物 ■ カンボジアで建設された建築物の著作物、及び、カンボジアにある建物又は他の構造物に組み込まれた他の芸術的な著作物 ■ カンボジアの国民である実演家の実演、又は、カンボジアの国民ではないが、実演がカンボジアで行われ、あるいは実演が保護されるレコード又は放送に取り込まれた実演 ■ カンボジアの国民によって製作され、又は、最初にカンボジアで固定され、あるいは発行されたレコード ■ カンボジアに本社を有する組織の放送、又は、カンボジアにある放送設備から送信される放送 特に、外国の著作物は外国で発行されたときから 30 日以内にカンボジアで発行されないため、外国の著作物はカンボジアで著作権の保護を受けることは極めてまれであり、それらは上記類型のいずれにも該当しない。
保護方法	著作権保護に関する上記類型の一つに該当する著作物等は、登録なく自動的に保護される。しかしながら、著作権も文化芸術省に登録され得、登録は侵害の場合に有効な証拠になり得る。 現在、カンボジアは、限定された著作権保護のみを外国の著作物等に与えている。カンボジアは TRIPS 協定の加盟により、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の義務を履行することが要求されるけれども、現在規則は施行されていない。WTO により「後発開発途上国」として指定された結果、カンボジアはベルヌ条約の要求を履行するために 2021 年まで猶予が与えられた[1]。
取得権利	著作権が得られると、権利者は著作物等を販売、改変、複製、放送、及び翻訳する権利等の、著作物等における人格権及び財産権を専有する。
保護期間	人格権は、一身専属性を有し、移転できない。財産権は、著作者の死後 50 年経過するまでの間継続する。
関連する法律、条約、及び組織	**カンボジアの法律** ■ 著作権及び関連する権利に関する法律 (2003 年) **国際条約及び組織** ■ ASEAN 知的財産協力枠組み協定(1999 年) ■ 工業所有権の保護に関するパリ条約 (1998 年) ■ 世界知的所有権機関(WIPO) (1995 年から) ■ 世界貿易機関(WTO) –知的所有権の貿易関連の側面(TRIPS 協定) (1994 年)

[1] Decision of the Council for Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights No. 13-3064, *Extension of the Transition Period under Article 66.1 of the TRIPS Agreement for Least-Developed Country Members* (June 12, 2013).

	二国間条約及び二国間協定 ■ 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定(2008 年) ■ カンボジアとタイとの間の IP 協力に関する覚書(1997 年) ■ 貿易関係及び知的財産権保護に関するアメリカ合衆国とカンボジア王国との間の協定(1996 年) ■ 投資の促進及び保護に関するカンボジア王国とマレーシア政府との間の協定(1994 年)

特許権	
保護対象	発明者のアイデアであり、かつ、技術分野における特定の課題に新規かつ産業上利用できる解決策を提供する発明。(物又は方法のいずれかである)特許を受けられる発明は、(1)新規であり、(2)進歩性を有し、(3)産業上利用でき、(4)他に禁止されていないものである。 医薬品等に関連する物はカンボジアでは特許権による保護から除外されることに留意が必要である。 TRIPS 協定へのカンボジアの加盟は加盟国に医薬品に対する特許権による保護を与えることを要求するにも関わらず、 WTO は「後発開発途上国」という立場から 2033 年まで猶予を与えた[2]。
権利取得方法	**国内出願** 発明者は、工業・手工芸省(MIH: Ministry of Industry and Handicrafts)に出願しなければならない。カンボジア国外の出願人は、カンボジアに居住し、かつ、開業している代理人により代理されなければならない。 **国際出願制度** ■ *日本国特許*: 日本において審査され、付与された特許は一般的に、カンボジアにおいて優先審査を受けられる。 ■ *シンガポール特許*: シンガポールおいて付与された特許は、審査を受けることなくカンボジアに再登録され得る。 ■ *ヨーロッパ特許*: 欧州連合において付与された特許は、カンボジアにおいて優先手続(expedited procedures)に基づいて認証される。

[2] Decision of the Council for Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights No. 15-5882, *Extension of the Transition Period under Article 66.1 of the TRIPS Agreement for Least-Developed Country Members for Certain Obligations with respect to Pharmaceutical Products* (November 6, 2015).

	■ *アメリカ合衆国及び他国の特許*: アメリカ合衆国及び他国からパリ条約の優先権を主張して特許出願を行う出願人は、カンボジアでの登録プロセスを促進するために、それらの国において付与された特許の特許証の謄本を工業・手工芸省に対して提出することができる。 ■ *特許協力条約 (PCT)*: 出願人は最先の出願日から 30 ヵ月以内に国内段階に移行することができる。
取得権利	製品を製造し、輸入し、販売し、販売のための申出をし、使用し、及び、販売のための製品の所持する専有権。方法特許は、他人がその方法を使用することを防ぐ専有権を特許権者に与える。
保護期間	出願日から 20 年間(但し、特許料の支払いが条件)。更新はされない。
関連する法律、条約、及び組織	**カンボジアの法律** ■ **特許、実用新案証及び意匠に関する法律 (2003 年)** **国際条約及び組織** ■ 特許協力条約 (PCT) (2016 年) ■ ASEAN 知的財産協力枠組み協定(1999 年) ■ 工業所有権の保護に関するパリ条約 (1998 年) ■ 世界知的所有権機関 (WIPO) (1995 年から) ■ 世界貿易機関 (WTO) – 知的所有権の貿易関連の側面 (TRIPS 協定) (1994 年) **二国間条約及び二国間協定** ■ **ヨーロッパ特許の認証に関するカンボジア王国と欧州特許機構(EPO: European Patent Organization)との間の協定 (2017 年)** ■ **日本国特許庁との特許の付与円滑化に関する協力(CPG: Cooperation for Facilitating Patent Grant) (2016 年)** ■ **シンガポール特許庁との工業所有権における協力に関する覚書 (2015 年)** ■ **自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定 (2008 年)**

実用新案権	
保護対象	新規であり、かつ、産業上利用可能な何らかの考案であって、製品若しくは方法であるか又は製品若しくは方法に関することができるもの。実用新案と特許発明との重要な違いは実用新案が「進歩性」を要求されない点である。
権利護取得方法	**国内出願** 考案者は、工業・手工芸省(MIH)に出願しなければならない。カンボジア国外の出願人は、カンボジアに居住し、かつ、開業している代理人により代理されなければならない。 **国際出願制度** ■ *特許協力条約 (PCT)*: 出願人は最先の出願日から 30 ヵ月以内に国内段階に移行することができる。 ■ *アメリカ合衆国及び他国の特許*: アメリカ合衆国及び他国からパリ条約の優先権を主張して特許出願を行う出願人は、カンボジアでの登録プロセスを促進するために、それらの国において付与された特許の特許証の謄本を工業・手工芸省(MIH)に対して提出することができる。
取得権利	製品を製造し、輸入し、販売し、販売のための申出をし、使用し、及び、販売のための製品の所持する専有権。方法特許は、他人がその方法を使用することを防ぐ専有権を実用新案権者に与える。
保護期間	出願日から 7 年間(但し、登録料の支払いが条件)。更新はされない。
関連する法律、条約、及び組織	**カンボジアの法律** ■ 特許、実用新案証及び意匠に関する法律(2003 年) **国際条約及び組織** ■ 特許協力条約 (PCT) (2016 年) ■ ASEAN 知的財産協力枠組み協定(1999 年) ■ 工業所有権の保護に関するパリ条約(1998 年) ■ 世界知的所有権機関 (WIPO) (1995 年から) ■ 世界貿易機関 (WTO) – 知的所有権の貿易関連の側面 (TRIPS 協定) (1994 年) **二国間条約及び二国間協定** ■ 自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定 (2008 年)

意匠権	
保護対象	工業製品若しくは手工芸品に特別の外観を与えるものであり、工業製品若しくは手工芸品の模様として使用される、線若しくは色彩の何らかの組合せ、又は何らかの立体形態、又は何らかの素材。意匠は、新規でなければならない。具体的には、意匠は、出願前 12 ヵ月以内に開示されていないことが必要である。
権利取得方法	**国内出願** 創作者は、工業・手工芸省(MIH)に出願しなければならない。カンボジア国外の出願人は、カンボジアに居住し、かつ、開業している代理人により代理されなければならない。 **国際出願制度** 国際出願は、世界知的所有権機関（WIPO）の国際事務局（IB: International Bureau）に、 WIPO 公式様式 DM/1（国際事務局ウェブサイトから利用可能）又は電子出願により出願することができる。本制度を利用するカンボジア国外の出願人は、カンボジアの代理人は必要とされない。
取得権利	意匠を組み入れた物品の製造、販売、又は輸入等の意匠の実施する専有権。
保護期間	出願日から 5 年間（但し、各 5 年からなる 2 連続期間について更に更新することができる）。
関連する法律、条約、及び組織	**カンボジアの法律** ■ 特許、実用新案証及び意匠に関する法律(2003 年) **国際条約及び組織** ■ 意匠の国際登録に関するハーグ協定(2017 年) ■ ASEAN 知的財産協力枠組み協定(1999 年) ■ 工業所有権の保護に関するパリ条約(1998 年) ■ 世界知的所有権機関(WIPO) (1995 年から) ■ 世界貿易機関 (WTO) – 知的所有権の貿易関連の側面 (TRIPS 協定) (1994 年) **二国間条約及び二国間協定** ■ 自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定(2008 年) ■ カンボジアとタイとの間の IP 協力に関する覚書(1997 年) ■ 投資の促進及び保護に関するカンボジア王国とマレーシア政府との間の協定(1994 年)

カンボジアは、WTO 対応の法的枠組みの採択、その実施、及び、その施行に力を入れることによって、現代の知的財産権（IPR）のインフラストラクチャーを制定することにより、2000 年代中盤から大きく進展した。現在、カンボジアには、模倣及び海賊行為を禁止する多くの法令及び規則がある。これらの法律の多くは、カンボジアが WTO に加入するのとあわせて、2002 年に制定された。カンボジアは現在、知的財産権の規則等の先進的な枠組みを構築した[3]。

商標に関して、カンボジアは、タイ、インドネシア及びその他の国より先に、2015 年 3 月にマドリッド議定書に加盟した 4 番目の ASEAN の国である。

特許に関して、カンボジア特許庁、すなわち工業・手工芸省（MIH）は、約 10 年間、特許及び実用新案の出願を受理したが、財源及び技術的知識の不足により、出願を最後まで処理することができなかった。この問題を解決するために、カンボジア政府及び工業・手工芸省(MIH)は、現在、カンボジアにおける特許保護を促進することを支援する日本、シンガポール、欧州連合と、次の協定を結んだ。

- **工業・手工芸省(MIH)と日本国特許庁(JPO)は、2016 年に特許の付与円滑化に関する協力[4]を開始し、カンボジアにおける知的財産権の活用、及び日本の投資を促進するために、カンボジアと日本との間の協力を促進した。協定により、権利者の特許が既に日本において特許付与されたときは、カンボジアに出願された特許出願についての審査を加速することを権利者が要求することができる。**
- **2015 年、工業・手工芸省(MIH)とシンガポール知的財産庁 (IPOS)は 工業所有権における協力に関する了解覚書[5]に署名し、これにより、シンガポール特許の特許権者は合理化された再登録プロセスの下、保護を受けることができる。**
- **2017 年 1 月、カンボジアと欧州特許庁(EPO)はヨーロッパ特許の認証に関する協定[6]に調印し、これにより、合理化された出願プロセスの下、ヨーロッパ特許出願をカンボジアにおけるそれらの特許に認証することが認められる。本協定は、2017 年 7 月 1 日に発効され、手続の実施は未だ検討中である。**
- **最近、工業・手工芸省(MIH)は、アメリカ合衆国及び他の国からのパリ条約の優先権を主張する出願の審査促進を開始した。**
- **2016 年 12 月から、PCT 特許出願が、出願日から 30 月以内に国内段階に移行できるようになった。**

[3] EUROCHAM, IP Systems and Mark Registration Procedures, http://www.eurocham-cambodia.org/uploads/4aef3-sim-sokheng.pdf

[4] Khmer Times. Japan to Help with Patent Law, http://www.khmertimeskh.com/news/24606/japan-to-help-with-patent-law/

[5] Memorandum of Understanding on the Cooperation in Industrial Property between the Ministry of Industry & Handicraft (MIH) and the Intellectual Property Office of Singapore (IPOS), signed on January 20, 2015.

[6] The Agreement between the Royal Government of the Kingdom of Cambodia and the European Patent Organization on Validation of European Patents, signed on January 23, 2017.

2001 年から 2015 年の間、世界知的所有権機構(WIPO) によって提供された統計によれば、カンボジアにおいて最多の知的財産権の出願は商標登録出願であり、特許出願はほとんど行われなかった[7]。

IP 出願 (居住者 + 地方を含む外国) 及び経済

年	特許	商標	意匠	GDP (Constant 2011 US$)
2001		246		18.07
2002		318		19.27
2003		279		20.91
2004		389		23.08
2005		363		26.13
2006		869	3	28.95
2007		553	6	31.90
2008		582	5	34.04
2009		866	4	34.07
2010		883	7	36.10
2011		938		38.65
2012		974	8	41.46
2013	1	1,008	3	44.56
2014	5	1,291	51	47.71
2015			23	51.07

出典: 世界知的所有権機構, 各国統計情報: カンボジア(2017 年 5 月)

http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/profile.jsp?code=KH

知的財産権者がカンボジアにおいて行った請求数である。

模倣及び海賊行為は、商標、著作権、又は特許を侵害する行為を含む。侵害者は、正規品の優れた製品価値及び評判を利用するために、正規品の不正コピー、レプリカ、模倣品、又は再生品を製造し、そしてそれらを公衆に本物として提供する。これら侵害品の販売は、収益を知的財産権者から奪い取るだけでなく、模倣品が二流品で、消費者を失望させる場合、正規品の価値を低下させる。

商標の模倣行為及び著作物等の海賊行為は、カンボジアにおいて最も重大かつ拡散している知的財産権侵害である。特許の模倣行為は、一般的ではない。

[7] 世界知的所有権機構, 各国統計情報: カンボジア (2017 年 5 月),
http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/profile.jsp?code=KH

カンボジアにおける権利者の他の重大な問題は、隣国からの並行輸入と、工場からの正規品の横流しである。並行輸入は、カンボジアの法律によって禁止されているが、知的財産権者に対して多くの問題を引き起こしている。並行輸入された製品は、保管および輸送の間、適切な状態に要求され、そしてモニターする規制を回避する。また、並行輸入品が無権限の販売業者によって販売されると、並行輸入品は適切な販売後のサービスを受けられない。

カンボジアにおいて努力を要する点は、規則が首尾一貫して適用されておらず、首尾一貫した行使が行われず、あるいはいくつかの規則が司法当局によって正確に理解されていないために、知的財産権の行使が画一的ではないという点である。また、司法当局が法の行使を実施するときに民意と逆にならないように、模倣品を購入する危険性及び他の不利益があることを理解する公衆の意識向上も必要である。

よい知らせとしては、登録と、知的財産権を保護するために権利者によって取り得る行使とに関して、適切な手続があるという点である。さらに、特定の当局（知的財産局及びカンボジア模倣品対策委員会（Cambodian Counter Counterfeit Committee））が積極的になって、カンボジアにおける知的財産権の行使をよりよくする状態へと導いている。

模倣品の類型

カンボジアの法律による模倣品の類型は、次のように分類される。

- **カンボジアでは、登録商標、登録周知商標、及び未登録周知商標が保護される。侵害は、商標権者の同意なく、商標と同一又は混同を生じる程に類似している標章の使用として定義される[8]。これには、購買者に商品が本物であることを確信させるために、商標権者によって販売された同一又は類似の商品に同一の商標を使用することも含まれる。また、商標の価値やブランド認識度を利用し、権利者によって販売された種々の商品とまったく異なる商品に商標を使用することも含まれる。**
- **考えられる商標権侵害行為は、公衆を欺瞞する虞がある商標の不正使用を含み、また、模造された商標を付した商品を勝手に輸入し、販売し、又は販売の申し出をすることを含む。**
- **カンボジアにおいて、商標権者に適用される救済策は、保護が弱い著作権及び特許権の権利者の救済策よりもかなり有効である。**

商標

著作権侵害の模倣品

[8] カンボジア王国の標章、商号及び不正競争行為に関する法律(2002 年) 第 24 条-第 26 条

- カンボジア法の下、著作物の著作者は、複製、公衆への伝達、二次的著作物の創作についての承諾を介して自己の著作物を利用する権利を専有する。
- 著作物の複製及び利用は違法であり、これには**(1)**文学的、美術的、学術的、及び教育的な文書；**(2)**講演及び演説；**(3)**演劇の著作物及び舞踏の著作物；**(4)**演奏；**(5)**音楽の著作物；**(6)**視聴覚の著作物；**(7)**絵画及び彫刻；**(8)**建築物及びコンピュータプログラムに対する侵害を含む[9]。
- しかしながら、カンボジアは、後発開発途上国として、**WTO-TRIPS** 協定の下、著作権の行使を **2021** 年までに世界基準に到達させなければならないことを強調しなければならない（上記した著作権のテーブルを参照）。
- 実際問題として、カンボジアは現在、外国の著作物等に対してほとんど承認又は著作権の保護を与えていない。外国の著作権の権利者は、カンボジアでは現在それらの著作権の保護がほとんどないという点を理解すべきである。

特許権を侵害する模倣品

- 特許権及び意匠権の侵害は、他人の発明等の無権限の使用を含む。カンボジア法の下、特許権者等の承諾なく、特許された製品、特許された方法、登録意匠に係る物品を製造、輸入、貯蔵、販売の申出、販売、又は、使用することは違法である[10]。

[9] 著作権及び関連する権利に関する法律 (2003 年), 第 7 条.
[10] 特許、実用新案証、及び意匠に関する法律 (2003 年), 第 41-43 条.

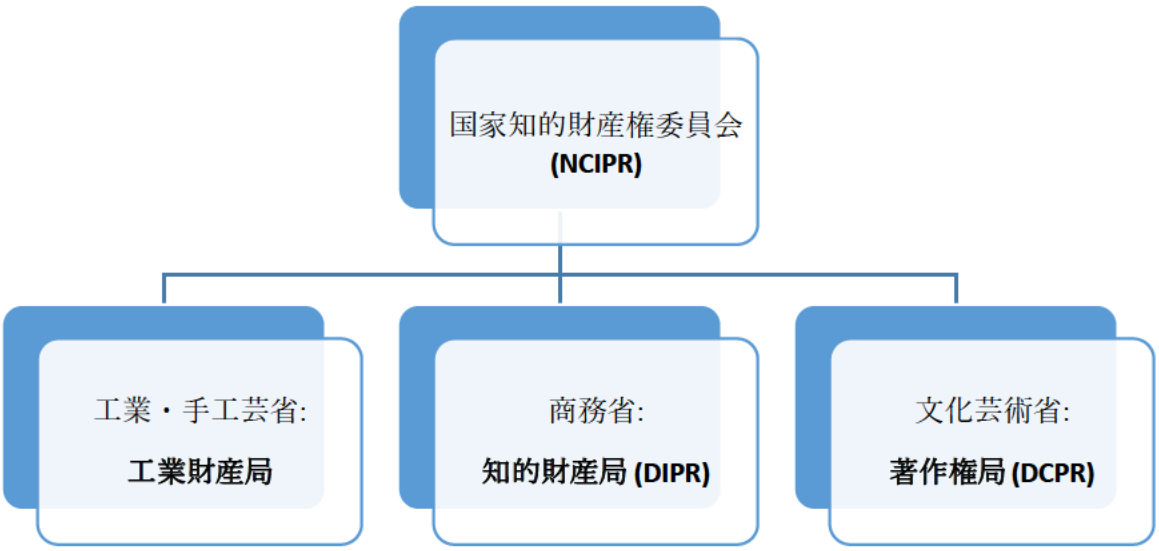
関連組織及び権限範囲

いくつかの省庁が、カンボジアにおける知的財産権の保護についての役割を担う。以下に、これらの省庁及びそれらの権限範囲について説明する。

2.1 国家知的財産権委員会

国家知的財産権委員会(NCIPR: The National Committee for Intellectual Property Rights)が、カンボジアにおける知的財産権の保護に関する政府機関を調整することを目的として、2008 年に カンボジア閣僚会議令によって設立された[11]。国家知的財産権委員会(NCIPR)は、1999 年に閣僚会議令によって設立された、知的財産権の3つの分野を管轄する閣僚委員会に代わるものである[12]。

実際には、国家知的財産権委員会(NCIPR)の役割は、知的財産権に関わる 3 つの主要機関(工業財産局、知的財産局、著作権局)を監督することである。このことは、以下の組織図に示される[13]。



国家知的財産権委員会(NCIPR)の目的は、以下のものを含む:

[11] 20018 年 9 月 18 日付閣僚会議令 No. 142 ANKR.BK 号

[12] WIPO, Workshop on Sub-Regional Workshop on The Establishment of Information Technology (IT). Infrastructure for The Effective Utilization of Patent Examination Results of The Other Intellectual Property Offices (IPOs). http://www.wipo.int/edocs/mdocs/aspac/en/wipo_asean_ip_tyo_12/wipo_asean_ip_tyo_12_ref_z_cambodia.pdf

[13] http://www.eurocham-cambodia.org/uploads/4aef3-sim-sokheng.pdf

- カンボジアにおける知的財産権保護に関する国家政策の立案
- 知的財産権保護に関する管轄省庁及び他の機関との間の協力の促進
- 知的財産権に関する法律および規則の立案、周知及び施行
- 技術支援を受け、有効活用すること
- 知的財産権侵害を防止・撲滅するために政府機関及び裁判所との協力

知的財産局は、国家知的財産権委員会(NCIPR)の事務局を担う。

2.2 カンボジア模倣品対策委員会 (内務省)

カンボジア模倣品対策委員会(CCCC: The Cambodian Counter Counterfeit Committee) は、知的財産権の行使に関して指導的役割を果たす他の機関である。カンボジア模倣品対策委員会は、健康及び社会安全に有害である模倣品を除去するために召集された、14 省庁及び参加の機関で構成されている。詳細を、下表に挙げる。

省庁	団体
内務省	国家警察の警察署
司法省	入国管理局
保険省	軍警察
工業・手工芸省	関税消費税総局
情報省	反経済犯罪警察局
観光省	カンボジア輸出入検査・不正抑制局 (CAMCONTROL: General Department of Cambodian Import-Export Inspection and Fraud Suspension)
教育・青少年・スポーツ省	
農林水産省	

カンボジア模倣品対策委員会(CCCC)は、約 8 年前に設立されたが、2014 年まで活動していない状態にあった。2014 年に、カンボジア模倣品対策委員会(CCCC)の権限を定めた新しい政令が施行された。新規な指導者によって促進され、新規かつ改善されたカンボジア模倣品対策委員会(CCCC)は、カンボジアにおける知的財産権の執行体制を向上させるために主導権を獲得した。カンボジア模倣品対策委員会(CCCC)は現在、内務省で次官である Mr. MEACH Sophana によって率いられている。カンボジア模倣品対策委員会(CCCC)は、積極的に、すべての法執行官；日本、フランス、アメリカ等の国の大使館；シンガポール、香港、オーストラリアを含む地域の執行機関； IP コンサルティング会社(例えば、Tilleke & Gibbins 等)、IP 専門家団体(例えば、INTA 等)、及び、カンボジアの様々な商工会議所(例えば、AmCham、EuroCham 等)；と協調している。

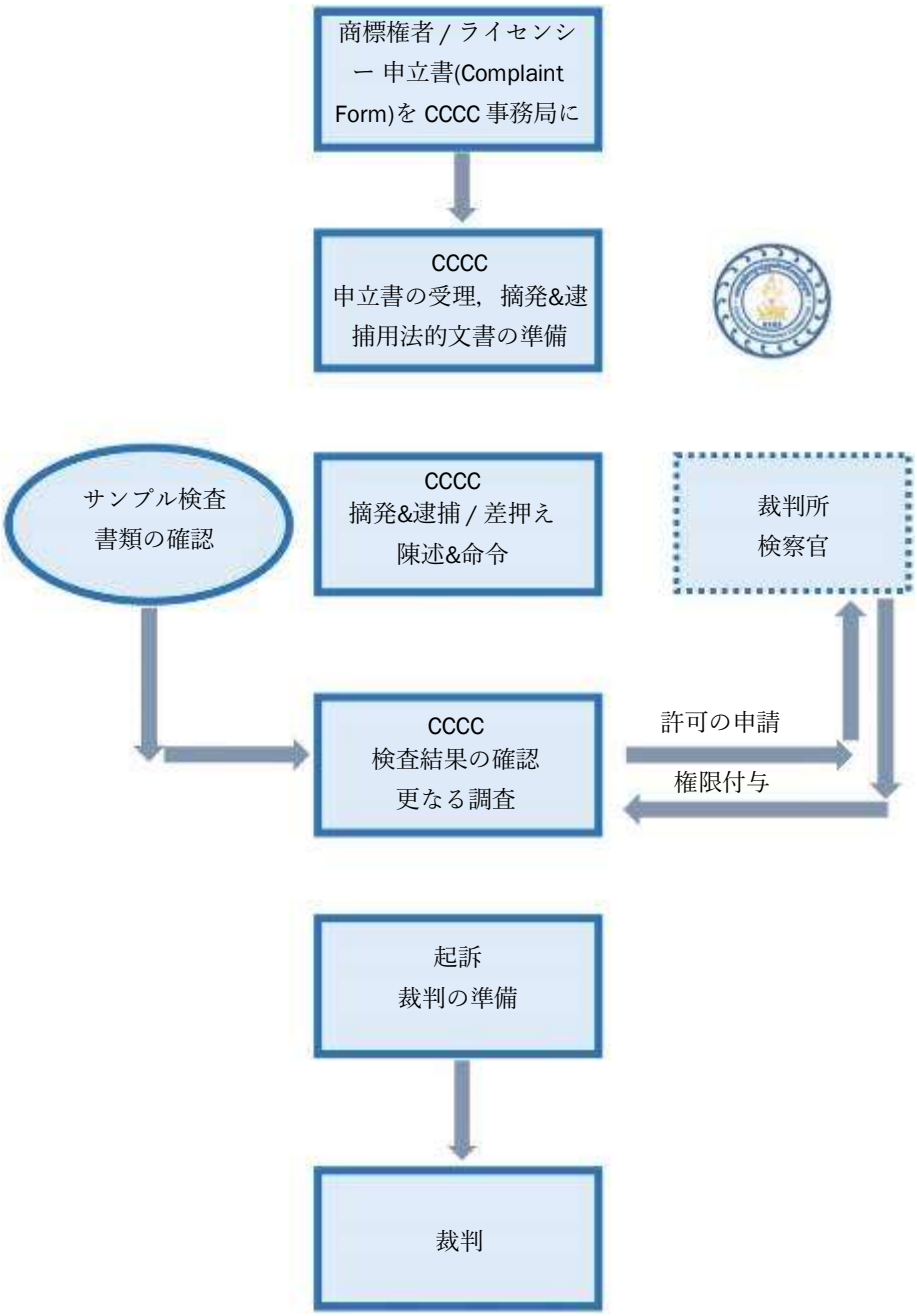
Mr. LIV Sophanarith によって率いられる、カンボジア模倣品対策委員会(CCCC)の事務局は、以下の責任を担う：

- カンボジア模倣品対策委員会(CCCC)の参謀として職務を果たすこと
- 模倣品に対抗することに関して、経験と情報の共有・交換のために、一般公衆、私企業、国内及び国際団体と連絡・協力する体制の構築
- 当該委員会の行動をサポートする、国内及び外国の技術・資金の提供者の獲得
- 消費者の健康に有害なすべての製品の情報、教育、阻止、及び禁止の普及のための計画
- 適用可能な手続に従い、違法行為を取り締まるため、省庁及び関係機関の特定部会との実施及び協力
- 調査の実施、捜査、健康・社会安全を脅かす模倣行為に対する行使を支援するすべての手続の評価、及び、措置を講じる前に大臣への報告
- 犯罪歴の収集、追跡、及び、文書と証拠を提出するために特定機関並びに裁判所との協力
- 模倣品に対抗する知識と能力を向上するために、事務局の役人に対して研修を行う戦約的な計画並びに実行の立案[14]

事務局は最近、知的財産権侵害クレームシステムを設け、知的財産権の権利者からクレームがあった場合に知的財産権侵害クレームがカンボジア模倣品対策委員会(CCCC)によってどのように取り扱われるのかを示した次のフローチャートを提供した。

[14] 工業財産局の準備及び実現に関する省令 No. 5619 号

カンボジア模倣品対策委員会(CCCC) / 商標権者 – 措置及び協力に関するフローチャート



Col Thomas Bovet / Kun Sothy Aug. 2017 for CCCC

カンボジア模倣品対策委員会(CCCC)は最近、知的財産権侵害者に対して数件の摘発成功をおさめた。2017 年の初旬、カンボジア模倣品対策委員会(CCCC)は、警察、検察官、及び、保健省、税関、カンボジア輸出入検査・不正抑制局の代表、そしてその他と協調し、模倣化粧品の製造業者・販売業者に対して複数の取り組みを行った。現在までのところ、これらの取り組みにより、許認可機関による検査を逃れ、その中には消費者に有害な非常に多くの模倣品及び不正商品を押収した。第 6 章では、カンボジア模倣品対策委員会による最近の業績の概要を示す。

2.3 知的財産局(商務省)

知的財産局(DIPR: The Department of Intellectual Property Rights) は商務省の一部である。知的財産局(DIPR)は、商標、不正競争行為、及び、地理的表示に関する政策立案及び実現の責任を担う。

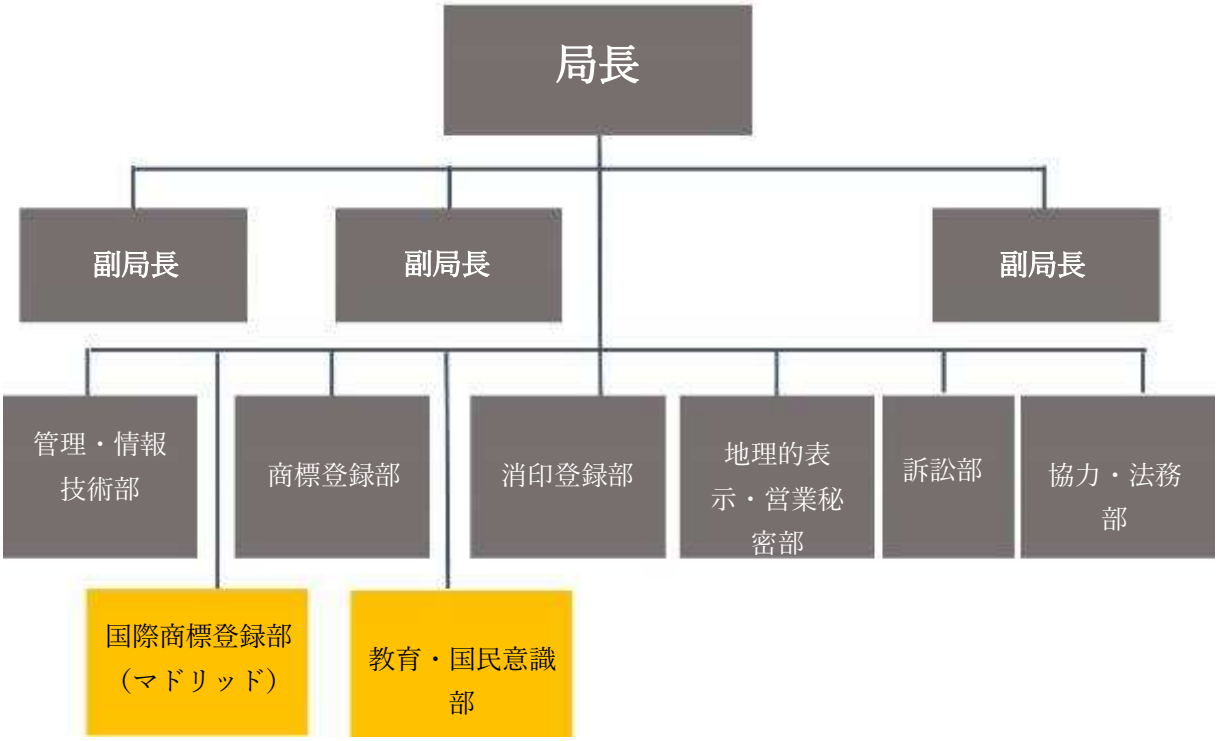
知的財産局(DIPR)は、政令 No. 54 により 1997 年に設立された。知的財産局(DIPR)はまた、知的財産権に関与する省庁及び政府機関を監督する、カンボジアの国家知的財産権委員会(NCIPR)の事務局としての機能を果たす。知的財産局(DIPR)の設立前は、国際貿易局が商標を登録し保護する責任を担っていた[15]。

知的財産局(DIPR)は、次の目的を追求する。

- 知的財産権政策に関する、調査研究、及び、商務省及び政府への提言
- 知的財産権に関する法律及び規則の調整及び準備
- 知的財産権に関する国際社会との国際取り組みの連携
- カンボジアにおける知的財産権に関する 3 機関の審査、及び、すべての関係省庁と連携するために中央機関としての役割を果たすこと[16]

[15] ASEAN Intellectual Property Portal, Cambodia (2017)
https://www.aseanip.org/Statistics-Resources/ASEAN-IP-Offices-Details/Cambodia.
[16] ASEAN Intellectual Property Portal, Cambodia (2017)
https://www.aseanip.org/Statistics-Resources/ASEAN-IP-Offices-Details/Cambodia.

知的財産局(DIPR)は、14 名の商標審査官を含む約 60 名のスタッフを有する[17]。 下図は、Mr. OP Rady により現在率いられる知的財産局(DIPR)の組織を示す[18]。



知的財産局(DIPR)は、商標及び商号の登録を担う。知的財産局(DIPR)はまた、商標法及び規則の執行を担う。知的財産局(DIPR)は、商標の紛争に関する行政処理、知的財産権者と侵害者との調停の調停人として機能する。

知的財産局(DIPR)は、商標保護における権威として勝ち得た名声を有し、カンボジアにおける最も革新的な政府機関の一つである。例示的かつめざましい業績は、多くの人々の期待を超えた、カンボジアのマドリッド議定書への最近の加入である。カンボジアは、マドリッド議定書に加盟するために、素早く動き、タイ及びインドネシアのような隣国を出し抜き、ベトナム、シンガポール、フィリピンに続いて、現在 4 番目の ASEAN の国である[19] 。さらに、第 6 章には、知的財産局の業績が示される。

---

[17] WIPO, Workshop on Sub-Regional Workshop on The Establishment of Information Technology (IT) Infrastructure for The Effective Utilization of Patent Examination Results of The Other Intellectual Propety Offices (IPOs) http://www.wipo.int/edocs/mdocs/aspac/en/wipo_asean_ip_tyo_12/wipo_asean_ip_tyo_12_ref_z_cambodia.pdf.

[18] 知的財産局の準備及び実現に関する省令 No. 206 号 http://www.cambodiaip.gov.kh/TemplateTwo.aspx?parentId=2&menuid=61&childMasterMenuId=29.

[19] http://www.tilleke.com/resources/cambodia%E2%80%99s-swift-accession-madrid-protocol.

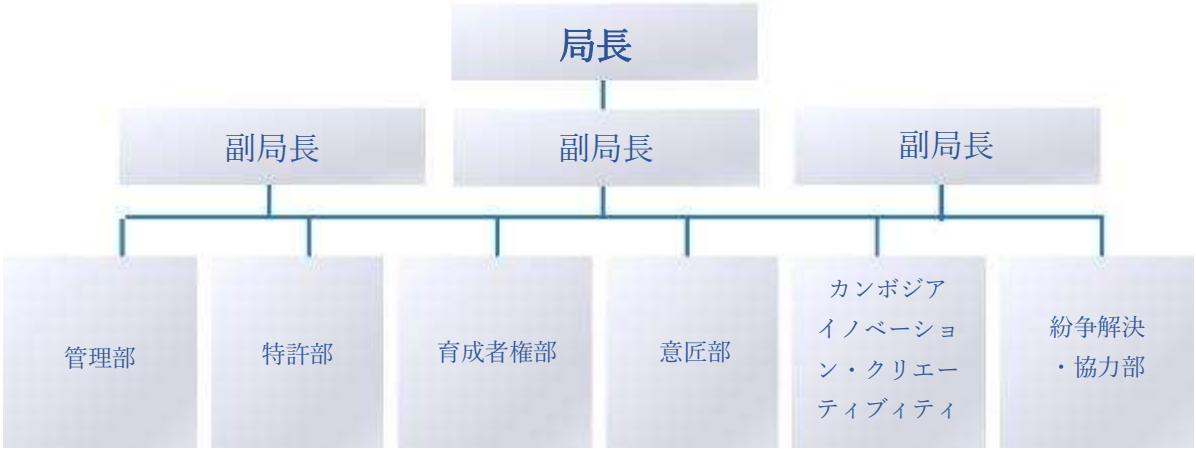
2.4 工業財産局(工業・手工芸省)

- カンボジアにおける、特許権、実用新案権、植物育成者権、意匠権、及び、集積回路の保護を強化する政府政策、戦略、目標、計画の立案及び実現
- 特許権、実用新案権、植物育成者権、意匠権、及び、集積回路に関する権利の付与に関する規則、手続、運用の作成
- 特許権、実用新案権、植物育成者権、意匠権、及び、集積回路に関する権利の付与及び管理に関する規制枠組み、手続、運用の施行
- 公報の発行又は他の手段による、特許権、実用新案権、植物育成者権、意匠権、及び、集積回路に関する情報の公告
- 発明センター、特許創造センター、意匠調査・審査センター、及び発行・知的財産権研修センターの管理
- 技術のイノベーション及び開発のための枠組みを提供する政策の促進、準備、及び立案
- 産業財産権に関する人材開発及び研修準備
- 科学技術の発展のために、新規な発明、新規な特許、及び調査を促進するツールとして、産業財産権に関する情報の公告及び利用
- 産業財産権に関与する政府機関に対する登録手続の施行
- 産業財産権に関する紛争の円滑化・解決
- 産業財産権業務に関する、国内・国際機関との円滑化・協力、及び連携の進展
- 産業財産権の進展の結果に対する報告及び評価

工業財産局は、工業・手工芸省(MIH: The Ministry of Industry and Handicraft)の一部である。工業財産局は、特許権、実用新案証、及び、意匠権の付与を担う。省令 No. 451 MIH/2014 は、工業・手工芸省(MIH)の工業財産局における次の役割及び責任を明確にした[20]。

[20] 省令 No. 451 MIH/2014.

次図は、Mr. PHE Chantravuth によって率いられる、工業・手工芸省(MIH)の工業財産局の組織構成を示す。



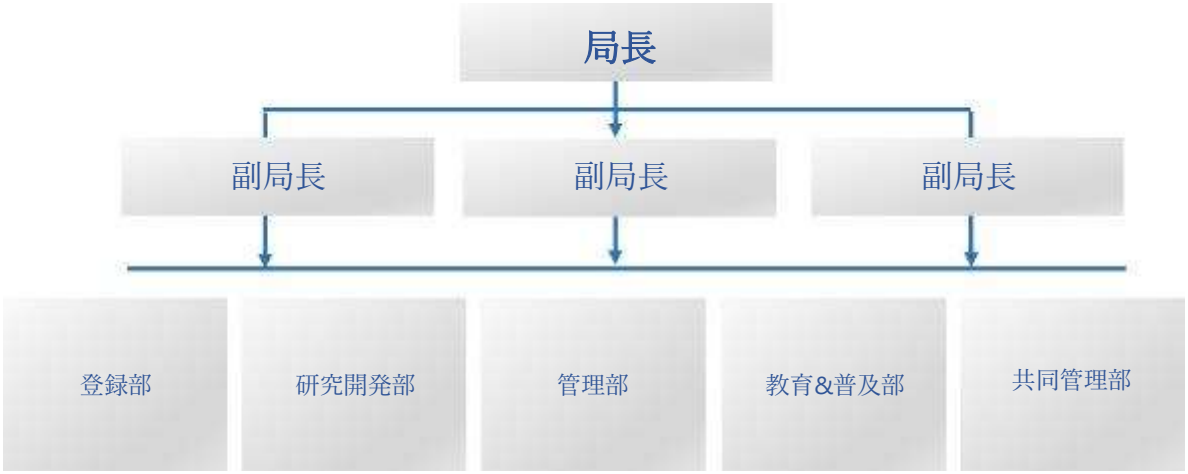
2.5 著作権部 (文化芸術省)

文化芸術省は、著作権部(DCRR: Department of Copyright and Related Rights) を監督し、著作権登録のための申請の受理と著作権の登録証の発行を担う。

著作権部(DCRR)は、次の責任を担う。

- 国内・国際開発による、著作権及び関連する権利に関する政策の立案及び促進
- 文化部門において、著作物等の保護を奨励し、新規な著作物等の創造を促進するために、著作権及び関連する権利の行使
- 著作権及び関連する権利に関する法律の施行の管理、円滑化、及び改善
- 集合的な管理団体を介した著作物等の管理及び円滑化
- 著作権及び関連する権利の調査、教育、及び促進
- 著作物等の登録
- 著作権及び関連する権利を取り扱う外国機関及び組織との連絡
- 著作権部(DCRR)の業務に関する報告の準備及び周知

下図は、現在 Mr. SIN Sarady によって率いられる、著作権局(DCRR)の組織構成を示す。[21]



[21] http://www.cambodiaip.gov.kh/TemplateTwo.aspx?parentId=2&menuid=237&childMasterMenuId=237

2.6 反経済犯罪警察局 (内務省)

反経済犯罪警察局(経済警察)は、2002 年に政令によって設立され[22]、国家警察の General Commissariat に置かれる。 CAMCONTROL と合同して経済警察は、模倣業者の調査と、輸送中の、市場にある、あるいはカンボジア国境で、申し立てられた模倣品の押収を行う。経済警察は、専門機関であり、そして、調査及び捜査を行い、カンボジアの国内経済政策を発展・保護する目的のために経済犯罪を防止して対抗する権限を有する。

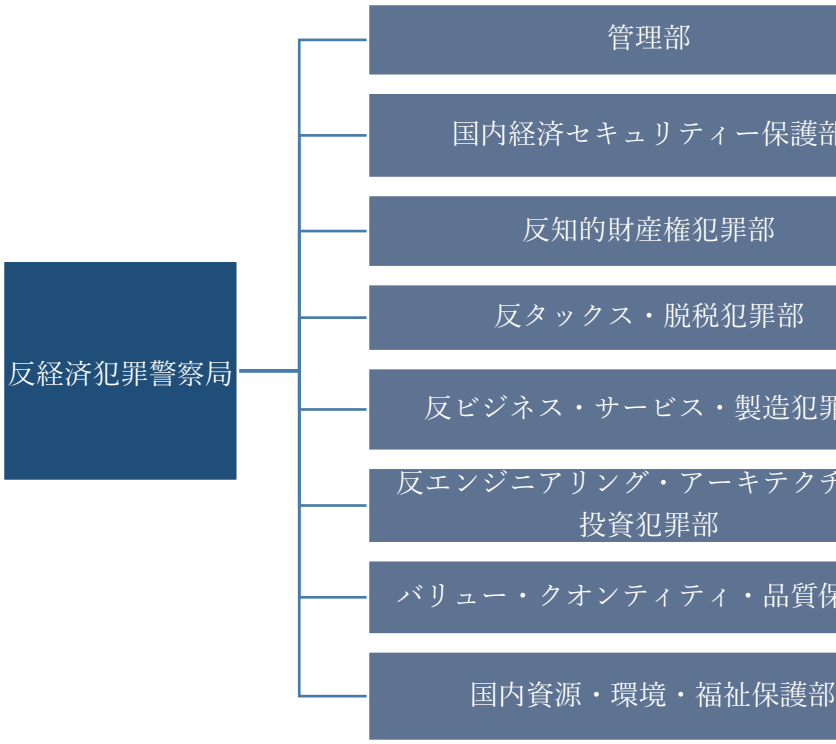
- 法律、戦約、経済政策、運用、他の規則の研究と、カンボジア国内外の経済状態に関する情報の収集と、経済犯罪行為に関する情報の収集
- あらゆる種類の経済犯罪を研究、調査、防止する他の機構及び管轄官庁との協力。これにより、経済状態の安定を確保し、国内資源及び環境を保護し、公正な市場競争の権利・利益を保護し、知的財産権及び消費者の権利を保護する。
- 経済犯罪を判断するために、民間機関の事業の研究及び調査
- あらゆる種類の経済犯罪に対して戦約的プランを予測して判断するために、変化を監視し評価すること
- 国内経済政策又は国内経済安全保障に悪影響を及ぼす、疑いのある国際的かつ複雑な経済犯罪を監視し評価すること
- 経済犯罪を調査し、捜査し、防止し、及び対抗する円滑な手続を奨励する機関へのアドバイスのガイダンス、チェック、及び提供
- カンボジアにおける経済犯罪を抑制するための手続の施行と、令状、判決等の行使とに関して、検察庁及び裁判所との連絡
- 司法研修及び外国語研修を含む、当局の監督下での役人に対する研修プランの立案
- 司法警察中央局及び国家警察の General Commissariat への結果報告
- 事務的業務、そして、司法警察中央局、国家警察の General Commissariat 及び内務省によって指定された実施業務の履行[23]

下図は、経済警察の組織構成を示す。

政令及び他の政策により、経済警察は次の責任を担う。

[22] 2002 年 1 月 18 日付政令 No. 27 ANK/PK 号
[23] Prakas No.2873 on Duty, Obligations, Rights, and Structure of Anti-Economic Crime Police Department.

下図は、経済警察の組織構成を示す。



2.7 検察庁

カンボジアには、現在、知的財産権侵害等の経済犯罪の追及を担う特別な検察庁は存在しない。検察庁には職権強制措置を取る権限が与えられているが、検察庁は一般的に、権利者が告訴した後、侵害者に対して刑事訴訟を起こすのみである。

検察庁は、刑事告訴をするための十分な証拠を収集するために、捜査、強制捜索、押収、及び他の強制措置を経済警察に指示する。

他には、経済警察は、職権強制措置を行い、検察庁に結果を提出する。これらの結果に基づいて、検察庁はさらに、捜査を要求し、又は、刑事告訴に進むことができる。また、刑事告訴するために証拠が十分であることが確信できないときは、検察庁はこの結果を棄却することができる。

模倣業者に対する裁判をもたらすために、カンボジア模倣品対策委員会(CCCC)はイニシアティブをとり、検察庁に捜査による発見物を提出するが、警察又は検察庁がイニシアティブをとることは多くはない。

2.8 カンボジア関税消費税総局

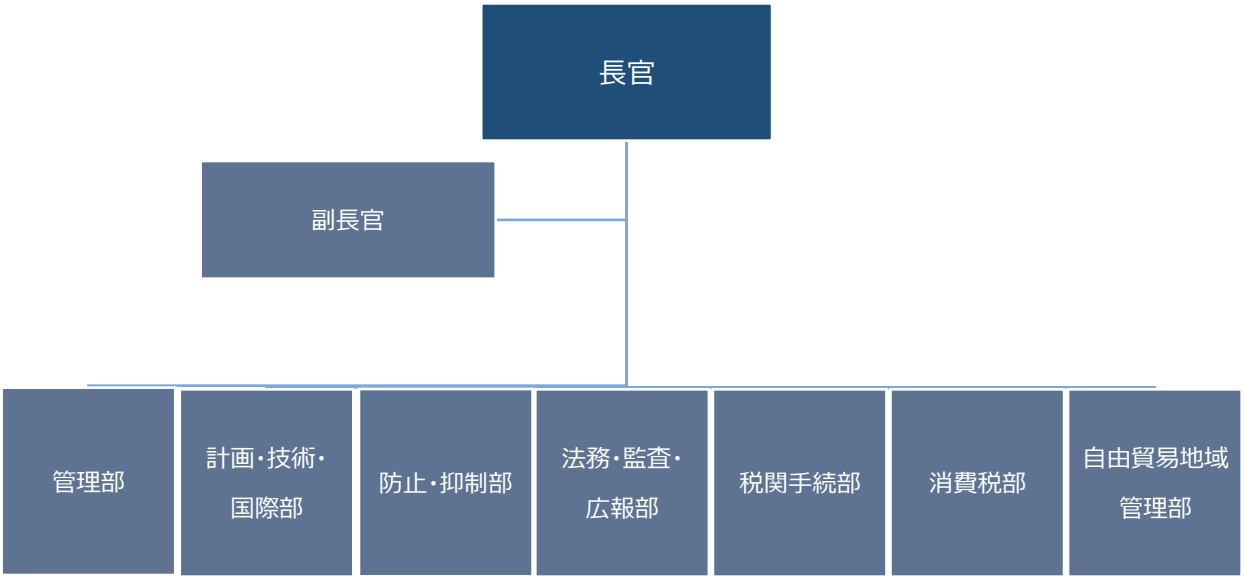
カンボジア関税消費局(関税局)は、正当な貿易及び観光の促進・円滑化、政府歳入の徴収・増加、公正な経済競争の確保、社会安全及び国内安全保障の拡大、及びカンボジア経済発展・実行可能性の維持を担う。

知的財産権侵害に関して、権利者は、国境措置について、標章、商号及び不正競争行為に関する法律の第 35 条に従って申請することができる。適切な手続がとられ(第 3 章参照)、商品が模倣品であることが証明された場合、その商品は関税局によって破壊される。

関税局の役割及び責任は次の通り定義される。

- 専門的で半武装した組織の編成及び管理
- 輸入品及び輸出品に関して政府によって課される関税の脱税に対して法律行為を行うこと
- 輸入品及び輸出品に関する関税及び金額を管理、取り締まり、及び徴収
- 税関の不正を含むすべての不正行為の抑制及び防止
- 国際貿易の円滑化

下図は、関税消費税総局の組織構成を示す[24]。



2.9 裁判所 (司法省)

裁判所(自治体又は地方裁判所、控訴裁判所、及び最高裁判所を含む)は、カンボジアにおける知的財産権に関する紛争解決を担う最終意思決定機関である。裁判所は、差止を命令し、損害賠償を裁定し、侵害の疑いのあるものに関して措置を講じることを税関及び他の政府機関に命令することができる。また、裁判所は、押収した模倣品の破壊を命じることもできる。

しかし、知的財産権に関する裁判所間の制度知識はかなり限られている。知的財産権者はしばしば、制度知識の不足と贈収賄によって結果がゆがめられるというリスクにより、裁判という知的財産権の行使を回避する。さらに、裁判事件は、時間がかかり、高額なことが知られており、また、その結果を予測することは難しい。

[24] 2013 年 10 月 16 日付カンボジア王国政府政令 No 488 号

カンボジアにおける知的財産権の行使

3.1 権利者自らによる対策

カンボジアにおいて、知的財産権者は、侵害者に対して、行政措置、民事措置、刑事措置をとることが可能である。また、法律に基づき、税関を介して商品を押収する方法も利用できる。

カンボジアにおける権利行使はまだ初期段階であり、さらに関係当局は民間企業の知的財産権を行使する適切な手続を策定している最中である。従って、民間企業は、カンボジアにおいて模倣品と対抗する際、適切な戦略を選択しなければならない。いくつかの手段は、当局が関与することなく講じられ、模倣品の製造及び流通を阻止することを目的とする。裁判制度を介した権利行使は予測不能かつ高額であるのため、損害賠償目的の措置はほとんど用いられない。

権利者は通常、相手側に侵害停止要求書(cease-and-desist letter)を送付し、又は、公衆に注意又は警告を公表することによって、交渉による解決を図ることをクライアントにアドバイスする。侵害者が非協力的な場合、又は問題が容易ではない場合には、知的財産局(DIPR)に先立った行政措置、国境措置に対する申立て、模倣品あるいは製造設備の押収のための経済警察及び又はカンボジア輸出入検査・不正抑制局(CAMCONTROL)への申立て、民事・刑事訴訟等の他の措置を取り得る。

調査 (Investigation)

調査、分析、そして権利行使戦略の立案は、知的財産権侵害があった場合に取るべき最初の手段である。求められる救済に関わらず、侵害の証拠を調査して集め、それらに基づいて有効な権利行使戦略を構築することが重要である。侵害者が監視され、あるいは法的措置が取られる虞があると侵害者が気付くと、証拠を収集し、あるいは増やすことが極めて困難になるので、侵害者に対する何らかの措置を講じる前に、侵害の証拠を調査・収集・有効な権利行使戦略の構築を行うことが重要である。

侵害停止要求書 (Cease-and-Desist Letter)

調査結果に応じて、知的財産権者の一つの方策は、侵害者に直接、侵害停止要求書(cease-and-desist letter)を送付することである。カンボジア関係当局は、権利行使がまだ整備中であり、公平に実現されなかったということを認識している。従って、侵害停止要求書は、模倣品の販売を中止し、侵害をやめることについて、侵害者に対する警告として機能する。

この措置は、侵害者に、知的財産権者がカンボジア市場における模倣品に対して措置を講じることを強調する。多くの場合、侵害者は、費用・時間のかかる訴訟を避けるために、権利者に協力し、侵害をやめる。

場合によっては、この通知は、特に、侵害者の行動が国際的かつ故意である場合、あるいは侵害者の生計全体が脅かされている場合、すべての模倣行為をやめさせることを侵害者にもたらすものではないかもしれない。侵害停止要求書は、侵害者に違法行為を他の侵害の可能性の低いものに移そうと思わせる可能性がある。最終的に、侵害者が侵害停止要求書を受け取り、無視した場合、侵害者の行為は侵害者がカンボジア法の故意侵害を犯したことを証明するのに役立ち得る。そして、不注意な違反行為の制裁よりも、より厳しい制裁が科される。

侵害停止要求書は、下記に記載した他の手段ほど費用がかからず、特に小売業者に対して有効である。当然ながら、ある程度の侵害者は侵害停止要求書を無視するので、その場合はさらなる措置を講じる必要がある。

侵害停止要求書が侵害をやめさせるのに有効ではない場合、一つの典型的な手段は行政措置のために知的財産局(DIPR)に申立てることである。侵害者が知的財産局(DIPR)の問合せに応答しない場合、権利者は侵害者に対して民事訴訟又は刑事訴訟を検討する必要があるかもしれない。

公示又は警告(Public Notice or Warning)

公示又は警告は、公衆に対して模倣品について注意を促し、かつ、知的財産権者が不法行為を続ける侵害者に対して自己の権利を行使する措置を講ずることを侵害者に警告するためのものである。模倣品を販売する多くの小規模小売店がある場合、公示は有効である。さらに、小規模小売店が警告を受けたにもかかわらず、権利行使に関わる関係当局はしばしば、医薬品や食料品のような人体に特に有害な模倣品以外の販売に関して取り締まりたがらないことがある。関係当局の理論的根拠は、カンボジアは何年間もこの種の不正販売を認めていたこと、そして、関係当局が警告なく突然、法を行使しはじめた場合に公平ではなく、政治的に見過ごすというものである。

公示は通常、有名な地方新聞に公表される。

知的財産権者が公示を無視する侵害者に対して引き続いて強制措置を講じる準備を行わない場合、知的財産権者はさらに大胆になる侵害者により信頼性を失うので、公示は逆効果になる可能性がある。我々は常に、公示又は警告の前に、知的財産権者が信頼できる次の方策を有することを強く主張する。

3.2行政的救済

商標権

商標権者は、知的財産局(DIPR)が調停人として仲介する行政措置を講ずるために、知的財産局(DIPR)に申請を提出することができる。知的財産局(DIPR)の調停は、フレキシブルな、(同意に至らない場合は)拘束力のない紛争解決手続であり、調停人はその中で当事者間の交渉を促し、当事者が和解に至るように手助けする。

行政措置による対応に関する手段は一般的に、他の手続と比較して、非常に簡易でかつ費用対効果が高い。聴聞会の申請は知的財産局(DIPR)に行われ、調査報告書及びそれをサポートする証拠を提出しなければならない。申請の承認後、知的財産局(DIPR)は、オフィシャルレターを侵害者に送付する。本オフィシャルレターにより、侵害している店舗、倉庫、又は工場の所有者・管理者に、知的財産局(DIPR)に出頭して本件について説明し、かつ1回以上の聴聞で商標権者と交渉することを要求する。

理論的には、侵害者が知的財産局(DIPR)からの本オフィシャルレターを無視し、あるいは知的財産局(DIPR)に出頭することを拒むときは、知的財産局(DIPR)の責任者が地方警察当局に連絡し、侵害者に行政措置に応じるように直接交渉する。しかしながら、実際には、侵害者は一般的に、知的財産局(DIPR)の動きに非常に敏感であり、行政措置の要求を滅多に無視しない。

聴聞が計画されると、調停人が自分が適切であると考える方法で和解をすすめている間、各当事者は調停人に各々の意見書を提出する。和解に至った場合、商標権者又は調停人は、和解条件を含む和解文書(例えば、議事録)を作成する。当事者によって実行された場合、和解文書は拘束力があり、そして、侵害者がその条件に違反した場合の不法行為の証拠として役立つ。

知的財産局(DIPR)は、命令を発したり、裁定を行ったり、商品の差し押さえ・破壊を行う権限を有しないが、侵害者に不法行為をやめるように説得した特筆できる業績を有する。

知的財産局(DIPR)の行政措置は、透明性があり、信頼できる。現在、本手続がカンボジアにおける商標権に関わる多くの紛争を解決するための最も効果的な仕組みを提供している。

特許権

カンボジア王国の工業・手工芸省(MIH)が特許を付与したのは、過去 2 年間だけである。2017 年中旬現在、工業・手工芸省(MIH)にもたらされた特許権侵害事件はなかった。時期が到来し、工業・手工芸省(MIH)が進んで紛争解決措置を講じることを表明したが、工業・手工芸省(MIH)は特許権侵害のおかれた状況に対して措置を講じなかった。

著作権

文化芸術省は、著作権侵害（海賊行為）を含む紛争に関して調整を行う。文化芸術省は、この業務に対して料金を課さないが、手続はまだ新しく、正式に施行されてから間もない。一般的には、手続は次の通りである。

- **登録された著作権等** 著作権者から申請書を受け付けると、著作権部は物理的な登録を行い、(フレキシブルであるが)調停手続を開始する。申請の標準書式は存在しない。著作権部はこの種の支援を提供するリソースを有しないため、申請者は自身で海賊行為に対して調査を行い、十分な証拠を集めることが期待されている。

- **未登録の著作権等** 著作権者から申請書を受け付けると、著作権部は申請書と証拠を確認し、申請者が真の著作権者であることを示す、さらに多くの証拠を提出するよう申請者に依頼することができる。著作権部は、未登録の著作権の権利者に対して調査を行い、又は証拠を見つけることができるリソースを有しないため、その責任は、権利者に、(i)著作権保護の権利を与え、そして(ii)現実の著作権侵害を証明することである。著作権者は、上記項目(i)を避けるために、可能なかぎり、文化芸術省に著作権を登録すべきである。

3.3 訴訟手続による救済

行政措置によって侵害から救済することができない場合、知的財産権者は裁判制度を利用し、侵害者に対して刑事訴訟及び民事訴訟を起こすことができる。残念なことに、カンボジアの裁判制度は、十分に整備されておらず、ほとんどの紛争において現在有意義な手段ではない。

背景

クメール・ルージュ政権の間、カンボジアの法律制度全体が廃止され、裁判制度は解体された。そして、ベトナムがカンボジアに侵攻してクメール・ルージュを倒し、1979 年にクメール・ルージュ政権が終わった。内戦はパリ和平協定が締結された 1991 年まで続き、その後、国連カンボジア暫定統治機構 (UNITAC: United Nations Transitional Authority in Cambodia)が暫定政府として設立された。国連カンボジア暫定統治機構は、機構自身の軍隊、警察、刑務所及びその他の制度を有し、平和を取り戻し、1993 年 5 月に選挙を行うことを手助けした。選挙後、国連カンボジア暫定統治機構は残り、選ばれた政府を支援し、現首相である Hun Sen 氏が 1998 年の選挙を勝利するまで平和を取り戻す手助けを行った。Hun Sen 氏はその後カンボジアの首相となる。

カンボジアの国民議会が民事訴訟法を承認した 2006 年まで民事訴訟法は存在しなかった。民事訴訟法は、2007 年に制定され、刑法が 2009 年に制定された。民法の実施に関する法律は 2011 年まで制定されなかったため、カンボジアの法律制度が非常に新しいことは明らかである。

カンボジアは、民法の国である。日本とは異なり、知的財産権の紛争に対する特別な裁判所はない。最高裁判所の判決は、将来の裁判に対して拘束力がなく、さらに重要なことには、ほとんど報告されない。従って、裁判所が、成文法をどのように解釈し、あるいは種々の状態における事実をどのように当てはめるのかについて信頼できる示唆はほとんどない。また、手続が透明性に欠き、裁判所がしばしば汚職で訴えられるため、カンボジアにおける訴訟結果の予測は他の国々より難しい。

紛争が裁判を通過するため何年間もかかる可能性があるため、カンボジアの訴訟構造は時間の浪費である。また、訴訟費用は、下級裁判所の通常の事件で約 US $20,000（但し、裁判所への申請費用、雑費及び VAT を除く）に上り、高額である。クライアントは、カンボジアの知的財産権紛争を訴訟で解決することを決定することはほとんどなく、多くのクライアントは、知的財産局(DIPR)の行政措置、及び／又は、権利行使措置のためにカンボジア模倣品対策委員会へのアプローチを選ぶ。

カンボジア模倣品対策委員会(CCCC)、経済警察、税関、カンボジア輸出入検査・不正抑制局(CAMCONTOROL)が模倣品に対してより積極的になると、訴訟は近い将来広く普及すると十分に考えられる。

3.3.1 民事的救済（民事訴訟）

損害

侵害により損害を被る知的財産権者は、民法上の損害賠償と特定の救済を請求することができる。

- **商標権**[25] 商標法は、権利者の商標を侵害し、あるいは不正競争行為をはたらく者に対して裁判手続を起こす権利を、登録商標の権利者が有し、そして、裁判所が賠償金の支払い、及び／又は、差止命令を行うことができる旨を規定する。
- **特許権**[26] 同様に、特許法は、特許権を侵害する侵害者に対して、賠償金の支払いを裁定し、そして、差止を命令する権限を裁判所に与える。
- **著作権**[27] 最後に、著作権法は、損害を認定し、さらなる著作権侵害を禁止し、名誉棄損を是正し、そして、紛争物を取り戻したり破壊したりすることを裁判所に要求する権利を、著作権者に与える。

時効[28]

不法行為に基づく損害賠償請求に関する時効は、損害を被った当事者あるいはその法定代理人が侵害行為に気付いた時から 3 年、又は、侵害行為が起きた日から 10 年である。

---

25 カンボジア王国の標章、商号及び不正競争行為に関する法律(2002 年), 第 11, 24, 27 及び 28 条
26 特許、実用新案証及び意匠に関する法律(2003 年), 第 43 及び 126 条
27 著作権法及び関連する権利に関する法律(2003 年), 第 57–61 条
28 民法第 765 条

立証責任

民事訴訟における立証責任のレベルは、非常に高く、証拠の優越(a preponderance of the evidence)に依存する。立証の成功の可能性は刑事訴訟よりも民事訴訟の方が高く、民事訴訟における立証責任のレベルは(合理的な疑い(reasonable doubt)を超える)刑事訴訟における立証責任よりも低い。

一般手続

民事訴訟における手続きは、原告が裁判所に訴状を提出し、その後、被告は答弁書を提出する。裁判所は、証拠尋問に当事者を呼び、判決を下す。状況により、判決は控訴裁判所に控訴され、そして最高裁判所に上訴される。

仮差止め(Preliminary Injunctions)

- **商標権**[29] 商標法は、侵害、切迫した侵害、あるいは、不正競争行為を防止し、又は侵害容疑についての関係証拠を保全するため、裁判所に暫定措置を命じる権限を与える。申立人が、自分が商標権者であり、かつ侵害が切迫しているという一応の証拠(prima facie evidence)を提出し、さらに、被告を保護し、乱用を防止するために(裁判所により定められた)担保を提供する場合、緊急措置が命令される。暫定的な救済が命令された場合、被告はその通知から 15 労働日内に尋問を受ける権利がある。さらに、申立人は、その通知から 20 日以内に本件の訴訟手続を開始しなければならず、それを行わなかった場合は、裁判所が被告の要求により暫定措置を取り消さなければならない。暫定措置が取り消された場合、あるいは、申立人が本件で敗訴した場合、暫定措置によってもたらされた損害に対して、裁判所は被告に賠償金を支払うことを申立人に要求することができる。

- **特許権**[30] 特許法は、特許権侵害又は切迫した侵害を防止するために、裁判所が差止め命令を出すことを認めているが、差止め命令を得るための基準に関しては規定していない。しかしながら、カンボジアの民事訴訟法は、原告による本件の強力な証拠と、被告が裁判の間に原告の特許権を侵害し続けることが認められ、判決が言い渡された後に損害を回復できないという強力な主張を立証できる場合、終局判決がでるまでの間、裁判所に仮差止／仮救済を命令する権限を与える。裁判所は、この種の予備的救済を与えた場合、通常、申立人が最終的に敗訴した際に原告の損害に対して担保を提供することを申立人に命令する。

- **著作権**[31] 著作権法は、裁判所に、実際の又は切迫した著作権侵害を禁止し、著作権侵害にかかるものを押収、又は破壊し、そして、著作権侵害に関する証拠保全を行う権限を与えている。これらの法的措置に根拠がないことが証明された場合、申立人は被告の実際の損害に対して責任を負う。申立人が押収から 30 日以内に本件について訴訟を起こさない場合、裁判所は被告の請求により押収したものを解放する。

---

[29] 標章、商号及び不正競争行為に関する法律(2002 年), 第 27–34 条

[30] 特許、実用新案証及び意匠に関する法律(2003 条), 第 126 条. カンボジア王国民事訴訟法典 (2006 年), 第 540–557 条

[31] 著作権及び関連する権利に関する法律, 第 57–61 条.

訴訟費用[32]

民事訴訟法の下、民事訴訟の原告は、民事訴訟を起こす場合、裁判所に訴えの提起手数料を払うことが求められる。訴えの提起手数料は、訴訟の目的の価額に基づいてスライド制で計算されるが、一般的には(その価額の 1%以下で)非常に少額である。追加の提起手数料は、手続の様々な段階で適用されるが、それらも少額である。また、カンボジアに資産を有さない外国の原告は、裁判所の最終判決で被告が勝訴する場合、被告の訴訟費用を相殺するために、裁判所に担保を提供することが要求される。最後に、外国の原告／知的財産権者に対して、裁判所が慎重を期して軽々しく、知的財産権者の実際の訴訟費用のほんの一部よりも多い額を支払うことを侵害者に命令することは想定してはしないが、裁判所には裁判の最後に、訴訟のすべての費用を負担するよう敗訴者に命令する権限が与えられている。

3.3.2 刑事的救済(刑事訴訟)

商標権侵害[33]

商標法は、次の刑事罰を課す。

- 登録された商標、サービスマーク、団体標章、又は商号を模倣し、又は、模倣した標章を付し、あるいは偽造した商標・サービスマーク・団体標章を付した商品を輸入し、販売の申出をし、販売し、販売のために所持した場合、1 百万リエルから 20 百万リエル(約 1,250–2,500 米ドル)の罰金、あるいは 1 年から 5 年の懲役に処し、又はこれを併科する。
- 他の企業の商標、サービスマーク、団体標章、あるいは商号であると公衆に信じさせるために、登録された商標、サービスマーク、団体標章あるいは商号を模倣することによって不正競争行為を行った場合、5 百万リエルから 10 百万リエル(約 1,250–2,500 米ドル)の罰金、あるいは 1 月から 1 年の懲役に処し、又はこれを併科する。
- 同じ罪を繰り返す侵害者には、罰金及び刑期について倍加する。法に違反して、輸入され、販売され、販売の申出がされ、又は販売の目的で所持された商品は、何人が有罪の判決を受けたかに関わらず、押収、又は破壊されなければならない。

特許権侵害[34]

特許法は、次の刑事罰を課す。

- 故意に、特許権侵害を構成する行為を実施した場合、5 百万リエルから 20 百万リエル(約 1,250–5,000 米ドル)の罰金、あるいは 1 年から 5 年の懲役に処し、又はこれを併科する。
- 前科から 5 年以内の累犯の場合、罰金及び刑期について倍加される。また、裁判所は、侵害品及びその製造手段を押収及び破壊する権限を有する。

---

[32] カンボジア王国民事訴訟法典 (2006 年), 第 59–68 条
[33] 標章、商号及び不正競争行為に関する法律 (2002 年), 第 63–65 条
[34] 特許、実用新案証及び意匠に関する法律(2003 年), 第 132–135 条

著作権侵害(海賊行為)[35]

著作権法は、次の刑事罰を課す。

- 著作物を製作、複製した場合、5 百万リエルから 25 百万リエル(約 1,250–6,250 米ドル)の罰金、あるいは 6 月から 12 月の懲役に処し、又はこれを併科する。
- 海賊版を輸入又は輸出した場合、2 百万リエルから 10 百万リエル(約 500–2,500 米ドル)の罰金、あるいは 6 月から 12 月の懲役に処し、又はこれを併科する。
- 実演家の権利を侵害し、又は侵害されたその実演を公衆送信した場合、1 百万リエルから 5 百万リエル(約 250–1,250 米ドル)の罰金、あるいは 1 月から 3 月の懲役に処し、又はこれを併科する。
- 実演家、レコード製作者、映像製作者、放送事業者の同意なく、著作物を製作、複製した場合、5 百万リエルから 25 百万リエル(約 1,250–6,250 米ドル)の罰金、あるいは 6 月から 12 月の懲役に処し、又はこれを併科する。
- 実演家、レコード製作者、映像製作者、放送事業者の同意なく、レコード、カセット、ビデオカセットを輸入又は輸出した場合、2 百万リエルから 10 百万リエル(約 500–2,500 米ドル)の罰金、あるいは 6 月から 12 月の懲役に処し、又はこれを併科する。
- 実演家、レコード製作者、映像製作者、放送事業者の同意なく、放送事業者によって放送された場合、1 百万リエルから 10 百万リエル(約 250–2,500 米ドル)の罰金、あるいは 1 月から 3 月の懲役に処し、又はこれを併科する。
- 上記したすべての場合について、累犯は、罰金及び刑期について倍加される。さらに、裁判所は、海賊版及び海賊行為を介して得た収入を差し押さえ、違反の実行に使用された設備を没収し、そして、没収物の破壊あるいは正当な著作権者への返却を命令する権限を有する。

一般の刑事手続

知的財産権者が侵害者に対する刑事的救済を求めたい場合、刑事訴訟法は知的財産権者が警察又は検察官に告訴することを要求する。彼らは、状況に応じて、ある程度の予備調査を行う法律上の義務を有する。そして、検察官は事件を追及するか否かの決定権を有する。実際に、これらの当局は、一つには当局は予算が限られているという理由で、また一つには模倣品が公衆に健康又は安全保障に悪影響を与えない限り、これらの当局が知的財産権の問題について高い優先度を設定しないという理由で、知的財産権者が私的な調査を行い、当局が事件に興味を持つ前に可能な限り多くの証拠を集めることを要求することが多い。

[35] 著作権及び関連する権利に関する法律(2003 年), 第 64–66 条

民事訴訟の共同原告[36]

知的財産権者が侵害からもたらさせた実際の直接的な損害を証明できた場合、知的財産権者は刑事訴訟とともに損害賠償請求の民事訴訟を起こすことができる。裁判所は知的財産権者に担保の提供を命令でき、そして、裁判所が本民事訴訟の根拠がない、あるいは権利の乱用であると結論を下した場合、担保が罰金として没収される。また、そのような場合には、被告は、損害賠償を請求する権利がある。

立証責任[37]

刑事訴訟において、検察当局は被告が故意に被害者の知的財産権を侵害したことを証明しなければならず、また、立証責任は合理的な疑い(reasonable doubt)を超えるものであるため、立証責任は、民事訴訟の立証責任よりもかなり高いレベルである。実際に、侵害者が小売店である場合、商標権者はその小売店に侵害停止要求書を送付することを検討し、かつその小売店に1、2週間の回答期間を与えるべきである。侵害している小売店が侵害停止要求書を送付した後も侵害品を販売し続ける場合、知的財産権者は刑事訴訟を起こすよい機会となる。

控訴

検察当局、民事訴訟の原告及び被告を含むすべての当事者は、控訴裁判所さらには最高裁判所に下級裁判所の判決に対して控訴する権利を有する。控訴期限は通常、判決日から 1 ヵ月であるが、例外も適用される。

時効[38]

関係当局に知的財産権侵害の刑事事件を報告するため、時効までの期間は一般的に、犯罪を起こした後 5 年である。民事訴訟が刑事訴訟とともに起こされた場合、民事訴訟の時効は刑事訴訟の時効までの期間と同じである。

3.4 税関に関する事項

税関登録

カンボジアは、適切な税関登録システムを有していない。知的財産局(DIPR)の職員は、販売契約が独占かつ登録された場合のみ並行輸入を阻止するために、自分達が国境当局と協力することを表明した。この実務は将来変わるかもしれないが、現時点では、商標権者は並行輸入に対して対抗し、また必要であれば商標権の行使能力を高めるために、販売契約を知的財産局(DIPR)に登録すべきである[39] 。医薬品関連商品の独占的な販売契約は登録されないことに留意し、結果として並行輸入された医薬品を保留することを税関当局に説得することは困難、もしくは不可能である。

---

[36] カンボジア王国刑事訴訟法典(2007 年), 第 13–26 条
[37] 標章、商号及び不正競争行為に関する法律 (2002 年), 第 66 条; 特許、実用新案証及び意匠に関する法律(2003 年), 第 133 年; 著作権及び関連する権利に関する法律 (2003 年) は立証責任について規定していない。
[38] カンボジア王国刑事訴訟法典 (2007 年), 第 10–11 条
[39] 登録商標を付した輸入品に対する承諾書を記録・申請する手続に関する省令

国境措置[40]

権利者は、関税局、カンボジア輸出入検査・不正抑制局(CAMCONTROL)、裁判所と連携し、通関手続を保留し、模倣品を破壊する申請を行うことによって国境措置を講じることができる。

税関登録システムとは対照的に、この国境措置は、単一回通関を受ける際に受けられ、当局は永久的には模倣品を捜さない。国境措置が認められた場合、通関手続は保留され、国境で拘束され、模倣品を含む場合には押収される。申立人は、入国地の近くで侵害被疑品を保税倉庫に預ける責任を負い、通常侵害被疑品を検査することと、それらが模倣品であるか否かの判断を助けるために調査、検査、分析のためにサンプルを抜き取ることが認められる。通関手続が保留された旨の通知がされた後 10 日以内に、申立人が事件の実体的事項について訴訟手続を開始しない場合、保留された通関は解放される。10 日間の期限は、申立人が正当な理由ー例えば、申立人が侵害被疑品を分析し、あるいは裁判手続を準備するためにさらに時間を要する旨ーを示せば、申立人の申請により延長され得る。

通関業務の保留申請は、関税局、カンボジア輸出入検査・不正抑制局(CAMCONTROL)に行う。申請書は、カンボジアにおいて登録された商標の権利者、ライセンシー、又は独占(及びライセンスされた)販売業者によって申請されなければならない。

通関業務の保留の申請書は、以下の事項を含む。

- 積み荷が模倣品であるという一応の証拠(prima facie evidence)を示す申し立て
- 侵害被疑品の説明書(及び、使用可能な場合、サンプル)
- 保留された疑いのある積み荷を特定する情報
- 商標登録の証明書
- 申請者の情報
- 申請が委任代理人によって行われた場合、登録商標の権利者の委任状
- 申請料(残念なことに、経済財政省は申請料を設定しておらず、そのため、当局に対して行動をとるか否かの決定には慎重な姿勢をとる可能性がある)

当局はまた、申請者に、担保金を支払い、又は、商品が偽物ではないと判断された場合に、輸入者及び当局を保護するために十分な他の担保が得られることを要求する。申請は、60 日間有効である。

水際対策措置は、商標権者と著作権者のみが利用できる。法は、特許権、実用新案権、又は意匠権を侵害する輸入品の通関保留する手続を与えていない。この点は、税関職員が、商標権、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、そして植物育成者権に関して措置を講じる権限を有する日本の実務とは異なる[41]。しかしながら、医薬品は、 (i)医薬品が、ラベルの表示に関わらず、特定された有効成分を含有しておらず、

---

[40] 標章、商号及び不正競争行為に関する法律(2002 年), 第 35–47 条. カンボジア王国の標章、商号及び不正競争行為に関する法律の施行に関する政令(2006 年), 第 38–42 条. 商標マニュアル, 商務省知的財産局(2002 年), Part 9. 著作権法および関連する権利に関する法律(2003 年), 第 63 条.

[41] 日本国財務省"日本税関の役割(2009 年知的財産権の行使に関する報告) (The Role of Japan Customs - Report on IPR Enforcement in 2009)" http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/ipr_p.pdf

(ii)医薬品が、ラベルで特定された以外の有効成分と異なるものを含有し、(iii)医薬品が、特定された有効成分を含有するが、ラベルに表示された濃度と異なる濃度であり、または、(iv)医薬品が、正しい濃度の特定された有効成分を含有するが、ラベルで表示された有効成分源と異なる成分源である場合、国境で差し押さえられる。

カンボジア市場における模倣品の実態

4.1 最近 10 年間(2007 年以降)の模倣品の実態

違法行為を取り締まる当局による最近の取り組みはかなり成功しているが、模倣品はカンボジア中に広く流通している。衣類、電子機器及び化粧品は、人気のあるブランド商品を欲しがるが、ブランド商品の価格を支払うことを拒むカンボジア人の間で、最も代表的な模倣品である。模倣品が広く行き渡っている主な理由は、購入者は安いものを金額に見合う価値で得ていると感じており、購入している商品が真正品か模倣品かは購入者に影響をもたらさないからである。多くの市場は、衣料品、靴、映画及び電子機器の真正品と模倣品の両方を販売する露店が数百から数千軒を連ねている。店舗間の競争により、販売業者は激しい価格競争に晒され、多くの(但し、必ずしも全てではない)安価なコピー商品が真正品よりも著しく安価になる。この価格格差が、真正品の購入を正当化することをさらに困難なものにしている。

カンボジアにおける侵害に対して措置を講じたい企業が直面する一番の障害は、国民意識である。模倣品が魅力的で、安価で、有害ではないという国民意識が、当局の模倣品に対抗する措置をより困難にさせている。したがって、当局は、(体内に摂取できる)偽物の化粧品、医薬品及び食品等、消費者に潜在的な高い危険をもたらす模倣品に対する措置に重点をおき始めている。

カンボジアにおける模倣品対策に関する他の問題点は、いくつかのブランドについては、模倣品の流通が広く行き渡っているということである。模倣品に対して意義ある措置を講じるためには、当局による大規模な干渉が、製造、倉庫、卸売及び小売のレベルで要求され、複数の政府機関の間で連携が取れた取り組みが要求される。企業は、問題が蔓延し、有効な措置を講じることが困難になる前に、ブランド商品の侵害に対抗する措置を講ずるべきである。

最後に、保護のために模倣業者が法執行機関に支払う、あるいは、権利者が非公式な支払いを提示しない場合、当局が知的財産権者に対して合法的に行動することを拒むという、贈収賄はカンボジアの問題として残ったままである。このような状態は蔓延しているが、必ずしも全ての政府機関又は執行機関が罪を犯しているわけではない。知的財産局(DIPR)、カンボジア模倣品対策委員会(CCCC)等の当局は、違法行為に対して優れた働きを行っており、このような状況下で取り組みの強化を求め続けたい。

4.2 カンボジア市場における模倣品の主要地域、及び、模倣品に関するカンボジアの事件例

電気・電子製品

カンボジアでは、腕時計、DVD、スピーカー、携帯電話、及びそのアクセサリーは通常、市場やモールで販売されているが、それらは模倣されたり又は販売権限が認められていない場合がある。

コピーされた映画、ソフトウェア、及びゲームは、カンボジアで広く利用されている。緩い取り締まりと著作権の法理に対する知識の少なさにより、映画等をコピーする事業が蔓延している。また、1 章と 6 章で、カンボジアでは、ほとんどの外国の著作物等に対して著作権による保護が行われていないことを示した。インターネットは、販売業者がコピーする新しいものを見つけることを、著しく容易にした。購入者から要望があれば、販売業者は即座に、映画、ソフトウェア、又はゲームをダウンロードすることができる。販売業者は

すぐに、ダウンロードしたものを DVD に焼き付け、購入者に渡す。その品質は、ダウンロードしたものの品質に依存し、DVD 等はしばしば、オーディオ機器やビデオが低品質のため、視聴することができない。

腕時計もまた、東南アジアの市場で人気があり、カンボジアも例外ではない。品揃えが豊富なブランド品及びモデルは、様々な市場、ショッピングセンター、及び宝石店で入手できる。

しかしながら、カンボジアの若い年齢層に最も人気のある電子・電気機器はおそらく、携帯電話及びそのアクセサリーである。アクセサリーは、携帯電話等に接続できる充電器、ケース、ヘッドフォン、モバイルバッテリー、スピーカーを含む。このような種類の製品の模倣品は、カンボジア中の市場、店舗、フェースブックのグループ投稿で見つけられ、入手できる。これらの製品の製造品質は低水準であり、これらの製品のいくつかは火災を引き起こし、ユーザーに火傷を負わす可能性があることは深刻である。

また、炊飯器、照明、スピーカー、アイロン、及び他の一般的な家電機器等の家電製品も人気がある。家電製品の模倣品は市場で広く販売されており、消費者が「廉価版」を要望すると、多くの店舗は模倣品をすすめる。

*プノンペンの **Central Market** で販売業者が販売する腕時計の近接撮影*



出典: Tilleke & Gibbins

*プノンペンの **City Mall** の販売用腕時計*



出典: Tilleke & Gibbins

*英語版 **DVD** を販売するプノンペンの **touristy riverside** の **DVD** ショップ*



出典: Tilleke & Gibbins

本物の中古品と模倣品の、携帯電話及びそのアクセサリーを販売するプノンペンの携帯電話ショップ



出典: Tilleke & Gibbins

*プノンペンの **City Mall** における、模倣品と本物 の様々な販売用家電製品*



出典: Tilleke & Gibbins

*プノンペンの **Central Market** での販売用携帯電話アクセサリーの模倣品*

購入者は交渉により、ソニー、シャープ、サムスン、アップル、あるいは他の正規携帯電話製造企業から直接購入した価格よりも、安価で購入できる。



出典: Tilleke & Gibbins

化粧品及び医薬品

カンボジアにおける化粧品及び医薬品の模倣品は通常、使用にあたり最も危険性が高い模倣品の代表例である。スキンケア商品は、身体に用いられ、その商品が模倣品であり、危険なあるいは不衛生な成分を含有している場合や、有害である場合がある。医薬品はしばしば、深刻な病状に対して取り扱われる。その医薬品が、自分が購入した薬が偽物であり、有効成分を含有しておらず、正しくない服用量あるいは異なる含有成分を含有していることに購入者が気付かない場合、又は、購入者がカンボジアの熱帯気候に対して適切に保管されなかった商品を購入した場合、購入者は害を受ける可能性がある。公衆を保護しようとして、当局は最近、化粧品及び医薬品の模倣品に対して措置を講じるようになった。

多くの措置は、権利者が訴訟を起こしたときに取られるが、当局の調査部門又は外部の情報提供者が潜在的に有害な商品に関係する重要な模倣を特定した場合に、当局が措置を講じることが多い。最近、当局は、侵害者に対して多くの摘発措置を講じることに成功した。

2017 年 5 月、カンボジア模倣品対策委員会(CCCC)は、何回かの摘発を行い、プノンペンの家屋及び倉庫から 70 トンの偽物のスキンケア商品を押収した[42] 。押収された製品の一部は、その地域で製造され、有名製造企業のブランド商品名の化粧品としてラベルが付けられていた。他にも、並行輸入されたが、事業者が保健省からの必要なライセンスを持っておらず、また輸入税を支払っていなかったため押収された

[42] http://www.phnompenhpost.com/national/ministry-seizes-30-tonnes-cosmetics

ものもあった。このような場合、事業者は逮捕され、当局が潜在的に危険な偽物を製造して販売する者に対して断固たる措置を講じることを強く示すため、偽物は廃棄された。押収された様々な種類の商品には、石鹸、ローション、シャンプー、口紅、肌用ホワイトニング商品等の、その成分が正しくない場合は極めて有害である可能性があるものが含まれていた。

さらに最近では、2017 年 6 月 27 日、プノンペンの倉庫で他の摘発措置があった。倉庫内の商品が模倣品で、潜在的に有害性物質で製造されていると疑われたものであり、約 1,000 個の段ボール箱が発見され、すべての商品には 30 種類を超える化粧品ブランドのラベルが付けられていた。以下は、カンボジア模倣品対策委員会(CCCC)が化粧品の模倣品を対象として行ったいくつかの摘発の写真である。

カンボジア模倣品対策委員会が Kandal Province で摘発した化粧品の模倣品であふれた倉庫/製造工場





出典: カンボジア模倣品対策委員会提供

2017 年 5 月 8 日、プノンペンの内務省での記者会見で展示された押収された化粧品の模倣品



出典: カンボジア模倣品対策委員会提供

2017 年 5 月 8 日、プノンペンの内務省での記者会見で展示された押収された化粧品の模倣品



出典: http://www.scmp.com/news/asia/southeast-asia/article/2093537/four-chinese-arrested-cambodian-raids-net-70-tonnes-fake

当局により摘発された化粧品の模倣品（食料品ではない）を含む廃棄された偽物の商品
当局は近年、化粧品の模倣品に対して強い姿勢を取っている。



出典: https://www.voanews.com/a/global-trend-in-counterfeiting-and-piracy/3783360.html

2013 年 5 月 30 日の摘発で、当局が押収された模倣品及び未承認の薬を調べている様子。



出典: http://www.phnompenhpost.com/national/200-kilos-counterfeit-meds-seized-capital

オートバイ、自動車、及びそれらの部品

カンボジアでは、大多数の人々がオートバイあるいは自動車のいずれかで移動する。カンボジアの最近の経済成長により、自動車の所有者は、新車の所有よりもかなり一般的である中古車の所有により、顕著に増えた。日系の大手自動車メーカー等の信頼性が高く、手が届く価格の中古車が、米国、カナダ、及び日本から輸入されている。

この点に関する大きな問題は、非公式なルートを介してカンボジアに輸入される、新車及び中古車の並行輸入である。この手の車の輸入元はしばしば、追跡することが困難である[43]。

多くのこのような車両は、後に交換部品が必要になる。本来の製造業者からの交換部品の正規品は、簡単に入手したり、購入できないほど値段が高いことがあり、模倣品や未承認の部品のマーケットを活気づける。

自動車の部品は容易に、東南アジアの多くの国々で入手でき、カンボジアも例外ではない。一般的に購入されるものは、オイルフィルタ、オイル、ブレーキパッド、ヘッドライト、油圧ホース、タイヤ、ホイールキャップ、及び他のアクセサリー等である。

***Prey Veng Province* における国道 1 号沿いの店舗での販売用オイルフィルタの模倣品**



43 https://www.forbes.com/sites/markjbjackson/2016/05/10/cambodias-not-so-secret-grey-car-market-threatens-luxury-auto-industry/#1c132db3360c and http://www.phnompenhpost.com/business/mercedes-grey-market-face and https://www.cambodiadaily.com/business/gray-market-cars-continue-to-deter-potential-investment-125321/

出典: Tilleke & Gibbins

プノンペンのロシアン市場(Russian Market)の店舗の販売用自動車用部品



出典: Phnom Penh Post

食料品

食料品及び飲料の模倣品は、消費者の健康に喫緊のリスクをもたらすため、消費者間では人気がない。消費者は、リスクある食料品及び飲料の模倣品を避ける傾向があり、従って、これらの商品は、衣料品の模倣品や、購入者にほとんど物理的な害をもたらさない他の模倣品のように、多くは流通していない。消費者が食料品及び飲料の模倣品を購入する際、それらが偽物であることを気付かず購入していることがある。

さらに、このような食品、飲料、あるいはアルコール商品は本物であるが、しばしば適切なラベルが付されていない未登録商品であることがある。カンボジア法は並行輸入を禁止しているが、多くの食料品及びアルコール商品は、タイ及びベトナムから密輸されている。

偽物の商品、未登録の商品及び並行輸入品は、医薬品食品化粧品局(Department of Drugs and Food)等の規制当局による分析・検査を逃れるため、これらの商品は消費者を危険に晒している。さらに、これらの商品は、カンボジアの熱帯気候に対して適切ではない環境下で輸送され保管され、あるいは賞味期限を経過している場合もある。

*模倣品及び並行輸入品を含む食料品を販売する **Poipet** の露店及び店舗*

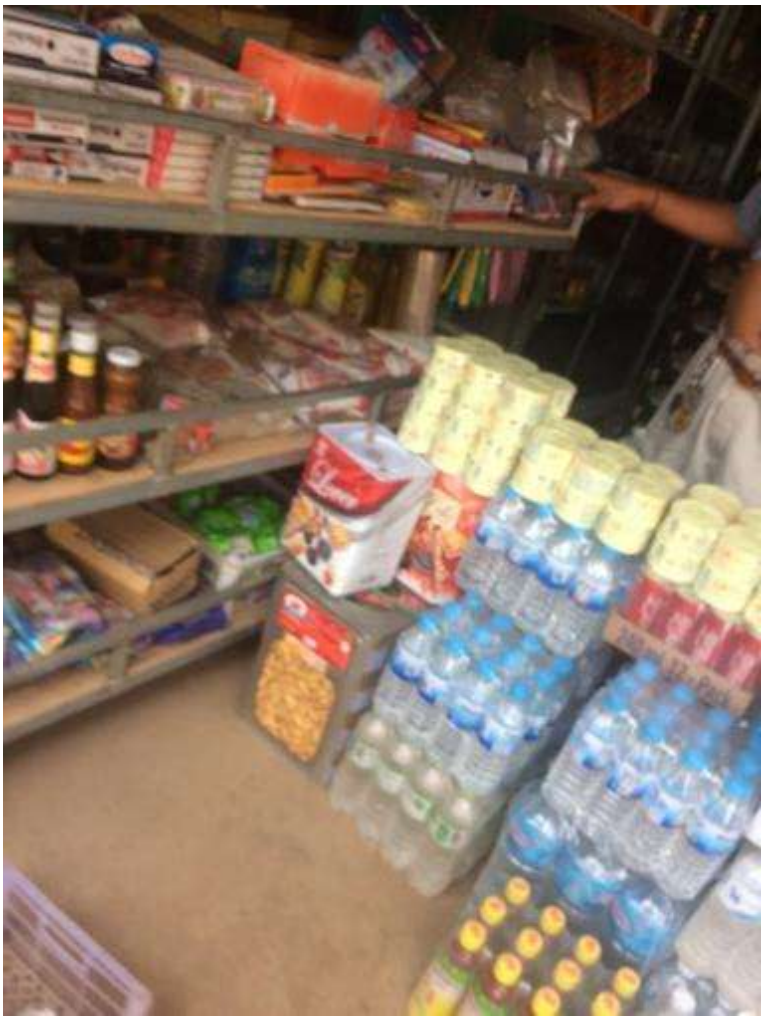


4



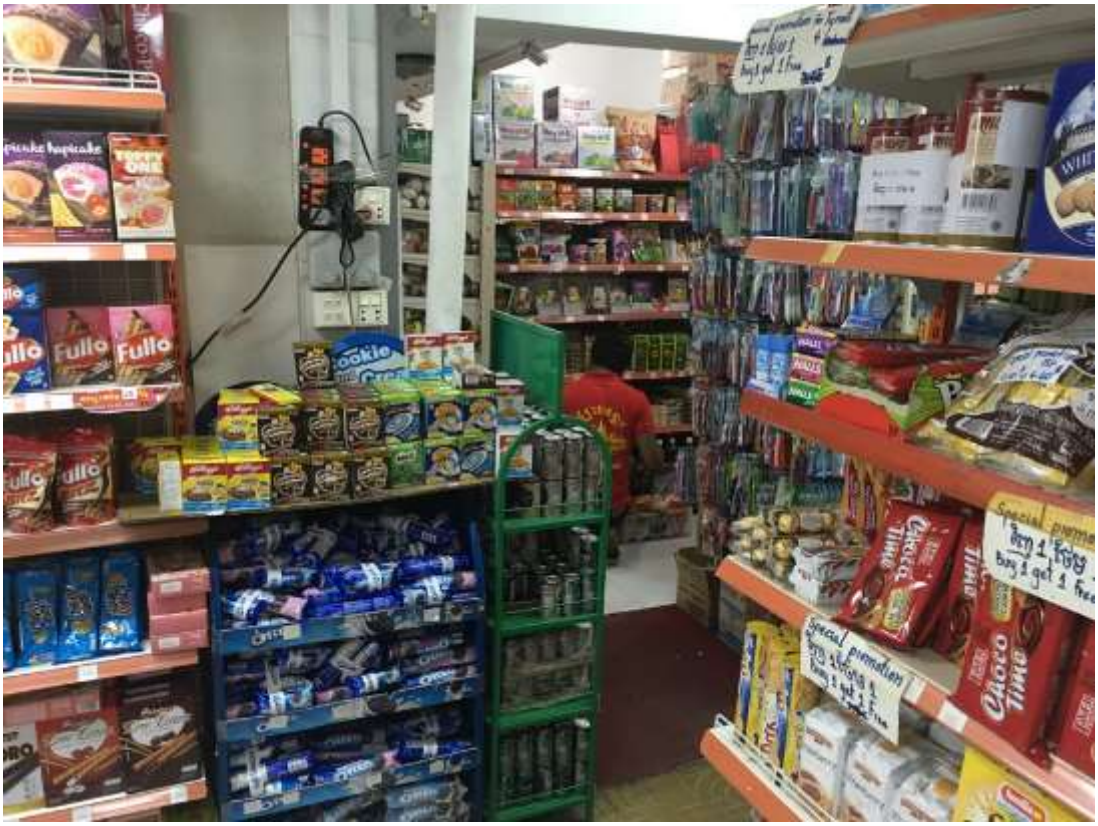
出典 Source: Tilleke & Gibbins

***Poipet** の店舗で展示された食料品．中間棚のいくつかの **MSG** 商品は模倣品である。*



出典: Tilleke & Gibbins

未承認並行輸入品である、正しくないラベルが付けられた食料品を販売するプノンペンのミニマート. この手のミニマートは正規品、模倣品及び並行輸入品を販売し、 店主はこれらの商品が違法であることに必ずしも気付いていない。



出典: Tilleke & Gibbins

衣料品及びアクセサリー類

衣料品の模倣品は、ブランド品の衣料品を欲しがるが、ブランド商品の価格で購入することに慣れていない、又は購入することができないカンボジア人の間で、非常に人気がある。また、大幅な値引き価格で、お気に入りの西洋ブランド品を購入することができるため、カンボジア土産として購入する旅行者も多い。多くの旅行者は、自国の市場における模倣品をよく知らないだけでなく、自国に戻った後、品質の低さに失望させられる。

最も人気のある衣料品及びアクセサリーの模倣品は、サンダル、シャツ、小物入れ、財布、及びサングラス等である。購入者が、カンボジアの市場で入手できる衣料品及びアクセサリー類を見つけたときには、品質に考慮することが重要である。衣料品の模倣品の品質はしばしば、低品質の布、スティッチング誤差、縫い目笑い、ずさんなサイズ、誤ったあるいは不適切箇所にあるロゴ、及び洗濯機ですぐに洗い流れる染料により、正規品と比較してかなり低い場合がある。さらに、このような商品の製造元・輸入元は通常不明であり、購入者が容認できない又は非人道的であると感じる状態で製造された衣料品を購入している場合がある。

以下は、カンボジアで一般的に入手できる衣料品の模倣品の例である。

*プノンペンのロシアン市場(**Russian Market**)での 模倣品の疑いのある販売用シャツ. 正規品と比較してこのようなシャツの低価格は、地域住民及び旅行者に魅力的である。*



出典: Tilleke & Gibbins

プノンペンの ロシアン市場(Russian Market) での販売用ポロシャツの模倣品. 低価格に加えて、ロゴが正規品のロゴと異なる。



出典: Tilleke & Gibbins

プノンペンの中央市場(Central Market) での安価な販売用ジーンズの模倣品



出典: Tilleke & Gibbins

*旅行者の間で人気のある、**Gucci**、**Louis Vuitton** 等の有名ブランド商品の小物入れの模倣品*



出典: Tilleke & Gibbins

4.3 模倣品の流通実態

4.3.1 模倣品の製造及び組立 (製品分野別)

概してカンボジアは、模倣品の主な生産地としては考えにくい。国連薬物・犯罪事務所(United Nations Office on Drugs and Crime)及び世界税関機構(World Customs Organization)によれば、世界中で押収された模倣品の約 75%は中国で製造されている[44]。中国に非常に近いカンボジアの位置及びカンボジアの経済・社会状況 (5 章参照)が模倣品にとって魅力的な市場にしている。

カンボジアの大規模な衣類市場についても、衣料品の模倣品の製造が地元（カンボジア内）で行われている可能性は低い。しかし、最近の摘発では、化粧品の模倣品について地場の製造工場が発見された。これは、中国が模倣品の製造に関して取り締まりを強化してきているため、製造地域がシフトしてきていることを示していると考えられる。以下に、製品分野別に、模倣品の製造が行われている場所を示す。

[44] 国連薬物・犯罪事務所, "東アジア地域及び太平洋地域における国際組織犯罪:脅威評価,(Transnational Organized Crime in East Asia and the Pacific: A Threat Assessment"), 2013 年 http://www.unodc.org/documents/southeastasiaandpacific/Publications/2013/TOCTA_EAP_web.pdf

電気・電子製品

カンボジアで発見された電気・電子製品の大多数の模倣品は、中国で製造され、香港を介して、海から直接、又は迂回して陸路で輸送される。よく知られた密輸ルートは、陸路でラオス及びベトナムを通過するものである。

CD 及び DVD の模倣品の製造は問題である。このような模倣品を製造することは非常に容易であるので、カンボジアは CD 及び DVD の模倣品を国内で製造している。製造業者は、非常に小規模で操業し、自分の店舗で又は近隣の少数の店舗での需要を満たすのに十分な数量だけを製造する。

一例として、著作権者の承諾なく、ライセンスされた商品のコピー品を製造しているという疑惑でクラチエ(Kratie)の CD/DVD 製造会社の経営者が逮捕された様子を示す。経営者は、大量販売用に、CD 及び DVD をコピーしていた。警察は約 2,000 点の CD/DVD と、コピーするための機器とを押収した。

*クラチエで押収された **CD 及び DVD** の模倣品の製造業者の押収品. 注目点として、模倣品を製造するためにごく普通のコンピュータが使用されたことである。*



出典: http://www.khmertimeskh.com/news/26432/man-arrested-over-counterfeit-cds-and-dvds/

衣料品及びアクセサリー類

衣料品及びアクセサリー類の模倣品は通常、中国で製造されるが、ときにより、カンボジア内の、有名ブランド品を供給する多くの衣服工場内で製造される。このような工場は、副業として販売業者に販売するための余分な製品を製造し、あるいは、知的財産権者との契約が終了した後に製品を製造し続ける。

工場は、ときにより、ブランド品のラベルを余分に製造し、そして、有名なブランド品の優れた商品価値を利用するために、余分に製造したラベルを自身の製品に付ける。さらに、衣料品の模倣品は、他国から輸入され、様々な卸売市場で販売され、最終的にカンボジアの全地域の小規模店舗に行き渡る。このような製品は、正規品との見分けが困難な場合があるので、税関当局の監視が十分に行き渡らない。

その上、ブランド商品の小規模なコピー行為はよく行われる。コピー行為は、製品に精通し、熟練技術を有する衣服の作業者により行われ、模倣品を製造することにより副業として金銭を得る。

食料品

食料品の模倣品の大きな問題は、カンボジアへ正式に認可されない並行輸入品である。その名が示す通り、製造及び組立が、カンボジア国外、大概がベトナム、おそらくタイ、及びラオス等の国々で行われる[45]。

カンボジアにおける食料品の模倣品の製造に関する興味深い事件が、カンポット・ペッパー(Kampot Pepper)の模倣品事件である。カンポット・ペッパーは、その風味で世界的に有名である。地理的表示(GI)マークは、カンポット・ペッパーに許可を与え、カンポット地方で作られた胡椒のみが、カンポット・ペッパー協会(Kampot Pepper Promotion Association)から承認を受けられ、カンポット・ペッパーという名前が付けられる。

カンポット・ペッパーの地理的表示は、1 キロ当たりの価格を劇的に上昇させ、そして、カンポット・ペッパーとして非常に安価な胡椒にラベルを付け、それを国内と輸出業者に販売する模倣品を助長させた[46]。従って、このような製品は、高い評価を受けたカンポット・ペッパーとしてブランドが付された低品質な胡椒となる。

化粧品及び医薬品

化粧品の模倣品及び化粧品の並行輸入品は、カンボジアの至る所で見られる。並行輸入品は、場合によって、東南アジアの他国からのものである。ラベルはしばしば、並行輸入品の輸入元を明らかにし、これらのラベルがタイ語、韓国語、中国語、ベトナム語、又はマレーシア語で書かれている。これらの製品はしばしば、違法に輸入され、税品及び通常の検査を潜り抜ける。

化粧品の模倣品はしばしば、中国、ベトナム及びインドネシアで作られるが、最近の 2 件の摘発では、模倣品の製造がカンボジア国内で行われたことが示された。化粧品の模倣品は、カンダル州(Kandal province)で製造され、すべての製造ラインを備えていた。事業規模を把握するために、以下の写真で確認されたい。

---

[45] https://www.cambodiadaily.com/news/police-burn-fake-expired-vietnamese-goods-115171/ and https://kohsantepheapdaily.com.kh/article/141773.html

[46] https://www.cambodiadaily.com/news/eu-protection-to-help-curb-fake-kampot-pepper-109431/ and http://www.phnompenhpost.com/business/kampot-pepper-defying-drought-fears

2017 年上旬のカンボジア模倣品対策委員会の摘発中に撮られた写真. 写真は種々の製造段階と最終の包装段階を示している。青色の樽は原材料を内包する。工場はカンダル州にある。















出典: カンボジア模倣品対策委員会提供

多くの医薬品の模倣品は、中国とインドで製造される。中国で製造された模倣品はしばしば、カンボジアへの途中で発見される。2008 年、保健省医薬品食品化粧品局の副長官は、カンボジアの最も一般的な薬の模倣品の 3 社の製造業者のうち 2 社は中国であると断言した。これら 2 社の製造業者は当時カンボジアで発見された多くの模倣品の流通元であった[47]。

医薬品の模倣品の流れに関して発行された多くの国際調査報告[48]と書籍[49]は、中国が世界の大規模な医薬品の模倣品製造業者であり、現在も最も「ずるい(sophisticated)」薬の模倣品の製造業者としてのレッテルがはられているということを言及している。

化粧品と同様、最近の摘発は、製造場所がカンボジアにシフトしている可能性があることを示した。プノンペンでの最近の摘発は、医薬品及び化粧品の模倣品の製造に対して使用された基礎有効成分の物質を発見した。

---

[47] http://www.phnompenhpost.com/national/fake-drugs-causing-real-problems
[48] 2013 年, 模倣品に関する国連薬物・犯罪事務所の報告
https://www.unodc.org/documents/data-and-analysis/tocta/8.Counterfeit_products.pdf
[49] Handbook of Research on Counterfeiting and Illicit Trade, by Peggy E. Chaudhry, p. 172.

2017 年 6 月、当局者が医薬品の模倣品を製造するための基礎有効成分物質が保管された工場を検査する様子. 容疑者は医薬品の製造及び販売の容疑が掛けられている。



出典: http://www.phnompenhpost.com/national/manager-accused-storing-illegal-goods

自動車

カンボジア人は、大規模な自動車産業を有さず、自動車部品の、正規品又は模倣品を製造する技術知識を有さない。従って、我々は、部品の模倣品を含む多くの自動車部品は輸入されていると考えている。多くの模倣品は、中国又はタイで製造されている。

タイ及びベトナムは、大規模な自動車産業を有し、必然的に違法行為そして合法的目的のために用いられる技術知識をもたらす。2013 年及び 2005 年、自動車部品の模倣品に関わる事件[50]では、自動車部品の模倣品を製造する大規模な工場を発見した。カンボジアはタイとベトナムに国境を接しているため、これら自動車部品の模倣品の一部はカンボジアへ運ばれる最中に発見された。

[50] http://www.wptn.com/wptn-in/Mailing/Jan_11/details/Counterfeiting/2.html

4.3.2 模倣品の販売及び流通 (製品分野別)

カンボジア国内の流通ネットワークはしばしば、外国の仲介業者から少量商品を購入する複数の卸売業者により、公にせずに保管するために製品倉庫に密輸する。多くの小売業者は、様々な非公式な業者、場合によっては製品の出所が不確かなところから購入する。小規模店舗の経営者が本物と模倣品とを区別すること、あるいは、それら商品の出所を特定することが難しいことがある。そして、通常、このような経営者が商品保管のために供給者に支払う金額は最も重要な検討事項である。

この種の小規模な販売に加えて、カンボジアは、模倣品を含む様々な不正商品の通過国としての機能を有する。これらの模倣品は、タイ、アメリカ、ヨーロッパ及び他の国々に向けられる。この種の流通は、大量の模倣品も含まれる。

ASEAN 自由貿易協定 (ASEAN Free Trade Agreements)、特に、輸送中の貨物の促進に関する ASEAN 自由貿易協定第 5 条で、輸送中の貨物はしばしば、貨物が通過する国において検査されない。例外的な場合のみ、税関は通過中の貨物をチェックするが、税関職員は遅延の責任を負わされるため輸送中の貨物のチェックを拒絶する場合がある。協定では、貨物の最終目的地である国が十分に貨物を検査する。

中国の模倣業者は、自分の利益にこの仕組みを利用し、カンボジアの国境は相対的に穴だらけなので、カンボジアを介して貨物を送る。穴だらけな国境に加えて、カンボジアは港湾を有し、貨物を他の最終目的地に輸出する。

調査は通常、侵害被疑品が国内に入る場所で、侵害被疑品が製造されている場所と、それらが流通される方法とについて判断が行われなければならない。これはしばしば、販売業者、卸売業者及び他の業者と話をすることによって行われるが、このようなアプローチは関係する商品の種類や模倣品の規模により異なる場合がある。

以下の地図は、調査及び国際調査報告に基づいて、カンボジアに到達し、又は通過する模倣品の流れを概略的に示す[51]。中国を出発し、模倣品は大体がベトナムを経由してカンボジアに移動し、そして、カンボジアの国内市場に至るか、または、陸路で隣国あるいは海上貨物でどこか他国に密輸される。

[51] 国連薬物・犯罪事務所, "東アジア地域及び太平洋地域における国際組織犯罪：脅威評価, (Transnational Organized Crime in East Asia and the Pacific: A Threat Assessment"), 2013 年 http://www.unodc.org/documents/southeastasiaandpacific/Publications/2013/TOCTA_EAP_web.pdf, and 国連薬物・犯罪事務所, 模倣品に関する報告 https://www.unodc.org/documents/data-and-analysis/tocta/8.Counterfeit_products.pdf

下の地図中の矢印はカンボジアに到達し、又は通過する模倣品の疑いのある流れを示す. 矢印が大きいほど、疑いのある模倣品の数量が多い。



以下に、我々は、製品別に模倣品の流通について説明する。カンボジアは、国境での押収物の数量及び価格に関する公的なデータを整備していない。以下は、侵害者、政府職員、調査員等との非公式なヒアリングを通じた独自の調査に基づくものである。

電気・電子機器

4.3.1 節で説明したように、カンボジアで発見される電気・電子機器の模倣品のほとんどは、中国で製造され、ラオス及びベトナムを介した陸路で、又は、シアヌークビル港 (Sihanoukville port) から入る海路で、カンボジアに入る途中で発見される。

さらに、カンボジアの隣国であるタイ[52]及びベトナム[53]は、大規模な電気・電子産業を有し、模倣品の重要な供給源である。これらの電気・電子機器の模倣品は通常、陸上国境を越えてカンボジアに到達する。

一例として、有名な日本のエレベータ製造企業の事件を挙げる。プノンペンで発見されたエレベータの模倣品は、カンボジアの販売業者によって中国及びタイから輸入された。一旦、カンボジアの販売業者はカンボジアでエレベータを組立て、保管した。

---

[52] http://www.boi.go.th/upload/content/BOI-brochure%202015-E&E_67848.pdf
[53] https://www.forbes.com/sites/techonomy/2014/07/25/electronics-manufacturers-bet-big-on-vietnam/#4035846a2fe3

衣料品及びアクセサリー類

4.3.1 節で説明したように、カンボジアには、衣服の大規模製造業者はない。従って、衣服の模倣品はカンボジアの至る所で製造され、地元市場に届けられる。

さらに、多くの侵害者は、自分達が衣料品及びアクセサリー類をベトナムから輸入していると話す。他国はほとんど言及されることがない。カンボジアは衣服の模倣品を輸出していると考えられ、主要な国はタイである。

我々はしばしば、プノンペンから南ベトナムにバスや車に乗って、そしてバンドルされた商品を持って戻ってくる、少量の衣料品の模倣品を輸入・輸出する小規模仲介業者を見かける。さらに、我々は、手押し車で、タイに商品を密輸する小規模仲介業者を見かける。一例として、国境の町であるポイペト(Poipet)で、毎日行われている模倣品の輸入・輸出である。

ポイペトは、タイとの国境に位置する町である。カンボジアとタイからの販売業者及び購入者は互いの国に商品を販売するために国境を渡ってくる。主にタイの熱狂者にとって合法的なギャンブルに加えて、町は大規模な模倣品の市場を有し、密輸品が通過する町として知られている。多くのカンボジアの販売業者は、タイ側の国境で販売し、タイに模倣品を密輸することがよく知られている。カンボジアの露天商人は主に、タイに衣料品及びアクセサリー類を密輸し、これらをタイのロングルア市場で販売する。

タイの当局は、2016 年及び 2017 年に、これらの動きに関して厳しく取り締まりを行い、タイ側の国境でカンボジアの露店商人による暴動を引き起こした。これらの暴動の間、タイの当局職員は、暴動の間、車をひっくり返す等した露店商人らに取り囲まれた。暴動に応えて、タイとカンボジアの両政府は、2017 年 4 月、露店商人が模倣品を販売することをやめさせる期限を設定することを決定した。この期限まで、露店商人は残っている模倣品の在庫を販売することが許可された。しかしながら、すべての模倣品が国境検問所で止められたということについては疑わしい[54]。

以下の写真は、カンボジアの国境の街であるポイペト及びその対岸のタイのサケーオ県(Sa Kaeo province)のロングルアで起きた暴動の様子を示す。

[54] http://www.phnompenhpost.com/national/cambodian-vendors-scatter-thailand-cracks-knockoffs and http://www.khmertimeskh.com/news/22349/rong-kluea-vendors-given-time-to-sell-counterfeits/ and http://www.khmertimeskh.com/news/35767/counterfeits-banned-at-border/ and http://www.phnompenhpost.com/national/bust-fakes-sparks-riot-poipet and http://www.phnompenhpost.com/national/deadline-set-knock-offs-thai-border-market





出典: http://www.phnompenhpost.com/national/cambodian-vendors-scatter-thailand-cracks-knockoffs

カンボジアから他国への少量の模倣品の流通を紹介するもう一つの話として、自分の車の後部に 52 対の靴と 20 個のハンドバックを密輸する男の記事がプノンペンポストに紹介された。この男は、タイで販売するための途中で、ポイペトの国境検問所で捕まった[55]。この種の密輸は、日常的に行われ、タイの市場に届けらえるかなり大量の輸出品の原因になる。

[55] http://www.phnompenhpost.com/national/cambodian-busted-fake-goods-thailand



出典: http://www.phnompenhpost.com/national/cambodian-busted-fake-goods-thailand

食料品

危険な食料品に関する多くの報道は、ベトナム産であると述べている[56]。以下の写真は、2016 年の、ベトナムから違法なコーヒーの押収を示している。通常の陸路での密輸ルートがカンボジアにおける食料品の模倣品の流通に用いられていると考えられる。カンボジア内の流通は、既に述べた非公式な少量の小規模ネットワークを介して行われている。

*クメール新聞で報告された **300** 点のコーヒー製品の模倣品の摘発中、製品を検査する当局職員*



[56] https://www.cambodiadaily.com/news/police-burn-fake-expired-vietnamese-goods-115171/ and https://kohsantepheapdaily.com.kh/article/141773.html



出典: https://kohsantepheapdaily.com.kh/article/141773.html

食料品の他の問題は並行輸入である。流通ネットワークは、陸路での小規模密輸で用いられる模倣品の流通ネットワークと同じであり、非公式な流通ネットワークである。さらに、シアヌーク港は、食料品を含むあらゆる種類の並行輸入品及び模倣品の大規模輸入ハブとして機能している。

化粧品及び医薬品

化粧品　化粧品の並行輸入品はしばしば、東南アジアの供給源からもたらされ、多くは隣国からもたらされる。化粧品の模倣品は通常の陸路及び海路で入り、さらに一部の製造もカンボジア国内で行われていると予想される。

最近のカンボジア模倣品対策委員会(CCCC)の摘発として、模倣品がさらに流通するために保管される倉庫を紹介した。カンボジア模倣品対策委員会(CCCC)は、模倣品の一部が、カンボジアの国外そして日本への流通に向けられていると述べている。同じような模倣品が、マレーシア、インドネシア、タイ及びベトナムの我々のクライアントによって発見された。

流通前に模倣品を保管するために使用された、カンボジア模倣品対策委員会の摘発の一部である倉庫











出典: カンボジア模倣品対策委員会及び報道機関提供

医薬品　4.3.1 節で述べたように、中国はカンボジアに入る医薬品の模倣品の主要な供給国である。国連薬物・犯罪事務所の調査報告は、医薬品の模倣品が、製造国としての中国から、カンボジアを含む東南アジアに流れていることを示している。

東南アジアへの医薬品の模倣品の流れを示す地図



出典: 国連薬物・犯罪事務所,模倣品に関する報告 - https://www.unodc.org/documents/data-and-analysis/tocta/8.Counterfeit_products.pdf

米国薬局方によると、2010 年 5 月現在、カンボジアで取引される違法な医薬品は約 65%にのぼる。違法な医薬品はカンボジア国内の薬の模倣品の流通に大きな割合を占める。

これらの違法な医薬品に対する保健省による 2010 年の取り締まりは、数ヶ月のうちに、1,081 件から 379 件に違法な医薬品の数を劇的に減少させた。この進展は、過去数年間に渡り続き、医薬品の模倣品の販売に大きな打撃を与えた。このような取り組みにも関わらず、医薬品の模倣品はカンボジアにおいて未だ広く流通している。以下は、カンボジアにおける医薬品の模倣品に関連する最近の摘発の写真である。これらは、倉庫で発見され、どこかに流通させようとしているものである。

2014 年、カンボジア国内に流通させるための商品を検査する当局職員



出典: http://www.tropicalhealthsolutions.com/node/212

2014 年、押収された医薬品の模倣品を検査する当局職員



出典: http://www.newsweek.com/2015/09/25/fake-drug-industry-exploding-and-we-cant-do-anything-about-it-373088.html

2017 年 6 月、押収したタイからの医薬品の模倣品を検査する当局職員. 当局職員は、Oxycline, H-Mide injections, Ravitfor 及び Propoliz を含む 29 種の薬を押収した。



出典: http://www.khmertimeskh.com/news/40077/four-tonnes-of-illegal-medicine-seized/

自動車

カンボジアで入手できる多くの自動車部品は、模倣品を含め、輸入されている。模倣品の多くは中国又はタイで製造されている。

中国からの部品は、シアヌーク港にコンテナで輸送され、そこから国内に拡散する。陸上国境は、ポイペト及びシャムイーム(Cham Yeam)等、タイとの国境に設けられているが、非公式な国境検問所であり、タイから入る自動車部品の模倣品の入国地点である。

4.3.3 模倣品の消費 (製品分野別)

電気・電子機器

映画、ソフトウェア、ゲームをコピーした DVD は、カンボジアで広く入手できる。緩い取り締まり、及び著作権法に対する理解の乏しさが、蔓延するこのような問題を引き起こしている。

インターネットは、供給業者がコピーする新規な材料を見つけ出すのをかなり容易にさせた。供給業者は、購入者から要望を受けた場合、即座に映画をダウンロードすることができる。販売業者はすぐに、ダウンロードした映画を DVD に焼き付け、それを購入者に渡す。品質は、ダウンロードの品質に依拠し、低品質なビデオ機器又はオーディオ機器の低品質のために、しばしば DVD を視聴することができない。

店舗の海賊版映画を紹介するために、供給業者はしばしば、映画、ソフトウェア又はゲームの1以上の静止画像（映画のポスター又はオリジナル DVD のカバー）をダウンロードし、シールされた小袋に DVD と一緒にそれらを入れる。

カンボジアのすべての市場には DVD を専門とする小さな一画の場所を有するとともに、DVD のみを販売する専門店がある。

市場の供給業者は通常、年配で地場の消費者を対象にしており、大抵はクメール語の映画及び音楽コンサートの録音・録画を販売する。このような販売業者は、1 枚約 0.50 米ドルで DVD を販売し、その地域の購入者に販売する卸売業者になり、そして、地場の市場で商品を再販する。この種の消費者にとって大きな市場は、オリンピック市場(Olympic Market)である。

旅行者が行き交う地域の店舗の供給業者は大抵、外国人の旅行者又は駐在員を対象にする。彼らの DVD のセレクションは大抵、ハリウッド映画及びアメリカのテレビ連続番組であるが、供給業者はまた、音楽、ドキュメンタリー番組、及びソフトウェアを販売する。供給業者は 1 枚 1 米ドルで DVD を販売し、しばしば消費者が同時に 5 枚購入すると値引きを行う。

*クメール語の **DVD** 及び **CD** を販売するオリンピック市場(**Olympic Market**)の **DVD** ショップ*



出典: Tilleke & Gibbins

*主に英語の **DVD** を販売する旅行者用 **DVD** ショップ*



出典: Tilleke & Gibbins

腕時計に関しては、供給業者は通常、Orient, Rhythm, Rado, Tissot, Omega, Rolex、日系の大手時計メーカー等の多くのブランド品を取り扱う。供給業者は、様々なモデルを展示するためにガラスケースを有し、店舗毎に約 50-150 種類の腕時計を取り扱う。供給業者は通常、腕時計及び宝石を売り込むためにガラスケースの後ろに立っている。場合によっては供給業者間に壁も仕切りもないので、関連のない供給業者を特定することが困難であるが、供給業者を区画番号によって特定できる。

ある供給業者はいくつかの隣り合う区画を有する場合がある。品質は、非常に低くかつ明らかに模倣品であるものから、正規品と区別することが難しい優れた品質まである。多くの腕時計は低品質であり、ユーザーは正規品の寿命と比較して寿命が短いと報告している。

価格は、最も安価な模倣品の 10 米ドルから、高品質の模倣品や中古の腕時計に対する 300 米ドルまで及ぶ。供給業者が、中古腕時計と模倣品とを混在させていることは周知である。

中央市場で展示された腕時計



出典: Tilleke & Gibbins

また、腕時計を販売するショッピングセンターがあり、その中でもソリアショッピングセンター(Sorya Shopping Center)とシティモール(City Mall)は腕時計の模倣品で非常によく知られている。最近、建設されたイオンモール(AEON Mall)は、模倣品ではない商品に注力しているように見える。そして、我々は、イオンモールで販売された腕時計の模倣品に関する報告を受けなかった。

ショッピングセンター内では、供給業者が異なるアプローチを用いているように見え、しばしば少ない品揃えのブランド品のみを販売し、高い品質に注力している。彼らは、商標、又は、模倣品であるが商標が付けられた腕時計を展示する他の方法を利用する。彼らはブランド名によって腕時計を分類し、魅力的な方法で腕時計を展示する。

シティモール(City Mall)の腕時計



出典: Tilleke & Gibbins

このような市場で買い物を行うカンボジア人にとって最も人気のある電気・電子機器は、携帯電話及びそのアクセサリー類、そして家電製品である。人気のある製品は、Samsung 製携帯電話 Galaxy、iPhone、Beats by Dre 製スピーカー、日系の大手家電メーカー製の炊飯器等である。価格は、模倣品のモデルと品質毎に異なるが、正規品の価格の 15%–80%の範囲である。電気・電子製品の模倣品は、市場で公然と販売され、多くの店舗はしばしば、消費者が「廉価版」を要望すると多くの店舗は模倣品をすすめる。

一部の正規品の携帯電話は、模倣品や中古品の部品で部分的に修復され、そのため、外見は正規品に見えるが、内部は正規品ではない。さらに、このような製品の一部は、実際にはコピー製品ではないが、正規品のブランドで販売されたものではない（例えば、Apple のロゴを付けた小物入れ）。

多くの電気・電子機器は、カンボジア中のあらゆる場所の市場、店舗及びショッピングセンターで見つけられた。プノンペンで人気のある携帯電話の市場は、クロンロムセブ(Khlăng Romsēv)市場であるが、独立型店舗は町中の至る所で見られる。

正規品の中古品と模倣品の、携帯電話及びそのアクセサリー類の模倣品を販売するプロンペンの携帯電話ショップ



出典: Tilleke & Gibbins

電気・電子機器の模倣品及び未承認の電気・電子機器は、カンボジア中の市場、店舗及び小売店舗で簡単に入手できる。以下は、大規模で、最もよく知られ、そして人気のある電気・電子機器を購入場所と、そこで販売された様々な製品のサンプル写真である。

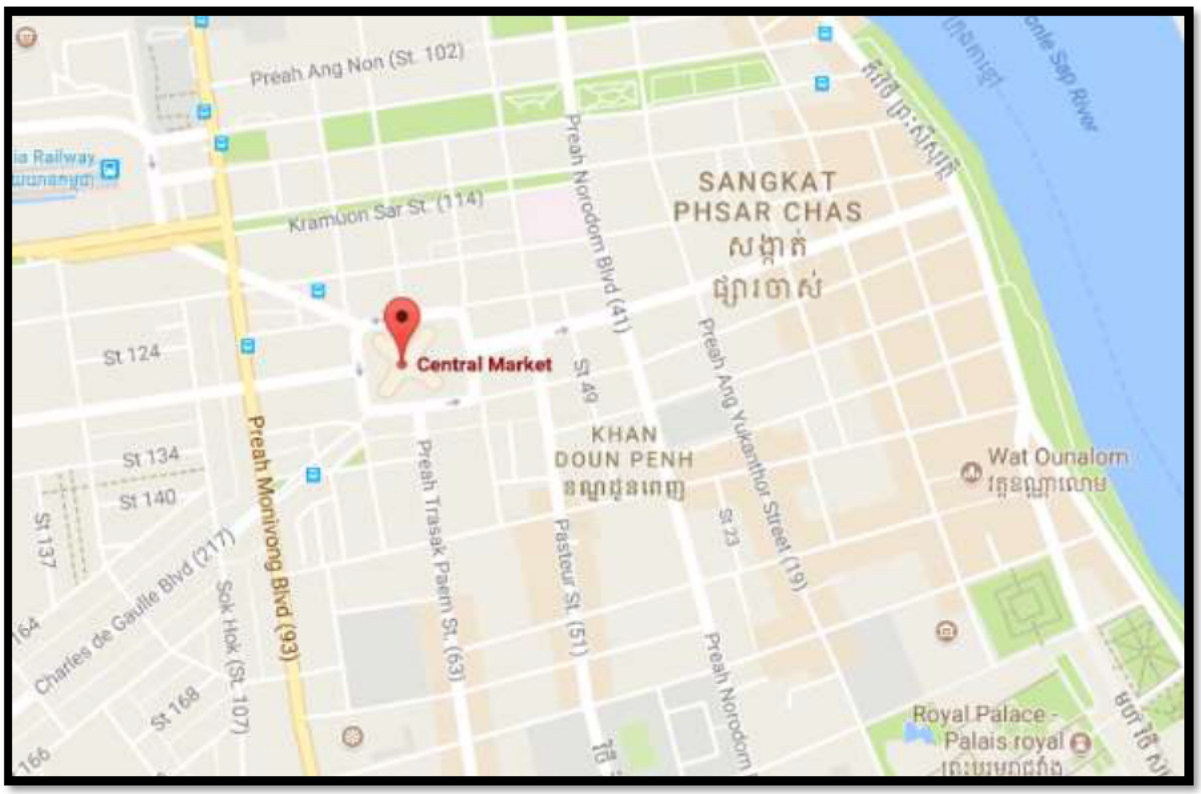
中央市場（Central Market）

場所: St. 128 (Kampuchea Krom), Phsar Thmei 1 Commune, Daun Penh District, Phnom Penh.

紹介: 中央市場、又はクメール語で"Psah Thom Thmey"は、プノンペンで、大規模かつよく知られたでランドマークである。最初、中央市場は、フランスによって 1937 年に建設され、様々な商品を販売している。様々な電気・電子機器の多くは家庭用家電区画で見られる。腕時計は、中央の他の宝飾品とともに見られる。

客層: 旅行者及び地域住民。ほとんどが小売業者。

中央市場のロケーション



出典: Google Maps

中央市場 – 正面



出典: www.yourphnompenh.com

携帯電話、スピーカー、ヘッドフォン、カメラ及び電源ケーブルを含む電気・電子機器を販売する中央市場の店舗



出典: Tilleke & Gibbins

中央市場の販売用スピーカーの模倣品



出典: Tilleke & Gibbins

中央市場の販売用電気・電子機器の模倣品



出典: Tilleke & Gibbins

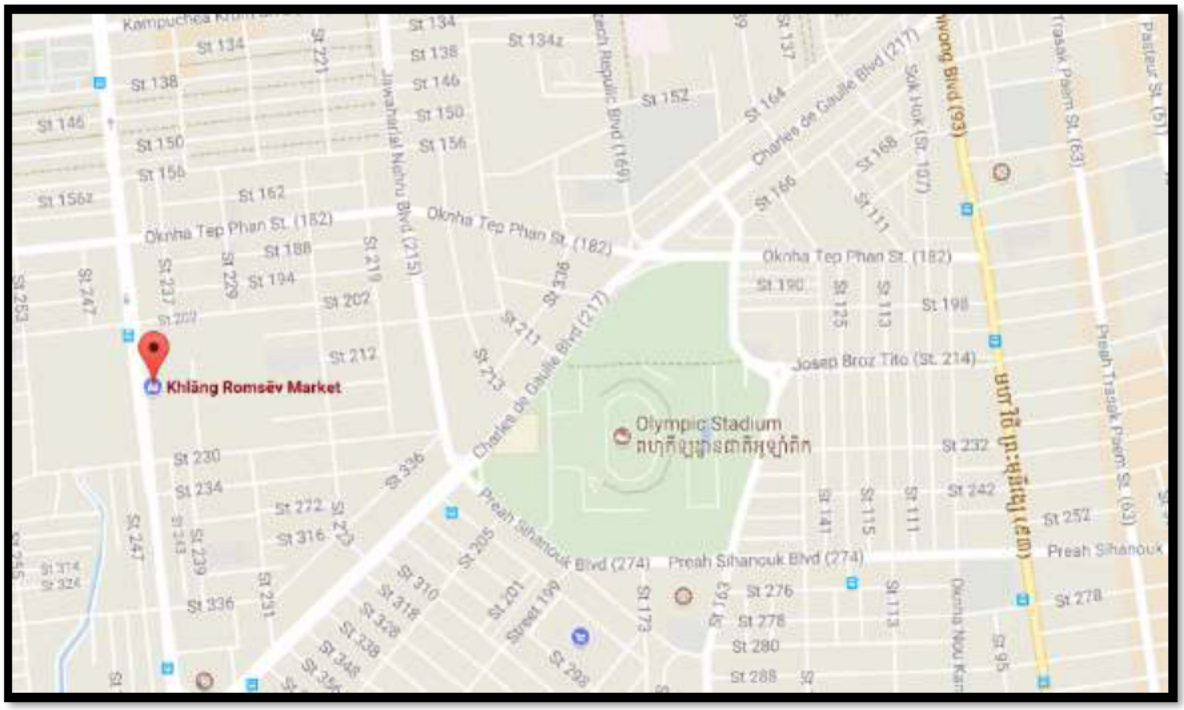
クロンロムセブ市場（Khlăng Romsēv Market）

場所: No. 436, Mao Tse Toung Boulevard (245), Phnom Penh, Cambodia.

紹介: クロンロムセブ市場(Khlăng Romsēv Market)は、携帯電話及びそのアクセサリー類の模倣品を扱う、プノンペンで最も大きな市場である。 ここ数年で、この市場は、携帯電話及びアクセサリーの中古品を格安で見つけることができる最も有名な場所になった。市場の一部は、衣料品及び靴を販売しているが、市場の大部分は携帯電話の充電器、マイク付のヘッドホン及び USB ケーブルイヤホン等を含む、携帯電話及びアクセサリーを販売する店舗で占められている。

客層: 小売業者。ほとんどが地域住民。

クロンロムセブ市場(Khlăng Romsēv Market)のロケーション



出典: Google Maps

クロンロムセブ市場 – 正面



出典: Tilleke & Gibbins

クロンロムセブ市場 – 側面



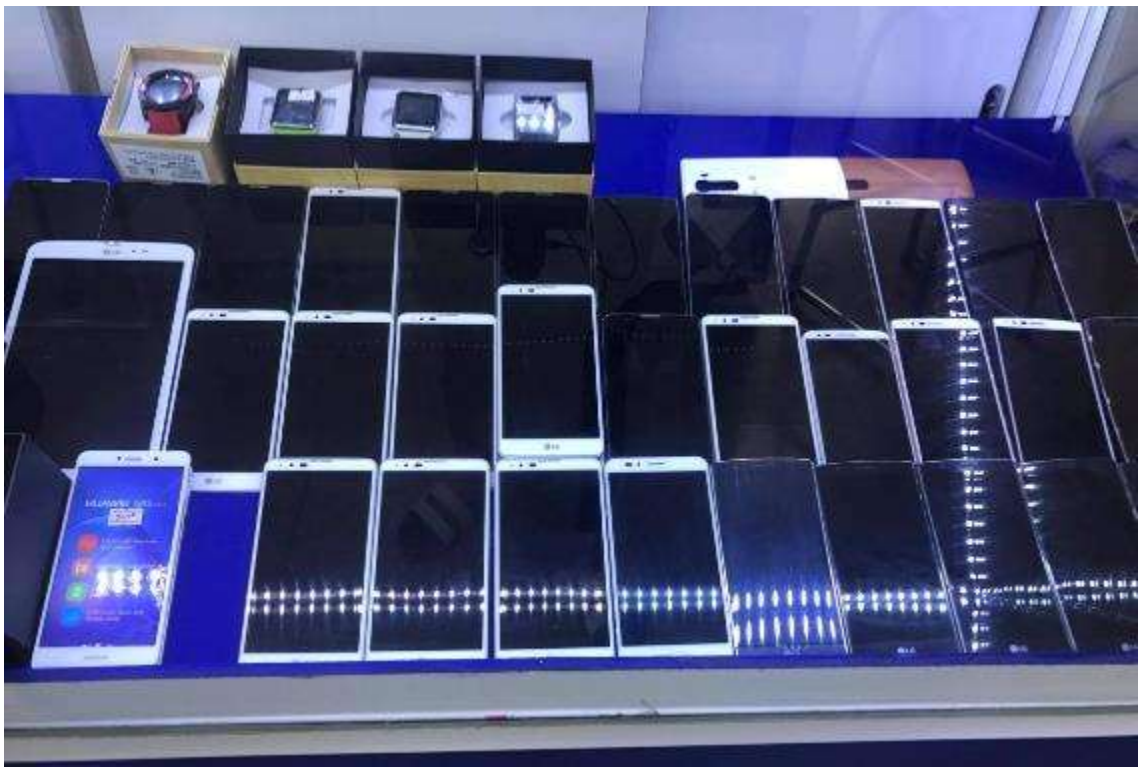
出典: Tilleke & Gibbins

様々な電気・電子機器を販売するクロンロムセブ市場の店舗



出典: Tilleke & Gibbins

あらゆる有名製造企業の携帯電話がクロンロムセブ市場で販売されている。商品はガラスケース内に置かれているので、商品をかなり近づいて見ることを要求しなければ、商品が正規品であるか否か確認することは難しい。



出典: Tilleke & Gibbins

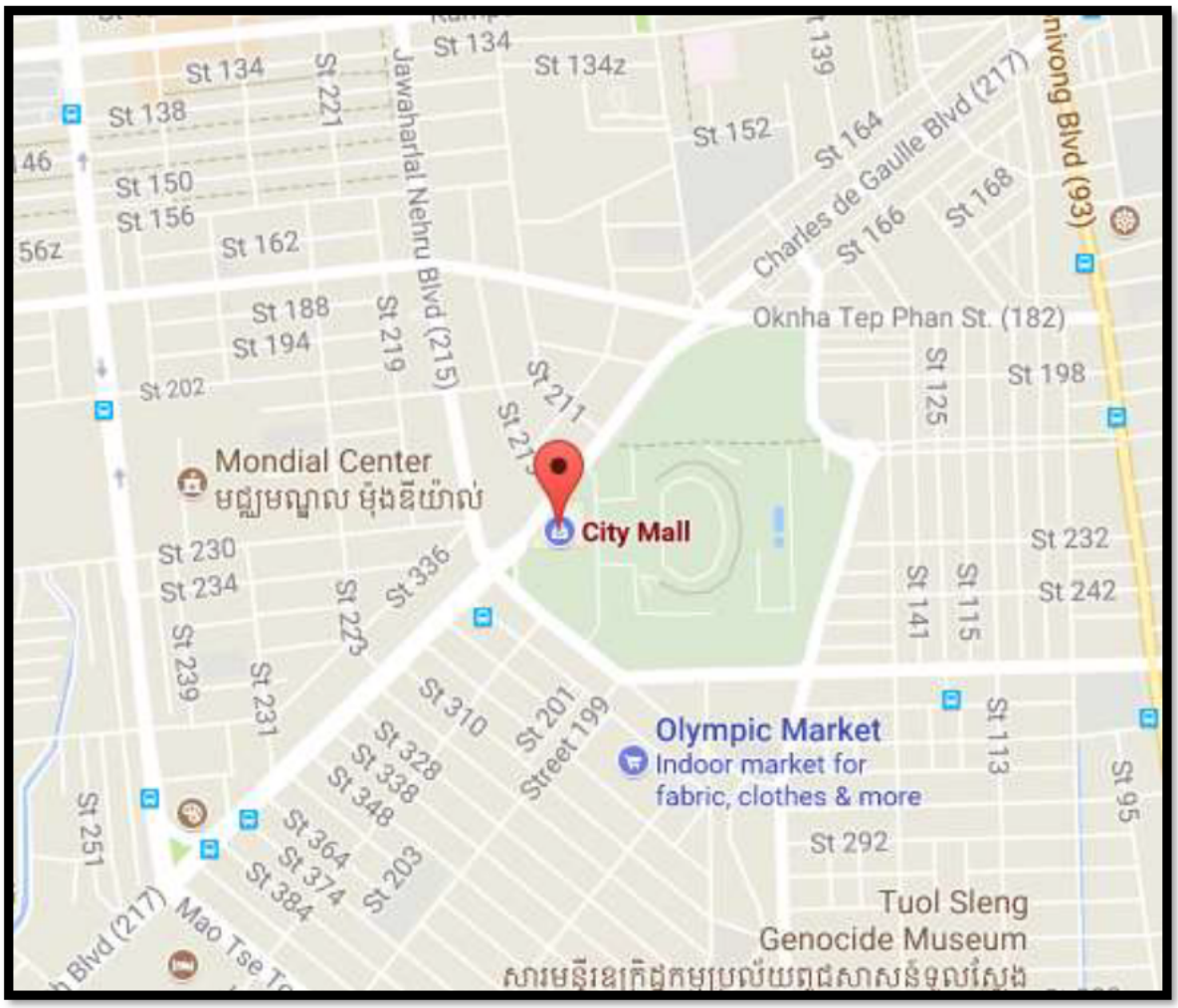
シティモール(City Mall)

場所: St. 217 outside of Olympic Stadium, Phnom Penh.

紹介: シティモール(City Mall)は、オリンピックスタジアムの外に位置する小さなショッピングモールである。このモールは、多くの店舗を有し、その一部はかなり大きな、ブランド品の店舗であり、その他は地域住民であるカンボジア人によって所有されているかなり小規模な店舗である。また、モールには、食料品店及び映画館が置かれている。電気・電子機器は、シティモールにおいて、買い物客に、最も人気のある商品である。

客層: 小売業者。地域住民及び外国人 。

シティモールのロケーション



出典: Google Maps

シティモール – 正面



出典: http://citymallcambodia.com/en/about-us

シティモール – 側面



出典: http://www.bayonpearnik.com/cambodia/photo/82608900/CITY+MALL+_+%E1%9E%95%E1%9F%92

シティモールの電気・電子機器のショップ．いくつかのショップは自身の店舗内に置かれるが、他のショップは通路に並んでいる。多くの製品は正規品であるが、模倣品も正規品の中に混じっている。



出典: Tilleke & Gibbins

シティモールの、模倣品の疑いがある販売用ゲーム機器



出典: Tilleke & Gibbins

シティモールの、販売用充電ケーブル



出典: Tilleke & Gibbins

ソリアショッピングセンター(Sorya Shopping Center)

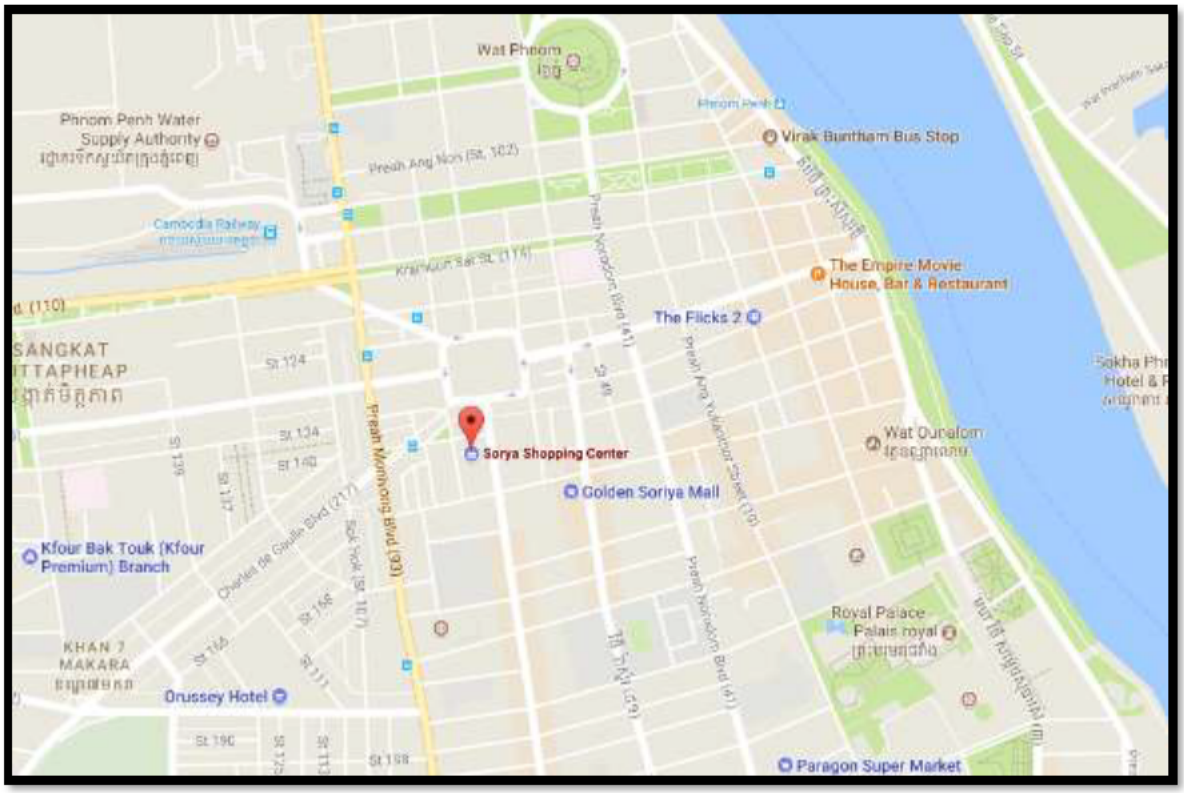
場所: Street 63, Phnom Penh.

紹介: ソリアショッピングセンターは、プノンペンで最初にできたショッピングセンターであり、カンボジアの若者の間で人気がある。モールは、5 階建で店舗とエスカレータを備える。ソリアショッピングセンター内の多くの店舗は、非常に小規模である。2016 年には、モールは改装予定の店舗に向けて 5 百万米ドルの投資計画があることを発表した。この改装は、潜在的に、より多くの高所得者向けの小売業者をモールに呼び込み、モールで販売されている模倣品又は未承認の商品の数量を低減する可能性がある[57]。

客層: 地域住民及び旅行者。ほとんどが小売業者。

[57] http://www.phnompenhpost.com/post-property/sorya-shopping-center-get-5-million-makeover

ソリアショッピングセンターのロケーション



出典: Google Maps

ソリアショッピングセンター ― 正面



出典: Phnom Penh Post

Beats 製の正規品と比較してかなり低価格の販売用ヘッドフォン



出典: Tilleke & Gibbins

ソリアショッピングセンターで発見された PlayStation games の偽物 — 適切なパッケージングがなされていない。



出典: Tilleke & Gibbins

化粧品及び医薬品

化粧品及び医薬品の模倣品は、カンボジア中で発見することができる。さらに、化粧品及び医薬品はしばしば、未承認の並行輸入品である。並行輸入品は、登録を巧妙に回避し、そのために消費者に販売される前に適切に検査されることがない。さらに、並行輸入品は、商品の特性に影響を与える適切な流通手続(コールドチェーン(cold-chains)等)に従わない。並行輸入品は、適切なラベル表示が行われず、また、ラベル上に外国語を有する。並行輸入品は、ライセンスを受けた販売業者によるアフターサービスが受けられない。

商品が正規品であるか模倣品であるかを、消費者が判断することが難しい場合がある。化粧品及び医薬品にとって市場は大抵、地域住民で構成されている。低い教育レベル、緩い取り締まり、そして、正規品に不慣れな点が、カンボジアを、化粧品及び医薬品の模倣品にとって魅力的な市場にしている。

押収された山のような医薬品の模倣品に周りに集まったカンボジアの警察官



出典: http://health.economictimes.indiatimes.com/news/pharma/now-mobile-labs-to-check-on-fake-medicines/48064305

概して、化粧品及び医薬品の模倣品は、危険で、不衛生な、正しくない、又は効果のない有効成分を含有する商品である。

医薬品　政府政策で、「すべての薬局は、保健省によって特定された市販薬を除き、処方箋と一緒の場合のみ、薬を販売する」旨を言明したが[58]、このルールは広く強制されていない。実際には、多くの購入者が、薬局に歩いていき、尋ねるだけで、どんな種類の薬も購入することができる。

ガラスケース越しにあらゆる種類の薬を展示する典型的なプノンペンの薬局. 模倣品はしばしば、故意に又は知識不足により、正規品と並行輸入品とを混在させている。



出典: http://www.phnompenhpost.com/post-weekend/over-counter-addiction

米国製薬科学者協会(the American Association of Pharmaceutical Scientists)による 2010 年の調査で、許可を受けた薬局で発見されたカンボジアの薬の 3%が模倣品であり、その他の 18%が品質試験に合格しなかった[59]。ある調査では、マラリア錠剤が広く模倣されているということが示され、その調査では、2013 年現在、カンボジアのマラリア錠剤の約 20%が効き目がなかったということを示した[60]。

他の医薬品の模倣品は、許可を受けていない薬局で、あるいは、未承認の医薬品を販売する店舗で発見された。問題の模倣品がどのように拡散したのかを正確に裏付ける最近のデータは存在しない。

[58] http://www.phnompenhpost.com/national/recipe-disaster.
[59] http://www.phnompenhpost.com/national/pharmaceuticals-under-microscope.
[60] http://sea-globe.com/the-drugs-dont-work/ - South East Asia Globe Magazine, 2012.

大量の医薬品の模倣品を検査するカンボジア警察官



出典: http://health.economictimes.indiatimes.com/news/pharma/counterfeit-medicines-kill-more-people-than-terror-cbi-chief/47809561

一部の薬局は、小さな、個包装の錠剤を販売する。購入者は、商品が安全であるか、又は正規品であるか否か判断する方法がないので、このように包装された薬は避けるべきである。購入者は、オリジナルの包装に入った商品を探し、そして、箱の外側に記載されたロット番号及び有効期限が箱内の錠剤包装に印刷された情報と一致することを確認すべきである。

医薬品はしばしば再包装され、商品情報と説明書の情報とが一致しないことがある



出典: http://www.phnompenhpost.com/national/recipe-disaster

化粧品　当局による最近の摘発で発見された模倣品の化粧品の種類は、シャンプー、石鹸、ローション、口紅及び肌用ホワイトニング商品を含む。肌用ホワイトニング商品は特に、模倣品は肌を白くするためにユーザーに有害な化学物質を含有する可能性があるので、不法に製造されると危険な場合がある。

模倣品の化粧品及び未承認の化粧品は、カンボジア中の市場、店舗及び小売店舗で簡単に入手でき、事業主を含む人々は、かなりの割合で、模倣品と正規品とを区別できない。

シアヌークビルのラグジュアリーホテルで我々が見つけた練り歯磨きの模倣品が、上記問題の一つとして挙げられる。シアヌークビルは、カンボジアの南海岸で、旅行者に人気のある場所である。このラグジュアリーホテルは、無意識に、アメニティとして宿泊客に練り歯磨きの模倣品を提供した。練り歯磨きの包装にはロット番号及び有効成分が記載されていたが、検査後、この練り歯磨きは模倣品であることが確認された。

練り歯磨き製品の模倣品が発見された部屋





出典: Tilleke & Gibbins

ホテルの包装材に入った練り歯磨きの模倣品



出典: Tilleke & Gibbins

以下は、我々の調査に基づく、大規模で、最もよく知られ、そして人気のある、化粧品及び医薬品の模倣品のカンボジアでの購入場所を写真とともに示す。

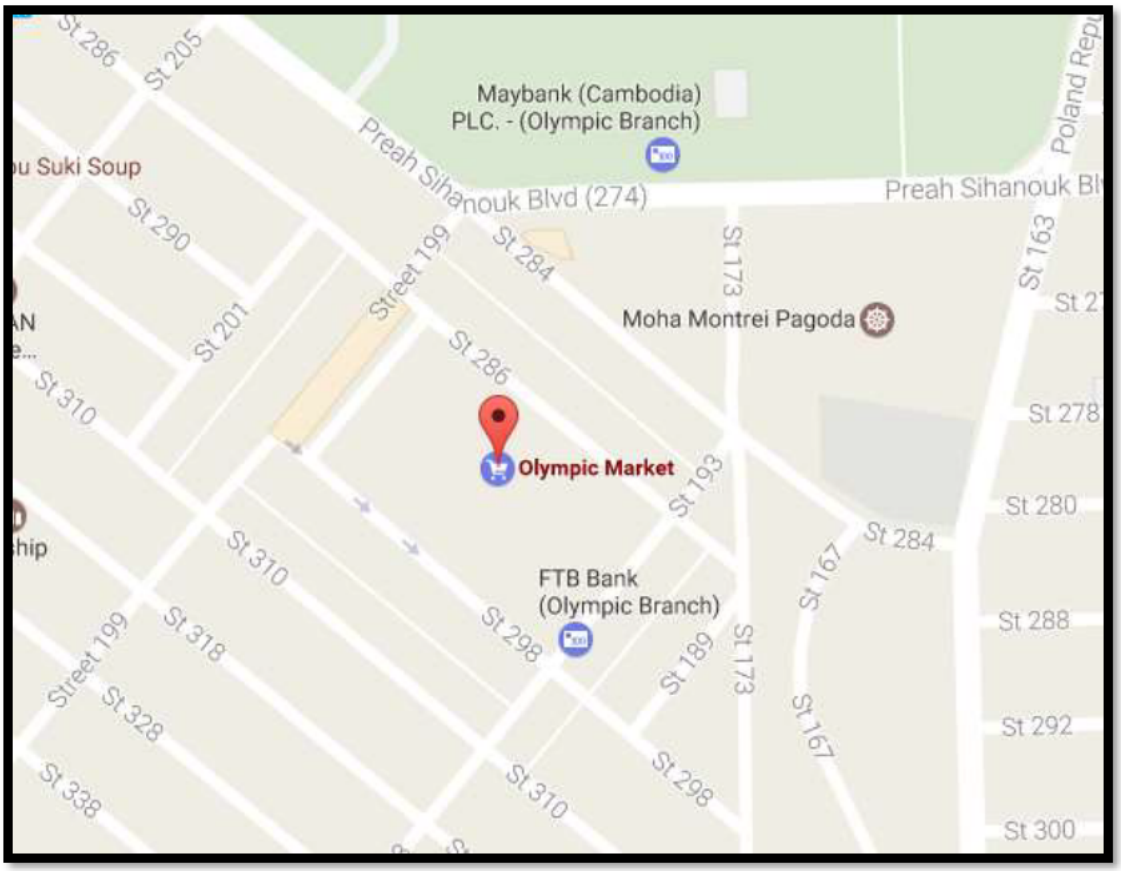
オリンピック市場(Olympic Market)

場所: Street 286, Olympic Commune, Chamkar Morn District, Phnom Penh.

紹介: オリンピック市場は、プノンペンの最も大きな市場の一つであり、カンボジアの地域住民の間で最も人気がある。市場は、4 階建で、衣料品、靴、家財道具、化粧品及び食料品を含むバラエティにとんだ様々な商品を販売する。廊下は狭く、商品で混雑し、市場はほとんどの毎日、非常に暑い。オリンピック市場では、模倣品が正規品又は並行輸入品と共にあることがあり、必ずしも模倣品と正規品とを区別することは容易ではない。

客層: 地域住民。市場は卸売と小売とを行う。

オリンピック市場のロケーション



出典: Google Maps

オリンピック市場 – 正面



出典: https://plus.google.com/photos/photo/104786434024453978548/6330568788013114354

オリンピック市場 – 側面



出典: http://www.phnompenhpost.com/post-property/teng-boonmas-achievements-noted-handful

オリンピック市場の内部



出典: https://www.justgola.com/a/olympic-market-4419127

オリンピック市場内で化粧品を販売する店舗の一例. スペースとガラスのキャビネットを有し、外側に又は会談の近くに区画を有する店舗よりも窮屈な内部の店舗



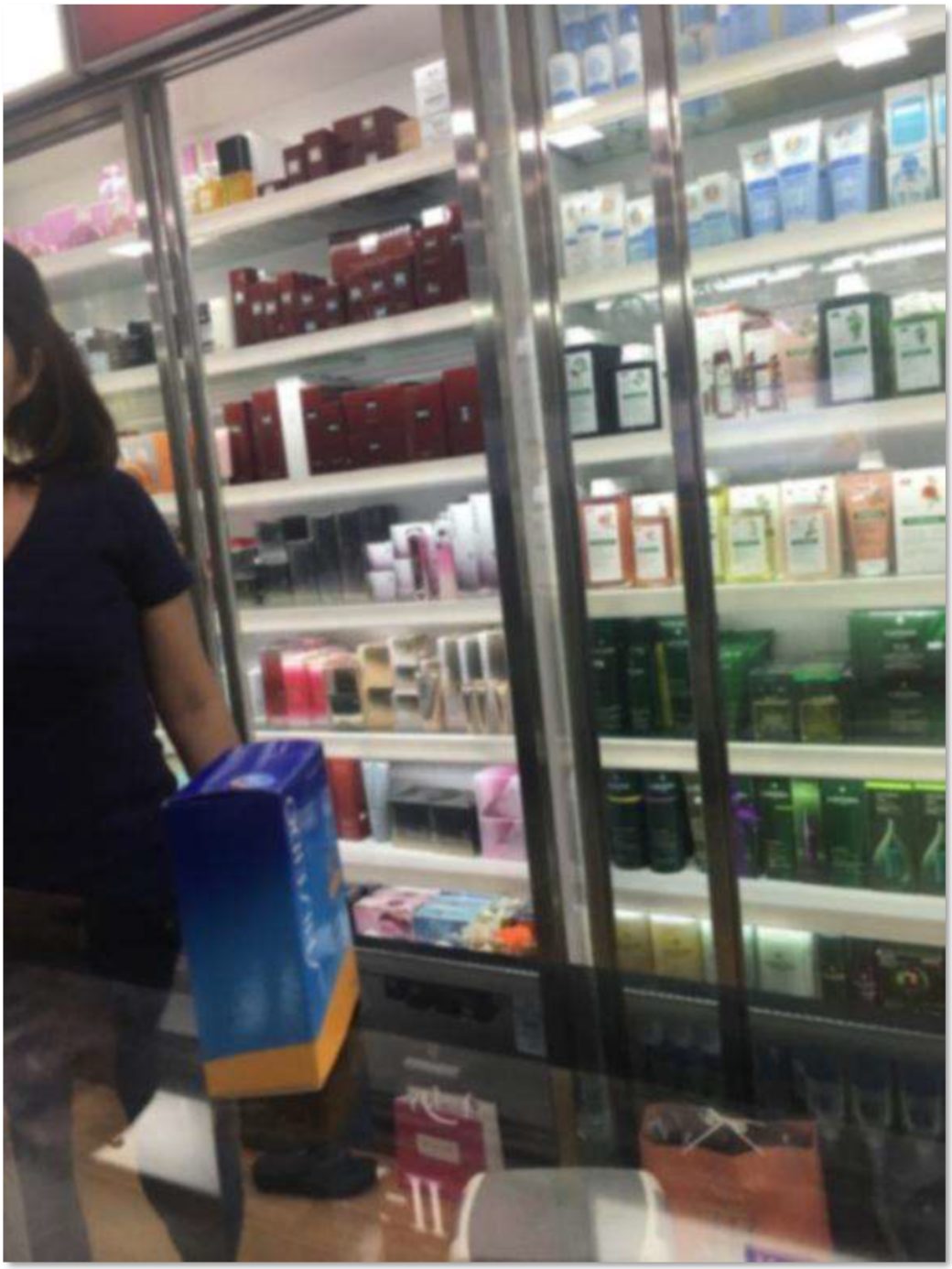
出典: Tilleke & Gibbins

オリンピック市場の化粧品を展示する店舗．市場の中央近くの店舗はガラス越しに化粧品を展示するカウンタースペースを有する。



出典: Tilleke & Gibbins

店舗の一部は化粧品とパーソナルケア商品を専門に販売する。ガラス越しに販売される商品は正規品であると思われる。



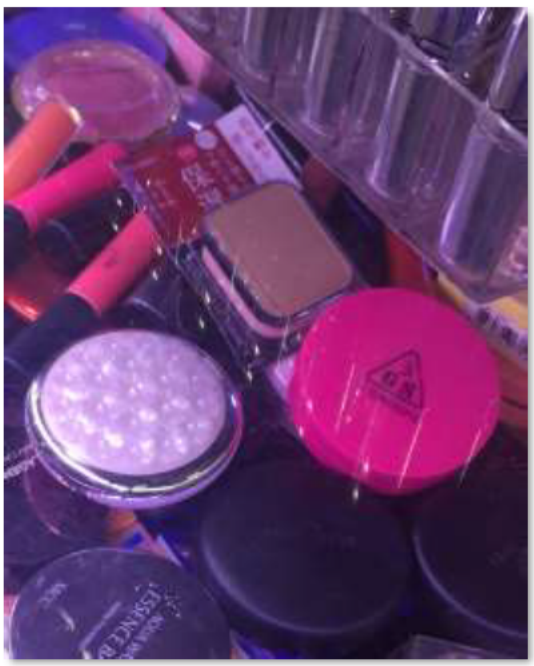
出典: Tilleke & Gibbins

オリンピック市場で販売されている化粧品の模倣品の例. 模倣品の展示は正規品の展示と非常に似ている場合がある。



出典: Tilleke & Gibbins

オリンピック市場で展示されている化粧品





出典: Tilleke & Gibbins

オリンピック市場で発見された化粧品の例. 正規品と模倣品はしばしば 混在され、正規品と模倣品とを区別するためには特別なトレーニングを受ける。



出典: Tilleke & Gibbins

*ロシアン市場(**Russian Market**)で発見された化粧品の例*



出典: Tilleke & Gibbins



出典: Tilleke & Gibbins



出典: Tilleke & Gibbins

オルセー市場(Orussey Market)

場所: Street 182, Orussey 1 Commune, Prampi Makara District, Phnom Penh.

紹介: オルセー市場は、プノンペンで 2 番目に大きな市場であり、地域住民が日常生活用品を購入する最も人気のある場所の一つである。市場は、3 階建で建物全体に 1,000 店を超える店舗を有し、高額ではない商品を販売していることで知られている。オルセー市場は、最上階に駐車場を有すると共に、その大きさと、独特な白色と青色の外装とにより容易に見つけられる。内部は、3 階構造であり、1 階と 2 階には主に化粧品及び医薬品の店舗がある[61] 。

客層: 地域住民。市場では、卸売と小売が行われている。

オルセー市場のロケーション



出典: Google Maps

[61] http://www.yourphnompenh.com/orussey-market/

オルセー市場－正面



出典: http://www.fareastvacation.com/en/destinations/cambodia/phnom-penh/orussey-market.htm

オルセー市場－側面



出典: http://www.cambodiatravel.us/destinations/phnom-penh-travel/phnom-penh-attractions/orussey-market-phnom-penh/

オルセー市場の店舗は一般的に、小さく、非常に窮屈である。



出典: Tilleke & Gibbins

Revlon、NARS 等の有名ブランドの商標が付けれらた、オルセー市場の販売用化粧品の展示



出典: Tilleke & Gibbins

オルセー市場で販売されていた化粧品の一例



出典: Tilleke & Gibbins

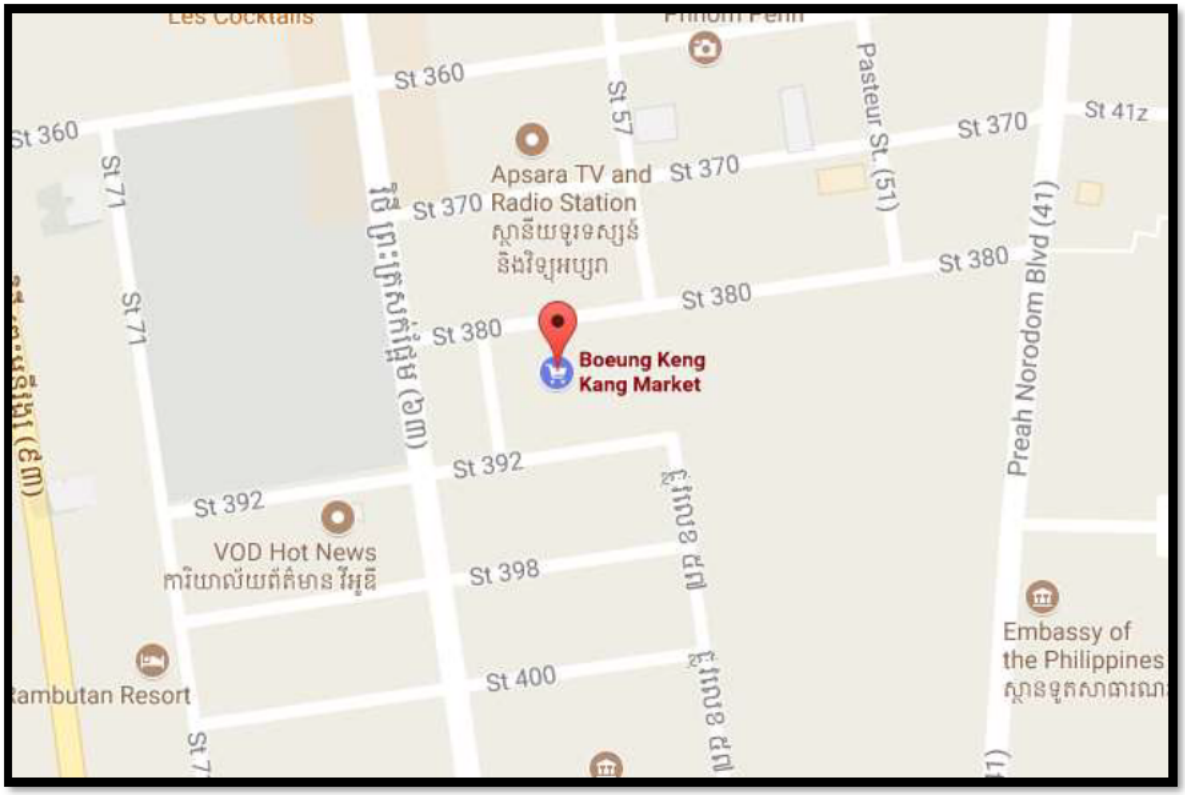
ボンケンコン市場 (Boeung Keng Kang (BKK) Market)

場所: Street 380, Boeung Keng Kang 1 Commune, Daun Penh District, Phnom Penh.

紹介: ボンケンコン市場は、カンボジアの現地住民に人気のある市場である。ボンケンコン市場は、見失い易く、ボロボロの金属板の屋根で覆われた数百の区画から構成されている。市場は、ボンケンコン 1 (Boeung Keng Kang 1) の南側の部分に位置し、プノンペンで旅行者及び居住者に人気のある場所である。一等地にあると言われているにも関わらず、市場は地元住人の大抵の要望に応え、化粧品、石鹸、ローション等の日常家庭用品を購入できる人気のある場所である。市場の店舗は、知識不足等の場合、正規品と模倣品とを混在させることがあり、特別なトレーニングを受けずに正規品と模倣品とを区別することは必ずしも容易ではない。

客層: ほとんど全ての人が一般的な日常家庭用品を購入する地元住人である。

ボンケンコン市場のロケーション



出典: Google Maps

ボンケンコン市場の入口



出典: https://www.authenticfoodquest.com/phnom-penh-market/

ボンケンコン市場のレイアウトを示す地図 – 化粧品が日常家庭用品の間に展示されている。



出典: Tilleke & Gibbins

ボンケンコン市場の化粧品カウンター



出典: Tilleke & Gibbins

ボンケンコン市場で販売されている美容雑貨の例



出典: Tilleke & Gibbins

ボンケンコン市場での化粧品展示



出典: Tilleke & Gibbins

化粧品の模倣品のパッケージがかなり良品である場合があり、商品が正規品か模倣品であるか否か見分けることを難しくしている。





出典: Tilleke & Gibbins

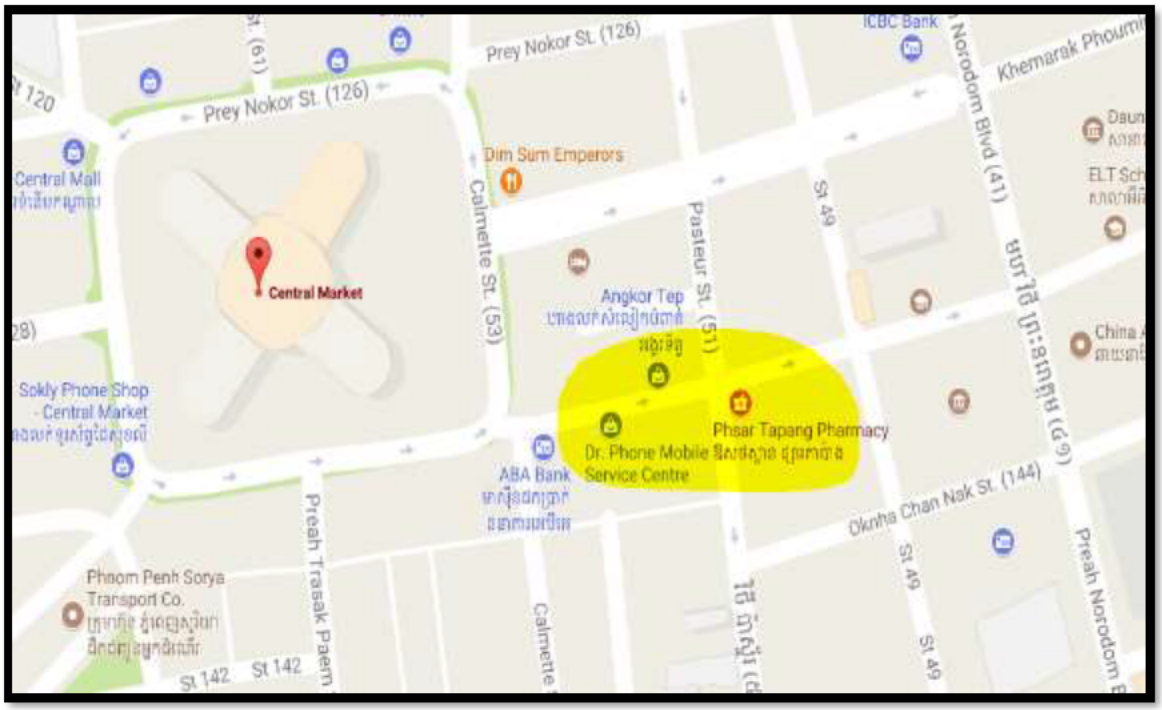
タパンストリート市場 (Tapang Street Market)地域

場所: St. 136 and Pasteur St. 51, Phsar Thmei 1 Commune, Daun Penh District, Phnom Penh.

紹介: タパンストリート市場は中央市場の近くにある。タパンストーリ市場は、中規模の薬局が過剰集中する複数のストリートから構成される。複数の診療所の近くにあるせいで、この地域は医薬品を購入する地元住人にとって人気のある場所である。多くの医薬品は、処方箋なしで直営店から購入され、多くの店舗で正規品、ジェネリック製品及び模倣品を提供する。低価格のジェネリック製品及びノーブランド製品が普及していることを考えると、平均的な客が本物の薬、模倣品、並行輸入品又は保健省による登録を逃れた他の薬を購入するか否かを知ることは極めて難しい。

客層: 医薬品を探す地域住民、居住者、及び旅行者

タパンストリート市場地域のロケーション



出典: Google Maps

タパンストリート市場地域の薬局





出典: Tilleke & Gibbins

タパンストリート市場地域にある地元の薬局. 典型的なカンボジアの薬局は カウンター越し、又はガラスキャビネットの中に、ほとんどの薬を保管する。これにより、商品が模倣品であるか又は有効期限が切れているか否かを確認するために、購入者が近づいて商品を確認することを難しくさせている。



出典: Tilleke & Gibbins

小規模薬局

場所: カンボジア全域

紹介: 多くの医薬品の模倣品は小規模薬局で発見される。カンボジアのほとんど全ての街で、地元の承認された薬局、さらにはおそらく未承認の薬局、又は、医薬品を含むあらゆる種類の商品を販売する店舗がある。これらの店舗は非常に小さく、大抵家族経営で営業している。

客層: 大部分は、地域住民。

プノンペンの典型的な小規模薬局. 当局は、2014 年、医薬品の模倣品を販売するこの店舗に対して摘発を行った。



出典: http://www.khmertimeskh.com/news/3230/counterfeit-drugs-seized/

未承認の販売業者が承認を受けていないことを示す、箱から取り出して購入した医薬品を手渡し、お釣りを受け取る様子. このような行為は大抵、カンボジアの農村地域で行われる。



出典: http://www.phnompenhpost.com/national/recipe-disaster

自動車、オートバイ、及び、それらの部品

自動車部品の模倣品は大抵、シアヌークビルのカンボジアの国際港に、海上コンテナで到着し、そして、カンボジア全域に広がる。一般的には、自動車部品には、ブレーキパッド、ヘッドライト、オイルフィルタ、油圧ホース、エンジン・シャーシ部品、サスペンション・ステアリング部品、エアバック装置が含まれる[62] 。これらの大部分は中国製である。

海路を介して到着することに加え、陸上輸送はカンボジアへの自動車部品の密輸に利用されている。上述したように、タイ及びベトナムは自動車部品産業を有し、そのため、自動車部品の模倣品を製造する技術知識を持っている。今まで、カンボジア国内で、自動車部品の製造施設への摘発に出くわすことはなかった。

カンボジアの都市・街にある小規模な自動車修理工場では、有名な自動車に対してノンブランド部品を使用することが知られている。カンボジアの自動車は、当局による路上チェックを受けることはほとんどなく、そして、低品質の自動車部品がカンボジアの道路を走る高価な外国ブランドの自動車に見られる。

また、オートバイ部品は、値ごろ感及び人通りの多い場所での操縦性により、オートバイを所有して乗る非常に多くの人々から人気が高い。人気のあるオートバイ製造企業は、Honda と Yamaha である。尚、これらの車両の部品はよく模倣される。

---

[62] https://www.oecd.org/sti/38707619.pdf

これら部品の交換は、模倣品は正規品と同じ材料で製造されていない可能性があり、低品質である可能性もあり、車両にダメージをもたらし得る他の重大な欠陥を有する可能性もあり、あるいは、交換部品が故障してアクシデントを起こすと、ドライバー及び同乗者の安全性を損なう可能性もあるので、危険である場合がある。

さらに、多くの消費者は、自動車部品に対する知識不足により、自分達が購入している部品が模倣品であることを知らない場合がある。それにも関わらず、模倣された、修復を終えた、承認を受けていない自動車部品及びそのアクセサリーはカンボジア全域で広く入手可能である。

エンジンオイル及びスペア部品は、車両の走行状態を維持するために、特にカンボジアの農村地域で生活する人々によって、頻繁に交換が要求される。例えば、カンボジアのプレイベン州(Prey Veng province)では、国道沿いにエンジンオイルの模倣品を販売する多くの店舗がある。

プレイベン州のオイルの模倣品を販売する店舗内を撮影したビデオ映像のスクリーン・ショット



出典: Tilleke & Gibbins

商品の一部は、非常に似ており、特定することは容易ではないが、有名な外国ブランド品の明らかなコピー品である。一部は有名ブランドと似ているラベルを有するが、異なるブランド名を用い、購入者を混同させようとしている。

*左側の潤滑油は、右側の高価なブランド品の安価な模倣品である(**"elephant logo"**を使用している点に注意)．両潤滑油はプレイベン州で発見された。*





出典: Tilleke & Gibbins

カンボジアの農村地域の多くの人々は、農民であり、教育レベルが高くなく、オイルやスペア部品の模倣品を使用する危険性に気付いていない。消費者は貧しく、入手できる安価な商品を好み、そのことが販売者を模倣品を製造する気にさせる。

以下は、自動車部品の模倣品を購入するのに、最もよく知られた場所のいくつかを紹介したものである。

プサータッチ市場(Phsar Touch Market)

場所: Location: St. 93 corner St. 72, Phsar Touch, around the Old Stadium, Phnom Penh.

紹介: プサータッチ市場の多くの商品は、自動車、オートバイ、その他の様々な重機の部品である。プサータッチ市場の店舗は、店舗内と店舗前の外で、部品及び車両を展示している。店舗は特定の部品を購入する場所を決めるのが難しいほど沢山あり、消費者は通常、店主に店舗在庫から特定の部品や商品を取り出すことを求める。ほとんどの部品は、ブランド品ではなく、また、多くの他の部品とともに積み重ねられている。店舗内の部品や商品の数量を考慮すると、模倣品を見分けることは難しいかもしれない。

客層: 地域住民のカンボジア人

プサータッチ市場のロケーション



出典: https://urbanvoicecambodia.net/maps/bigmap

プサータッチ市場の典型的な自動車部品・オートバイ部品ショップの外観



出典: Tilleke & Gibbins

プサータッチ市場で発見したオイルフィルター．販売業者はこの部品はタイで製造されて輸入され、正規品よりも安価であると言った。




FOR TOYOTA
GENUINE PARTS
取付要領
1. エンジン側の取付面の汚れ、異物はきれいに取って下さい。
2. フィルターのガスケットに、エンジンオイルをぬって下さい。
3. ガスケットが取付面に当たってから、さらに3/4回転専用工具で締付けて下さい。
4. オイル注入後、エンジンを3分間以上運転して油もれのをいことを確認して下さい。
INSTALLATION PROCEDURE
1. Completely remove any deposit from the filter installation face on the engine block side using a shop towel.
2. Apply engine oil to the gasket face while ensuring that the filter gasket is fully seated into the groove.
3. Tighten the filter another 3/4 turn with the dedicated tool after the gasket makes contact with the installation surface.
4. After filling the engine oil, run the engine for 3 minutes or more to check for oil leaks.



出典: Tilleke & Gibbins

プサータッチ市場で発見した販売用低品質タイミングベルト



出典: Tilleke & Gibbins

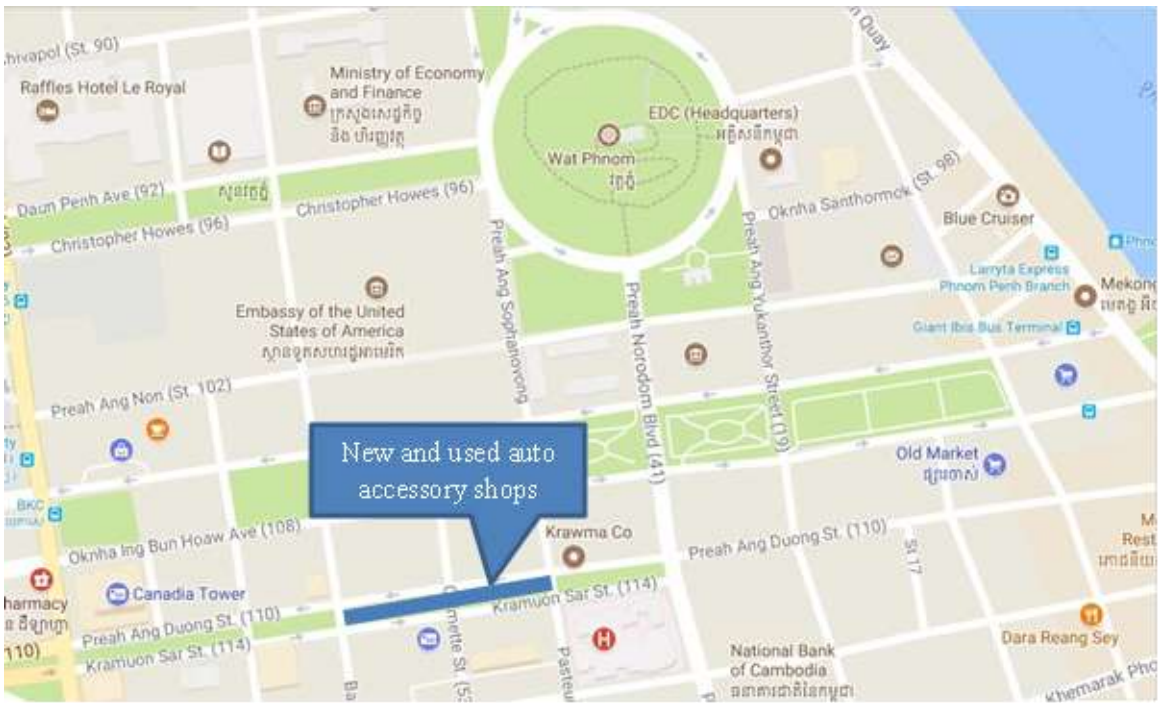
プノンペンのストリート 110(Street 110)沿いのカーアクセサリーショップ

場所: Street 110, Phnom Penh.

紹介: カーアクセサリーは、自動車所有者であるカンボジア人の若者の間で人気があり、多くのショップが割引価格で多くの商品を提供することによって消費者の要求を満たしている。一般的に、模倣品は、リム、LED ヘッドライト、テールランプ、CD & DVD プレーヤー、後方確認用カメラ、GPS ナビゲータ、ブルートゥース・コネクタを備えたミュージックシステム等である。

客層: カンボジア人の若者

ストリート 110 沿いの自動車アクセサリーショップのロケーション



出典: Google Maps

ストリート 110 沿いの自動車・オートバイアクセサリーショップの外観



出典: Tilleke & Gibbins



出典: Tilleke & Gibbins

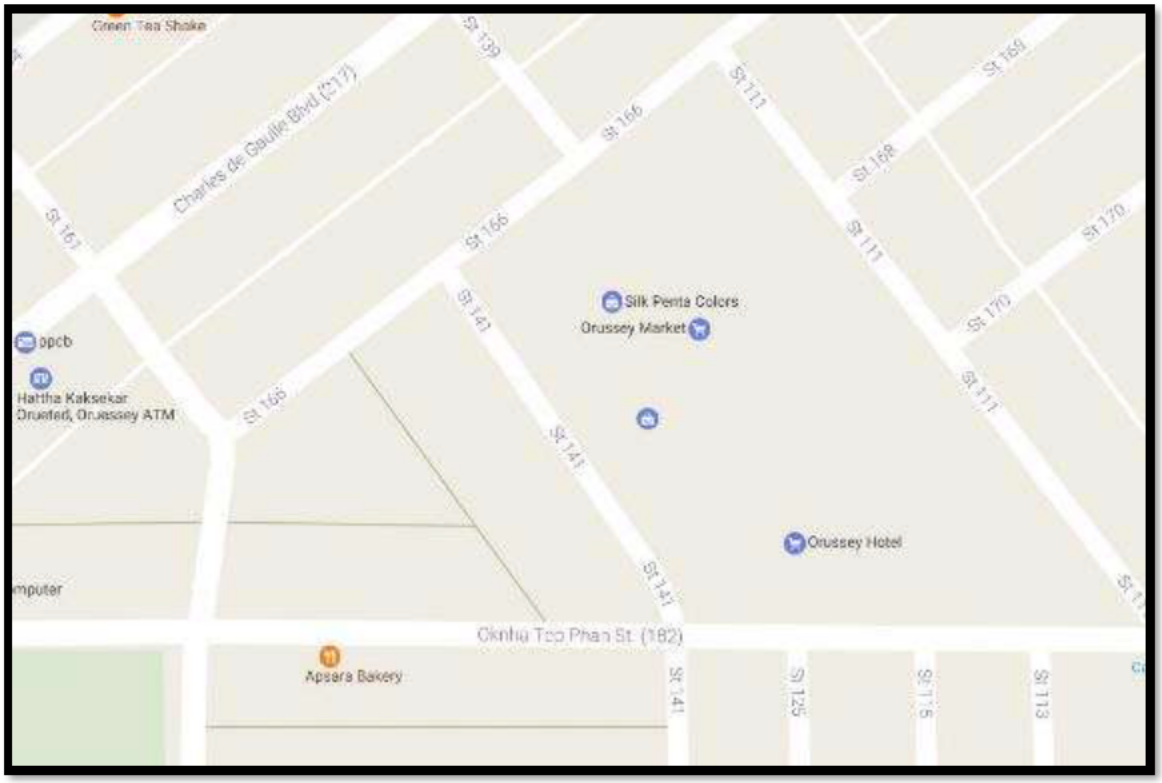
オルセー市場(Orussey Market)

場所: Street 281, Orussey 1 Commune, Prampi Makara District, Phnom Penh.

紹介: オルセー市場は、プノンペンで 2 番目に大きな市場であり、地域住民が日常生活用品を購入する最も人気のある場所の一つである。オルセー市場周辺の道路には、自動車やオートバイのスペア部品を販売するたくさんのショップがある。

客層: 地域住民。市場では、卸売と小売が行われる。

オルセー市場のロケーション



出典: Google Maps

オルセー市場の自動車部品ショップの外観



出典: Tilleke & Gibbins

タイヤ及びオートバイのアクセサリーを販売するオルセー市場のショップ



出典: Tilleke & Gibbins

カンボジアの地方部

場所: カンボジアの全域

紹介: 多くのカンボジアの町には、複数の修理工場と、自動車、オートバイ、農機具を販売・修理・それらの部品の販売を行う地域のショップがある。

客層: 地域住民。このようなショップは、地域住民と街を通過する人々に販売を行う。自動車・オートバイの部品に注力する修理工場/ショップは様々な地域住民である顧客に提供するけれども、顧客の多くは地域の農民である。

農機具と自動車部品を販売する地方のショップ/修理工場



出典: Tilleke & Gibbins

農機具及び部品を販売する地方のショップの内部



出典: Tilleke & Gibbins

カンボジアの地方にあるショップの農機具用オイルの模倣品



出典: Tilleke & Gibbins

部品の模倣品を展示するカンボジアの地方のショップ．地方では、自動車部品・農機具部品の模倣品が比較的よく見られる。



出典: Tilleke & Gibbins

*プレイベン州 **(Prey Veng Provine)** で安売りされた部品の模倣品*



出典: Tilleke & Gibbins

食料品及び飲料 (アルコール飲料及びノンアルコール飲料)

食料品及び飲料の模倣品は、消費者の健康に危険をもたらす可能性がある。このような理由から、食料品及び飲料の模倣品は、消費者間であまり人気がなく、消費者は極力模倣品を避ける傾向がある。食料品及び飲料の模倣品に関する不人気及び危険性を考慮すると、そのような模倣品は購入者にほとんど害を引き起こさない他の模倣品と同じようにおおっぴらには販売されない。消費者が食料品及び飲料の模倣品を購入する場合は、消費者は大抵その商品が模倣品であることに気付いていない。

2016 年、コーヒー、トゥック・トレイ (fish sauce)、醤油含む、食料品の模倣品及び賞味期限切れの食料品を廃棄する準備を行うカンボジア当局職員. 食料品に加え、多くの化粧品の模倣品がこの摘発で廃棄された。



出典: https://www.cambodiadaily.com/news/police-burn-fake-expired-vietnamese-goods-115171/

食料品及びノンアルコール飲料の模倣品は、すべての消費者を対象にしている。大きなスーパーマーケットは大抵、品質管理を行うので、ほとんどの模倣品はカンボジア中に点在する小規模、家族経営の店舗である。このような店舗は、プノンペンの下町から地方の小さな町まで、どこにでもある。このような店舗は大抵、大都市の卸売業者から可能な限り安く商品を購入する。また、このような卸売業者は町に配達するが、大抵店舗のオーナーが近くの大都市に出向き、地域の卸売市場を訪ねる。このような市場では、非常に多くの模倣品を入手できる。

知識不足で食料品の模倣品を販売する、プノンペンの典型的な小規模食料品ショップ



出典: Tilleke & Gibbins

栄養ドリンクの模倣品に偽造ラベル及びパッケージを押収するカンボジア当局職員



出典: http://www.phnompenhpost.com/national/raid-nets-fake-carabao-energy-drink-labels

同様に、アルコール飲料の模倣品は、すべての消費者を対象にしている。一部の模倣品は、レストラン、バー、他のアルコール供給店から購入した正規品のボトルに詰め替えられたものであり、模倣品を見分けることを難しくさせている。プレミアムブランドウィスキー(Johnny Walker, Jack Daniels, Chivas Regal, etc.)及びワインは、最も模倣されやすい。過去においては、カンボジアで製造・販売されたウィスキー及びワインの模倣品に関するニュース報道があった[63]。 プノンペンで発見された施設では、ブランド品のアルコール飲料とノンアルコール飲料のラベルがコピーされていた[64]。

食料品及び飲料に関する他の知的財産権に関する問題は、並行輸入である。並行輸入された多くの食料品及び飲料は、タイ及びベトナムから密輸されている。このような輸入は大抵、カンボジアの市場に向けられていないので、適切なラベルではない。このような商品は、医薬品食品化粧品局(Department of Drugs and Food)等の規制当局による分析・検査を逃れるので、これらの商品は消費者を危険に晒している。このような商品は、他の国の保健当局によって不合格と判定され、あるいは有効期間を過ぎている可能性がある。

カンボジア内の店舗で発見された食料品及び飲料は大抵、タイ語及びベトナム語のラベルが付けられ、各国から並行輸入されていることを示している。





出典: Tilleke & Gibbins

[63] http://www.phnompenhpost.com/national/police-held-over-fake-whisky-production and http://www.phnompenhpost.com/national/suspect-caught-boxes-fake-booze and http://www.phnompenhpost.com/national/fake-liquor-makers-charged

[64] http://www.phnompenhpost.com/national/police-bust-fake-whisky-factory and http://www.phnompenhpost.com/national/raid-nets-fake-carabao-energy-drink-labels

*タイと国境を有する、パイリン州(**Pailin Province**)で押収された並行輸入品を廃棄するカンボジア当局職員. 多くの商品は有効期間を過ぎていた。*



出典: http://www.akp.gov.kh/?p=77472

食料品及び飲料の模倣品は大抵、正規品よりそれほど安価ではない。模倣品が正規品と非常に似ており、また、消費者は特にブランド志向ではなく、その時点で必要な食料品を購入するだけなので、消費者は何度もだまされて購入する。

他の模倣品と同様、穴だらけのカンボジアの国境は、密輸者及び並行輸入者に有利に働いている。カンボジアは、食料品登録及びクメール語のラベル表示を所定の位置に要求する法律及び規則を有するが、市場の多くの商品はこれらの規則に従っていない。カンボジアの食料品に関する規則及びその規則の実施は、残念なことに未達な部分がある。

以下に、食料品の模倣品がカンボジアで発見された場所を示す。

オルセー市場(Orussey Market)

場所: Street 182, Orussey 1 Commune, Prampi Makara District, Phnom Penh.

紹介: オルセー市場では、スナック、ミルク、調味料、醤油、ヨーグルト、ヌードル等、様々な食料品が販売されている。オルセー市場は一般的に、小さな、家族経営の店舗である、都市又は地方の販売業者に卸売りを行うことに重点を置いている。多くの商品は、ベトナム、タイ及び中国から輸入され、一部は地場産品である。商品は、小規模店舗又はスーパーマーケットの製品の価格と比較すると、安価で大量に販売されている。この市場内で販売されているソース、ミルク、ヨーグルト等の一部の商品の品質は、商品の賞味期間が過ぎており、カンボジアの気候に適した保管がされていないので、信用できない。過去、オルセー市場では、模倣品と低品質/賞味期間が過ぎた商品を対象として、経済警察及びカンボジア輸出入検査・不正抑制局による摘発が幾度となく行われた。

客層: 地域住民、卸売業者、小売業者

オルセー市場のロケーション



出典: Google Maps

オルセー市場の売場 — 一つの売り場には大量の商品があり、模倣品と正規品とを見分けるのを難しくしている。



出典: Tilleke & Gibbins

大量のソースを販売するオルセー市場の売場



出典: Tilleke & Gibbins

オルセー市場の販売用ソース及び料理油



出典: Tilleke & Gibbins

小規模商店

場所: カンボジアの都市部及び地方部に見られる

紹介: 多くのカンボジアの都市には大きなスーパーマーケットがあるが、地域住民は大抵地方市場で買い物を行う。また、地域住民はほとんどの食料品及び飲料をミニマート又は家族経営の商店で購入する。このような商店は通常、食料品、ノンアルコール飲料、アルコール飲料等の販売用商品をかなり雑多に取り揃えている。プノンペンのすべての通りには、このような商店があり、地方の小さな町には少なくとも 2、3 の商店がある。商品は多くの様々な供給者（仲介業者）からのもので、そのため、店主が品質管理を行うのはかなり困難である。

客層: 地域住民。主に小売。

道端の商店は大抵、自分が販売している商品の供給源を把握していない。



出典: Tilleke & Gibbins

アルコール飲料を並べるプノンペンの商店. スタッフは販売用ウィスキーが「廉価版」であると話した。



出典: Tilleke & Gibbins

*食料品、化粧品、アルコール飲料を販売するシアヌークビル(**Sihanoukville**)の商店. 商品の多くは並行輸入品である。*



出典: Tilleke & Gibbins

プノンペンのミニマートに並べられたアルコール飲料．アルコール飲料は使用されたボトルに入れ替えられることにより容易に販売される。備考：これらのボトルの内容物については確認しなかった。



出典: Tilleke & Gibbins

MSG の商品の正規品と模倣品を示すバタンバン州(Battambang province) の商店の店主. 店主によると、古いパッケージの製品の方がなじみがあるので、顧客には模倣品(右側)の価格は高かった。店主は、商品が模倣品であることに気付いていなかったと言った。



出典: Tilleke & Gibbins

*多くの種類の食料品及び飲料を販売するバンテイメンチェイ州(**Beantey Meanchey**)の小規模商店. 模倣品が中にある。*



出典: Tilleke & Gibbins

衣料品、靴、カバン、及び、レジャー用品/スポーツ用品

カンボジア全域で、衣料品、靴、カバンの模倣品が入手できる。時には、このような模倣品は安価な模倣品として製造されたものであり、また時には、縫製工場からの横流し品として商店に持ち込まれたものであり、又は未承認の並行輸入品である。販売店では、検査を逃れるために、商品からラベル又は他のインディシア(indicia)がよく取り除かれる。

衣料品及びアクセサリーがカンボジアのすべてのマーケットで入手できる一方、それらを安く購入できる最も人気のある場所は、プノンペンの、ロシアン市場、オルセー市場、オリンピック市場、及びボンケンコン市場である。これらの市場では、売場は非常に密集し、商品であふれている。

市場に加えて、カンボジアの多くの小売店では、品質の良い模倣品及び並行輸入品が販売されている。

プノンペンの複数の店を有する 3 つの小売店. このような店は、自分のブランドのバッグを有し、商品を販売するためにソーシャルメディアや他の広告媒体を用いる。過去には、模倣品と、並行輸入品と、横流し品とが店内に並べられていた。







出典: Tilleke & Gibbins

マーケットの売店及び小売店では、冬用コートから下着にいたるまで、あらゆる種類の衣料品が購入のために利用可能である。しかしながら、最も人気があり、広く入手できる模倣品は、Tシャツ、ポロシャツ、ジーンズ、トレーニングウェア、スニーカー、バックパック等である。

Nike, Under Armour, Calvin Klein, Polo Ralph Lauren, Lacoste, Levis, Gucci, Chanel, GAP, Longchamp 等の、衣料品、スポーツ用品、及びアクセサリーの有名ブランドの商品は、マーケット及び小売店で発見される。

靴及びサンダルの模倣品を販売するオリンピック市場の売店



出典: Tilleke & Gibbins

プノンペンのオリンピック市場、オルセー市場、ロシアン市場、中央市場で購入したサンダルの模倣品の拡大写真



出典: Tilleke & Gibbins

*オルセー市場の販売用ポロシャツの模倣品．シャツは、**Polo Ralph Lauren** のウェブサイトで通常小売価格 **85** 米ドル のところ、約 **5** 米ドルで販売されていた。*



出典: Tilleke & Gibbins

*中央市場の販売用下着. 多くの商品は、**Calvin Klein** や **Wacoal** 等の人気ブランドのラベルが付けられていた。*



出典: Tilleke & Gibbins

*中央市場で購入した模倣品のサンプル. この下着は、**"Calvin Klein"** の代わりに、**"Calin Kelun"** を使用していた。商品が模倣品である場合、つづり間違いはよく行われる。*



出典: Tilleke & Gibbins

Nike, Adidas, Under Armour, Puma のシューズの模倣品を並べるオルセー市場の店舗.



出典: Tilleke & Gibbins

オルセー市場の販売用シューズのサンプル. "abibas," "Nikie", "NKIE."のミススペルに注意。



出典: Tilleke & Gibbins

*ロシアン市場の販売用である **Gucci** のスポーツシューズの模倣品。 このようなシューズのロゴの配置とソール外側の印刷は、これらが **Gucci** 製の正規品ではないことを示している。*



出典: Tilleke & Gibbins

***Adidas, Nike, Quiksilver, Billabong, Converse** 等の商標が付けられた販売用サンダルの模倣品*



出典: Tilleke & Gibbins

*ロシアン市場の販売用の **Superdry, Under Armour, Jansport, The North Face** のバックパック*



出典: Tilleke & Gibbins

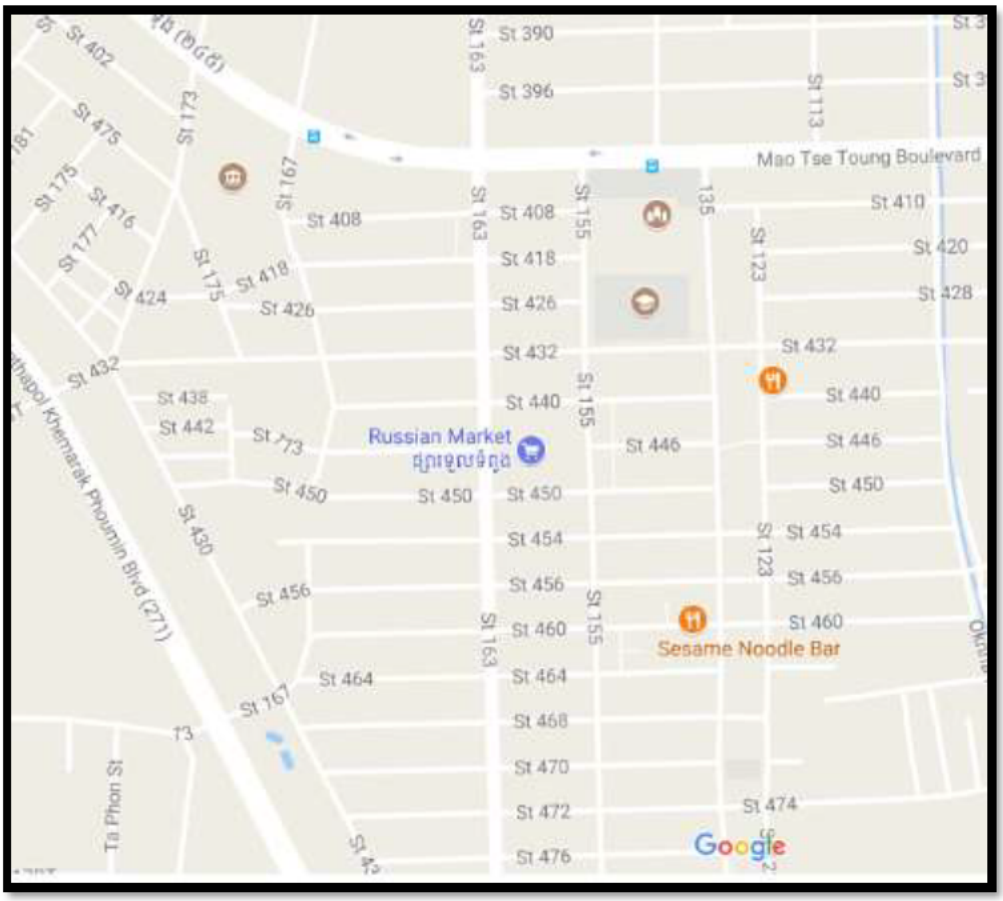
ロシアン市場(Russian Market)

場所: St. 155 in Toul Tum Poung 1 Commune , Chamkar Mon District, Phnom Penh.

紹介: クメール語で"Phsar Tuol Tom Pong"として知られるロシアン市場は、旅行者に人気のあるプノンペンの市場である。ロシアン市場は、1 階建で、密集した売店と狭い通路からなる。ロシアン市場は、1980 年代に、外国人、主にロシア人の間で、人気のある市場になった[65]。ロシアン市場は、Mao Tse Tung Boulevard の南側の町に位置し、建物の各サイドには入口を有する。St. 155 近くの市場の東側には、Nike, Calvin Klein, The North Face, Polo 等の有名ブランド品が並ぶ売場で、衣料品を販売する多くの商店がある。

客先: 旅行者及び地域住民。主に小売。

ロシアン市場のロケーション



出典: Google Maps

[65] https://www.travelfish.org/sight_profile/cambodia/phnom_penh_and_surrounds/phnom_penh/phnom_penh/3

St. 155 のロシアン市場のメインエントランス



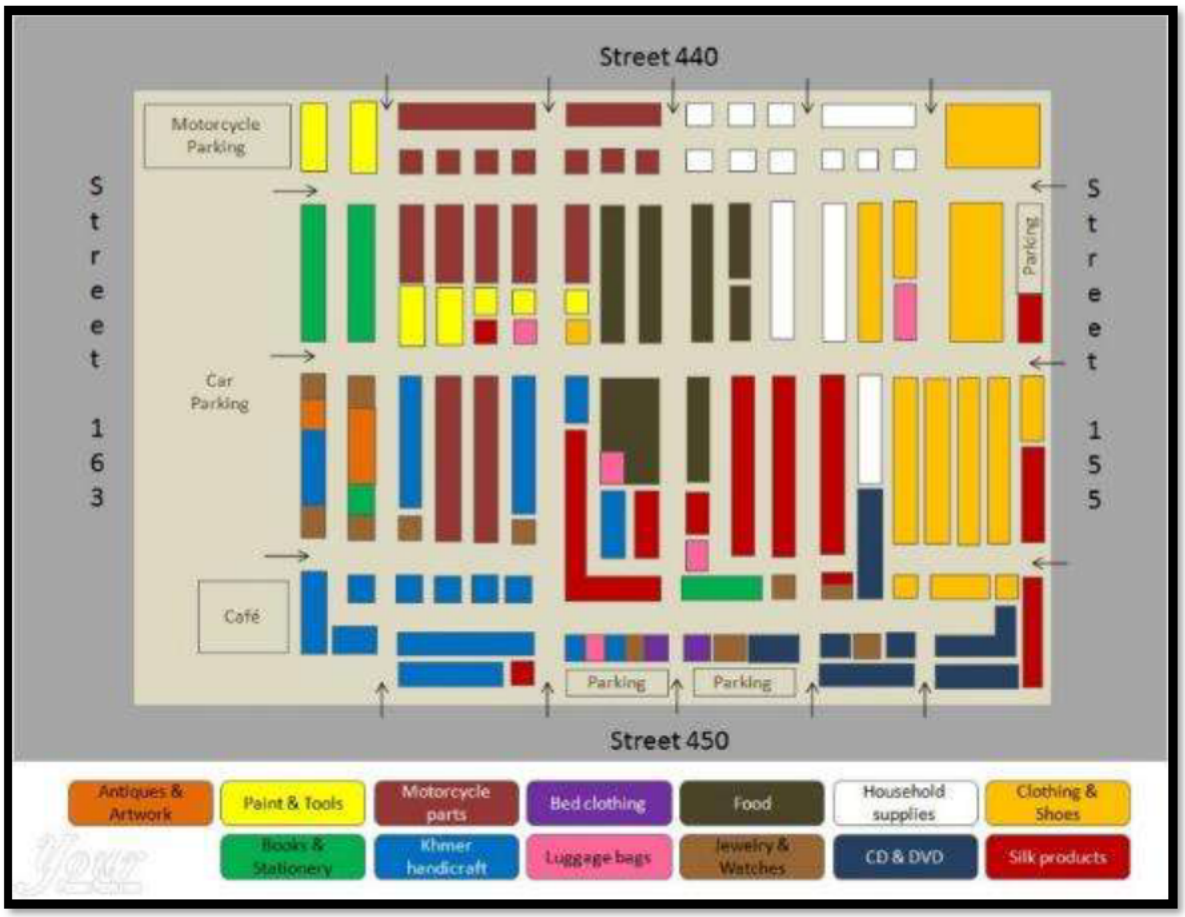
出典: http://aku-mencariredha-mu.blogspot.com/

上から見たロシアン市場．市場は多くの小さな商店から構成されている。



出典: Tilleke & Gibbins

ロシアン市場のレイアウトを示す地図



出典: http://www.yourphnompenh.com/russian-market/

*ロシアン市場の、**Nike, Converse, Adidas, VANS** のロゴを有する販売用の模倣品と正規品が混在する様子. 一部のシューズに関して、品質、ロゴ及び縫い目について注意深く検査したところ、これらは偽物であった。他の商品は、品質のよい模倣品、あるいは、製造工場・倉庫から横流しされた正規品である、又は、他国から違法に輸入された可能性がある。*



出典: Tilleke & Gibbins

Gap 及びPUMA から承認されていない、販売用シャツの模倣品



出典: Tilleke & Gibbins

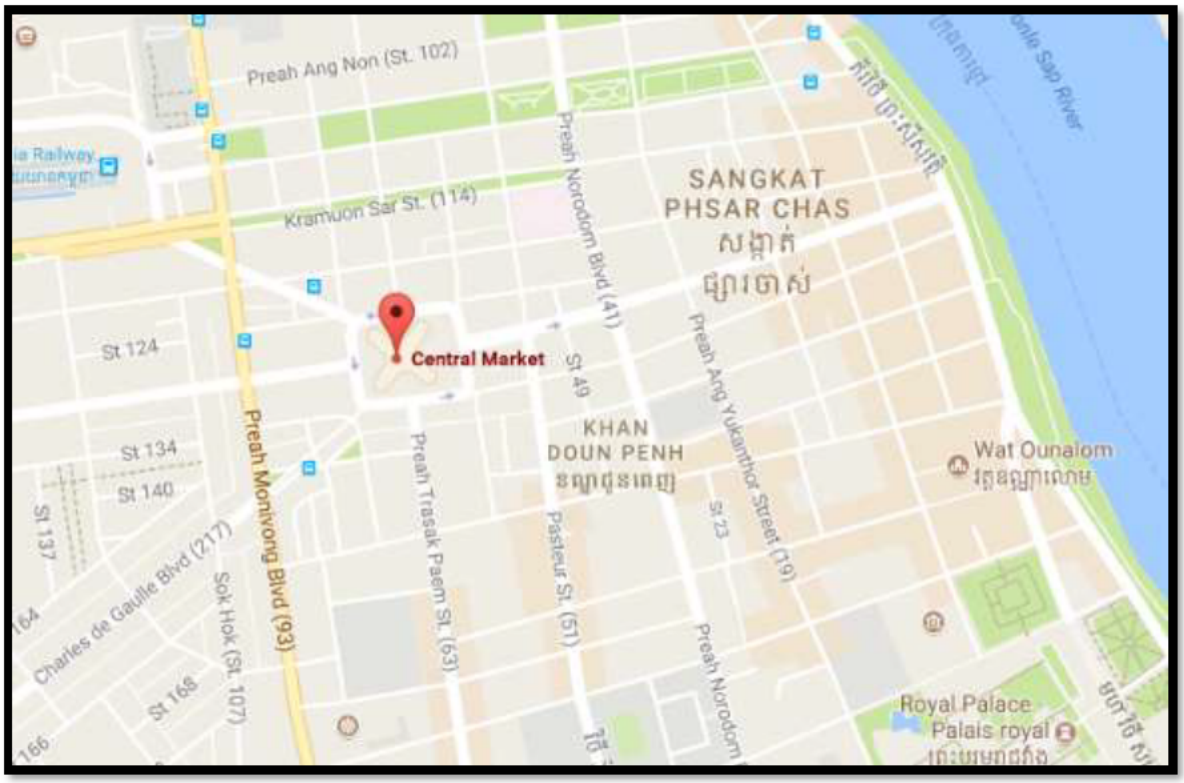
中央市場(Central Market)

場所: St. 128 (Kampuchea Krom), Phsar Thmei 1 Commune, Daun Penh District, Phnom Penh.

紹介: 中央市場、又は、クメール語で"Psah Thom Thmey"は、プノンペンの、大きく、よく知られたランドマークである。1937 年、市場はフランスによって作られた。市場では、主に市場の北側と東側の区画で、衣料品及びアクセサリーの模倣品を含む、様々な商品が販売されている。

客先: 旅行者及び地域住民。主に小売。

中央市場のロケーション



出典: Google Maps

プノンペンの中央市場



出典: https://ak9.picdn.net/shutterstock/videos/3280130/thumb/1.jpg?i10c

中央市場の中央部



出典: http://www.azhafizah.com/2014/02/bercuti-ke-tempat-tempat-menarik-di.html

中央市場の売場



出典: Tilleke & Gibbins

*中央市場のシューズの模倣品 — **Nike** のシューズの "逆向き" のロゴ・マーク*



出典: Tilleke & Gibbins

中央市場で並べられたバッグと財布の模倣品



出典: Tilleke & Gibbins

中央市場で買い物を行う客



出典: Tilleke & Gibbins

中央市場の販売用シューズの模倣品



出典: Tilleke & Gibbins

中央市場の販売用シューズの模倣品



出典: Tilleke & Gibbins

中央市場の、財布と小物入れの模倣品



出典: Tilleke & Gibbins

小売店(Retail Shops)

場所: 主に、プノンペン、シアヌークビル、及びシュリムアップ

紹介: プノンペンには、正規店として市場に出され、西洋衣料品店のような、様々な小売チェーン店がある。多くは、自身を"factory outlet stores"と呼ぶ。店舗は、ロシアン市場周辺及びボンケンコン 1 に隣接する地域等の、買い物に人気がある地域にある。

客先: 居住者及び地域住民。主に高所得者向けの小売。

店舗は、様々なブランド品の衣料品、具体的には模倣品及び正規品を販売する。商品は、衣料品工場からの横流し品、並行輸入品、又は模倣品であるように思われる。販売用商品の一部は、 (Gap, H&M, Topshop, Forever 21 等の)自身の店舗で独自に販売する他のブランド品である。ここでの価格は、近隣の市場よりもかなり高く、店舗では大抵、高級感があり、裕福なカンボジア人及び旅行者の需要に応じている。

*プノンペンの小売店の一例. このチェーン店はプノンペンに **4** つの直営店を有する。*



出典: Tilleke & Gibbins

小売店の内部



出典: Tilleke & Gibbins

小売店の内部



出典: Tilleke & Gibbins

小売店の内部



出典: Tilleke & Gibbins

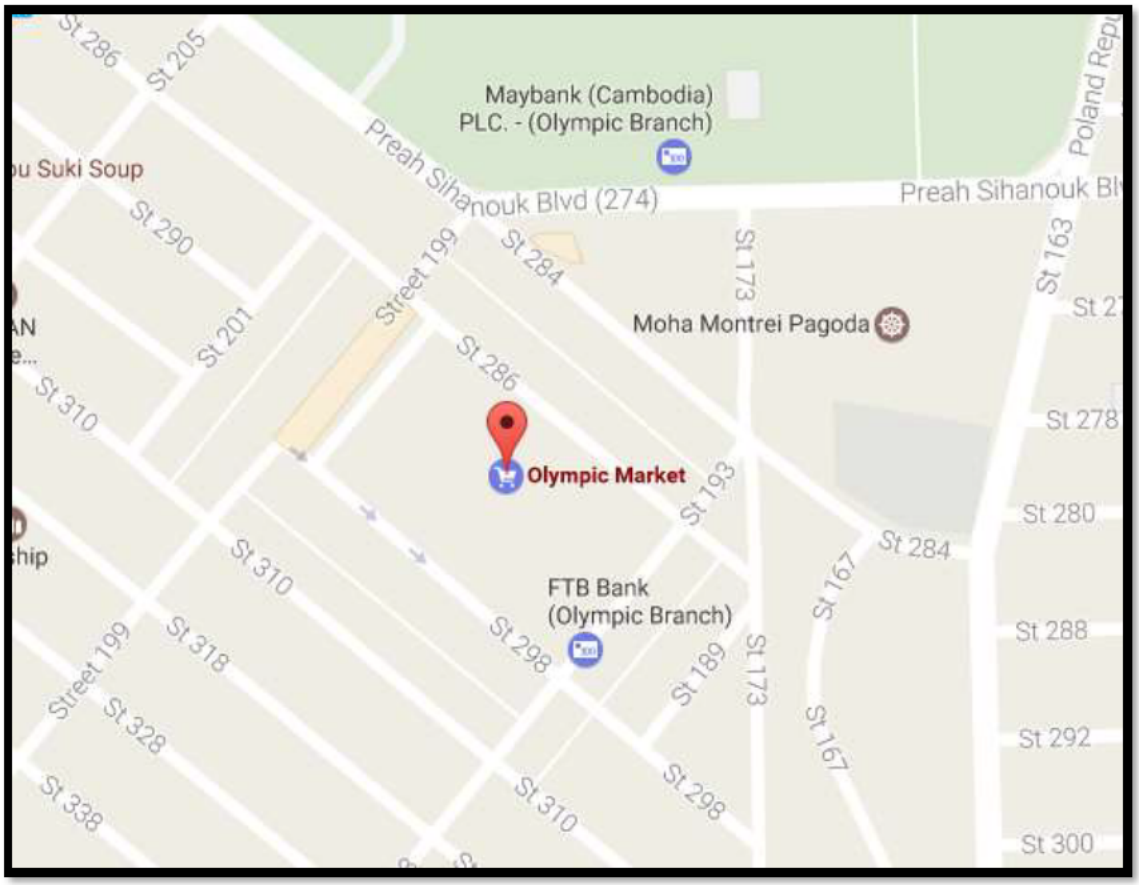
オリンピック市場(Olympic Market)

場所: Street 286, Olympic Commune, Chamkar Morn District, Phnom Penh.

紹介: オリンピック市場は、1994 年に改装された、プノンペンの近代的な市場の一つである。市場は、3 階に渡り密集した数千の売場を有し、異なる階に移動するためのエスカレータを備える。その名前は、大きなスポーツ施設であるオリンピックスタジアムに近いことに由来する。市場は当初、織物を販売していることで知られていたが、今日では、主に 3 階で販売されている衣料品を含む様々な商品を販売している。オリンピック市場には、販売用の有名ブランドネームが付けられた商品があり、多くの店舗ではアクセサリー、特に時計及び宝飾品の模倣品が販売されている。オリンピック市場は、地方の店舗経営者が卸売品を買いに行く市場としてよく知られている。

客先: 地域住民、卸売業者及び小売業者。

オリンピック市場のロケーション



出典: Google Maps

オリンピック市場の外観



出典: https://plus.google.com/photos/photo/104786434024453978548/6330568788013114354

バッグ、財布及び小物入れを販売する、オリンピック市場の店舗



出典: Tilleke & Gibbins

衣料品の模倣品を販売するオリンピック市場の店舗



出典: Tilleke & Gibbins

*オリンピック市場の、ブランドネーム **Havaianas** が付けられた 草履. このようなサンダルは、このブランドのサンダルの通常価格の半額以下の約 **5-7** 米ドルで販売されている。*



出典: Tilleke & Gibbins

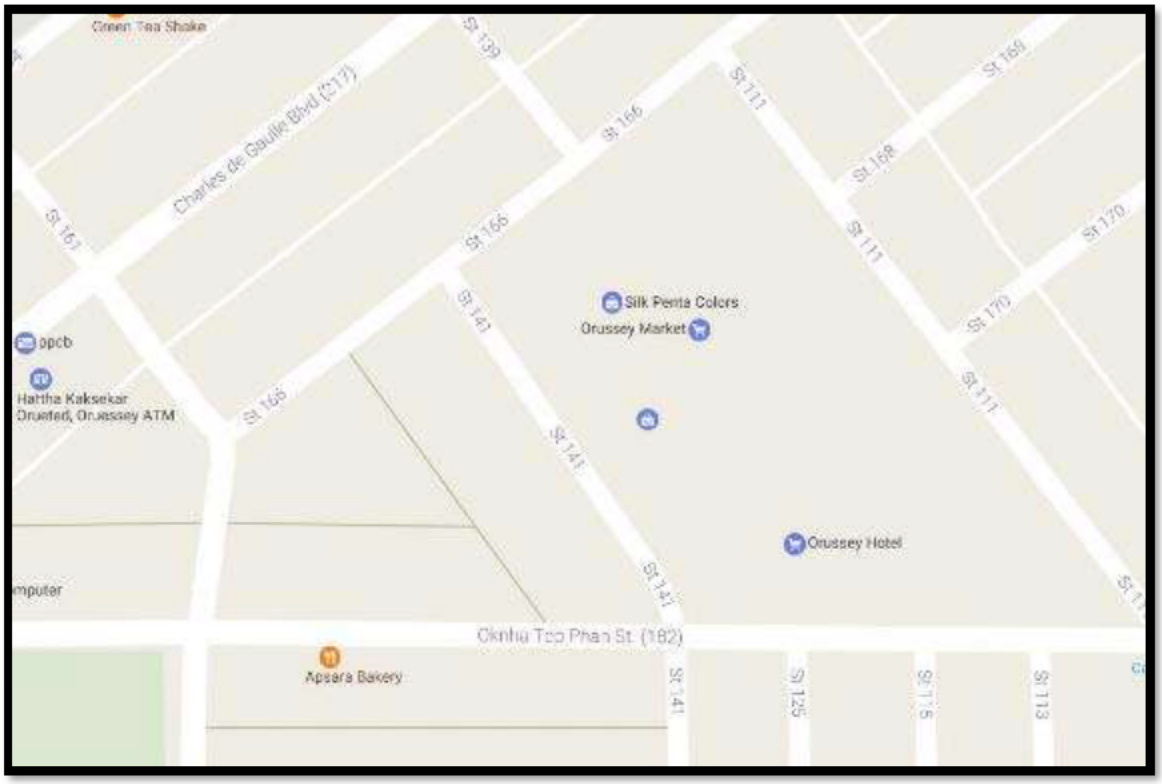
オルセー市場(Orussey Market)

場所: Street 182 (Oknha Tep Phan), Orussey 1 Commune, Prampi Makara District, Phnom Penh.

紹介: オルセー市場は、プノンペンで 2 番目に大きな市場であり、地域住民が日常生活用品を購入する最も人気のある場所の一つである。市場は 3 階に渡り、1,000 店以上の店舗を有し、高価ではない商品を購入できることで知られている。オルセー市場は、最上階に駐車場を有すると共に、その大きさと、独特な白色と青色の外装とにより容易に見つけられる。衣料品は主に、3 階部分に置かれている。

客層: 地域住民、卸売業者、及び小売業者

オルセー市場のロケーション



出典: Google Maps

販売用の衣料品で溢れる、オルセー市場の狭い通路．一部の衣料品はブランド品であるが、他はノーブランド品である。



出典: Tilleke & Gibbins

オルセー市場の販売用履物



出典: Tilleke & Gibbins

オルセー市場の沢山の販売用衣料品



出典: Tilleke & Gibbins

オルセー市場のサングラス。 ***Ray-Ban*** *のようなブランド品の模倣品はしばしば、旅行者により購入される。正規品が* ***100*** *米ドルであるのに対して* ***5-10*** *米ドルで購入される。*



出典: Tilleke & Gibbins

オルセー市場の、販売用バッグ及びバックパック



出典: Tilleke & Gibbins

4.3.4 インターネット上における模倣品の消費

カンボジアでは、電子商取引(E-commerce)はまだ、商品を購入する消費者には人気のある手段になっていない。 この原因は、(最近までの)低いインターネットの普及率、低いクレジットカードの利用率、オンライン決済の問題、及び、未発達な物流環境等である。

カンボジア人は、ほとんどの買い物で現金を用いる。信用情報機関は、2011 年に設立され、刊行物[66]によれば、現在、カンボジアにおけるクレジットカード使用者は約 28,000 名だけである。カンボジアに関するより詳細な考察及びクレジットカードが比較的人気がない理由については、5 章を参照されたい。

さらに、未発達な物流環境は障壁として残っている。カンボジアは、時代遅れの国内郵便制度を有し、体系化された住所システムを有しておらず、このことが小包の宅配の信頼性を低下させ、利便性の向上を妨げている。荷物を受け取る者は何度も、郵便局に足を運び、小包を見つけるために手書きの記録を調べなくてはならない。

インターネットにアクセスする多くのカンボジア人は、デスクトップコンピュータ又はラップトップコンピュータとは対照的な、自分のスマートフォンを介してインターネットにアクセスする。カンボジアで成功を収めている電子商取引プラットフォームは、大多数のカンボジア人がサイトを使用できるように携帯使用に最適化されなければならない。

また、電子商取引行為の少なさにはカンボジアの文化的な要因もある。主な要因は、多くのカンボジア人が、重荷となる感情で買い物を見るのではなく、その代わり、お出かけのような楽しい行為として買い物を見ていることである。ここ 5 年の間に開店した多くの高所得者向けの小売店(例えば、イオンモール)によれば、買い物はまだ、娯楽として、かつ、他人に自己のステータスを示す手段であることがわかる。

そうは言っても、カンボジアにもいくつかのレベルの電子商取引がある。これらの通信の主なプラットフォームは Facebook である。カンボジアでインターネットにアクセスした人の 34%は電子商取引のためにであり、その 99%が Facebook である[67]。

これらの通信は通常、販売業者が、販売する商品をリストし、潜在的な購入者とオンラインでのやり取りを行うことを包含する。取引が成立すると、販売業者は商品を購入者に配送し、配送の際に現金の支払いを受ける。このような非公式な販売及び配送システムは、自動化されたプラットフォームを介した販売と、郵便サービスを介した商品の配送とを行う通常の方法とかなり異なる。

電子商取引は近い将来増加することが期待され、そして、主な関心事のいくつかは特に、電子商取引を規制する時代遅れの法律の改正と、物流システムの改善と、オンライン決済オプションに向けられる。

---

[66] Credit Card Use Gains Traction Among Cambodians, Phnom Penh Post, April 6, 2016.
[67] http://www.phnompenhpost.com/business/small-market-e-commerce

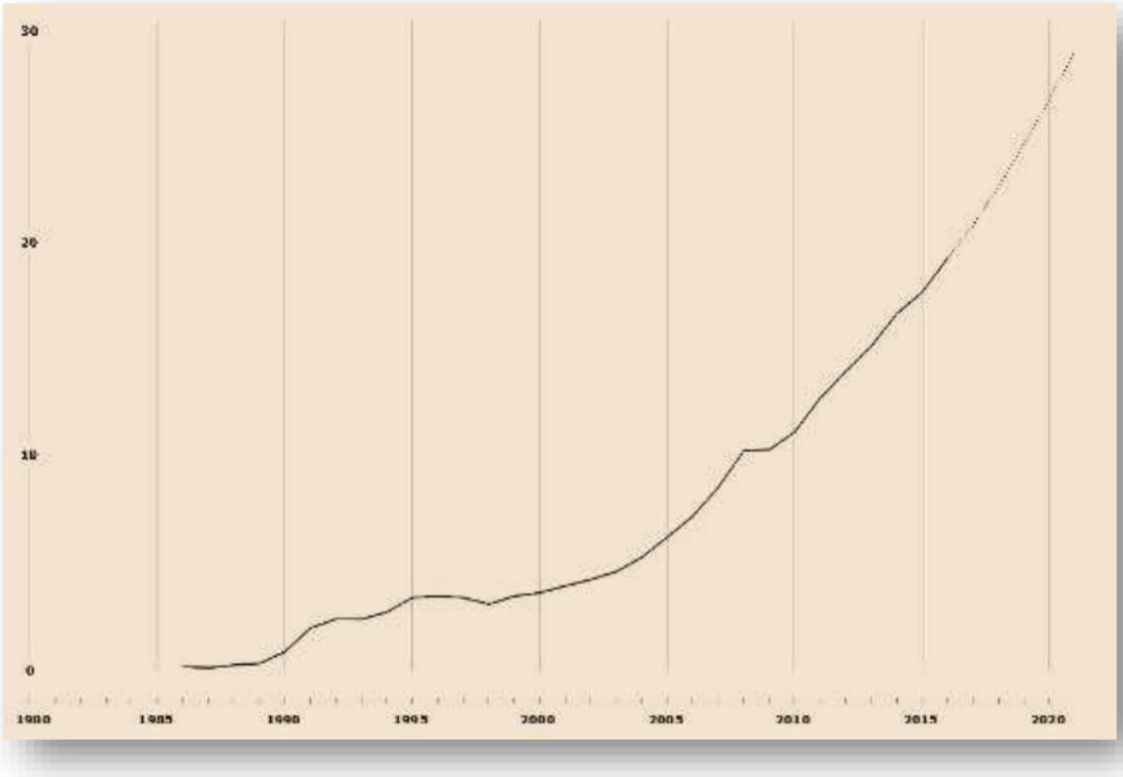
模倣品の流通に影響を与える要因

5.1 カンボジアの消費者の購買力及び消費動向 (GDP 推移、収入、社会階級、年齢による傾向)

カンボジアは、比較的小さな発展途上国である。8 年前、カンボジアの一人当たりの国民所得は、わずか 753 米ドルであった。しかしながら、過去 10 年間で、カンボジアの GDP は、毎年平均約 8%で上昇し、アジアの中で最も急速に成長している国の一つになっている。その点において、アジア開発銀行(Asian Development Bank)は最近、カンボジアの経済を「アジアの新たな虎"Asia's new tiger economy"」と名付けた[68]。

カンボジアは市場経済であり、不動産業及び建設業は近年、成長が著しいけれども、カンボジアの 2 大産業は織物産業と観光業である。カンボジアの GDP は現在、200 億米ドルであり、ここ 2、3 年、毎年約 7%で成長し続けている。

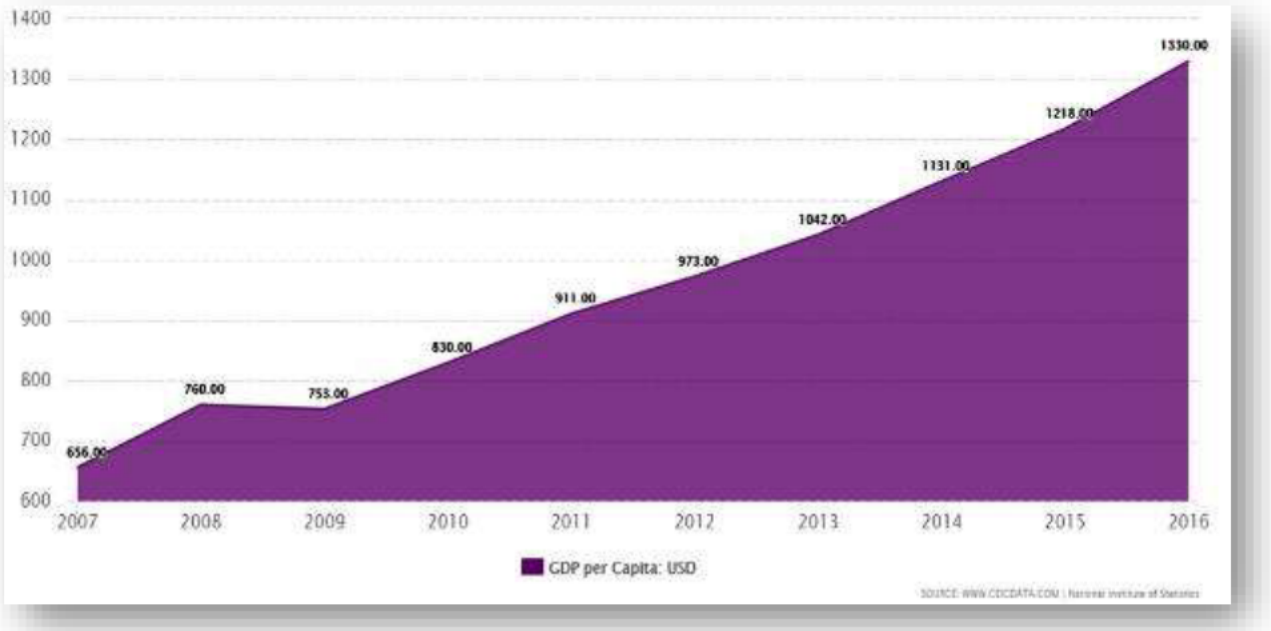
名目 **GDP (単位:billions of USD) – 1986 年から 2017 年まで (2021 年までの予想)**[69]



[68] Business Indochina, Dataconsult1 Ltd., Vol 30, No. 2, February 2017.
[69] IMF, World Economic Outlook Database, April 2017.

上のグラフから分かるように、カンボジアの GDP は、4 年後(2021 年)には約 290 億米ドルに到達すると予測されている[70]。国民一人当たりの GDP は、約 1,300 米ドルであり、約 5.5%で現在成長し続けている[71]。このような経済的成功を受けて、2016 年、世界銀行はカンボジアを「後発発展途上国(least-developed country)」から「低-中所得国(lower-middle income country)」に分類した[72]。現在の物価上昇率は約 2.7%でうまく統制されている[73]。

USD で表されたカンボジアの国民一人当たりの GDP – 2007 年から 2016 年まで[74]



対外直接投資(Foreign direct investment)の流れは 2012 年からかなり堅調であり、2017 年初頭、カンボジア国立銀行は対外直接投資が 2016 年で約 21.5 億米ドルに増えたことを報告した[75]。この成長は、一部には、カンボジア金融政策の見直しによってもたらされ、数々の銀行におけるカンボジアの各銀行資本を増資させた。

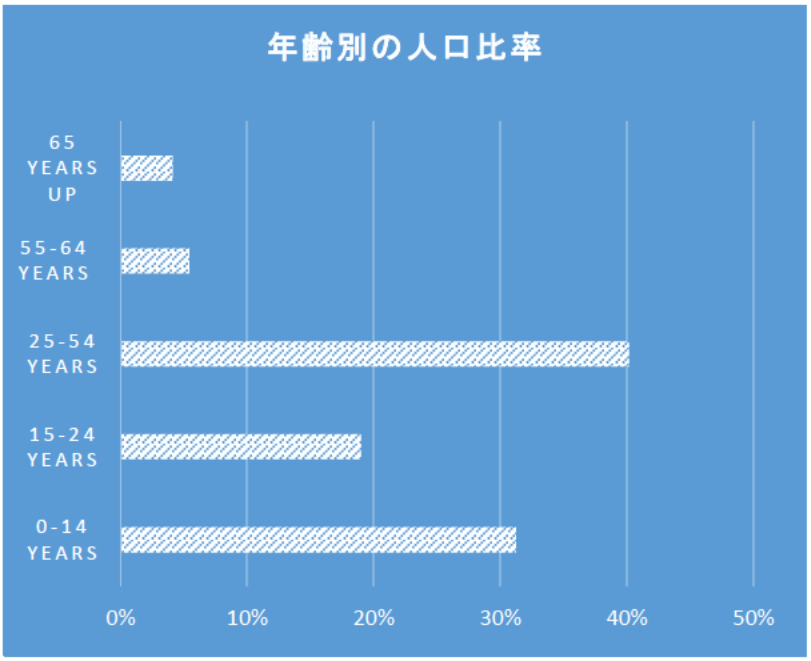
残念なことに、カンボジアは、世界銀行によって実施された最近の事業活動の容易さに関する報告の中で、多くの国々の後塵を拝し、具体的には 190 国中の 131 位にランク付けされた。東南アジア内では、ラ

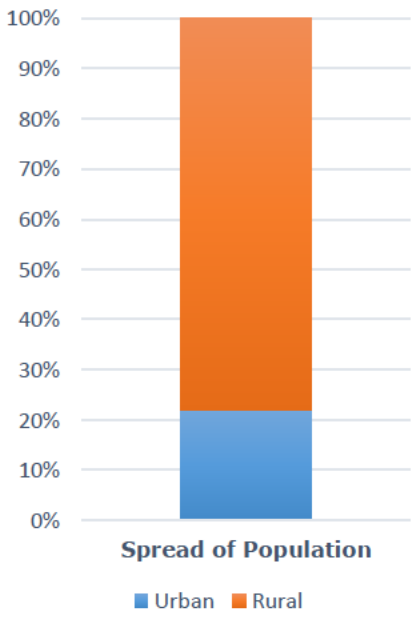
---

70 IMF, World Economic Outlook Database, April 2017.
71 IMF, World Economic Outlook Database, April 2017.
72 Business Indochina, Dataconsult Ltd, Vol 30, No. 2, February 2017.
73 IMF, World Economic Outlook Database, April 2017.
74 https://www.ceicdata.com/en/indicator/cambodia/gdp-per-capita
75 http://www.phnompenhpost.com/business/revised-capital-rules-driving-financial-sector-fdi-growth and http://www.khmertimeskh.com/news/34577/fdi-up-25-/

オス及びミャンマーの順位のみがカンボジアより低かった[76]。この評価でカンボジアを後位に位置付ける主な原因の一つは、贈収賄に関する問題である[77]。

カンボジアの現在の人口は、約 1,600 万人であり、極めて若い。IndexMundi によれば[78]、人口の 31%は 15 歳以下であり、人口の 50%は 25 歳以下である。人口の 10%のみが 55 歳以上である。人口は約 1.56%の割合で成長している[79]。人口の約 22% (又は 330 万人)が都市部で生活している。プノンペンは約 170 万人の居住者を有する最大の都市である。多くの地方の人々が季節労働者として都市部に移動するので、人口統計は常に概算値である。





[76] World Bank Group, Doing Business 2017: Equal Opportunity for All 2017, released October 26, 2016.

[77] Transparency International ranked Cambodia the 156th most corrupt country out of 176 countries in its 2016 Corruption Perceptions Index. Business Indochina, Dataconsult1 Ltd, Vol 30, No. 2, February 2017.

[78] IndexMundi, Cambodia Demographics Profile 2017, http://www.indexmundi.com/cambodia/demographics_profile.html

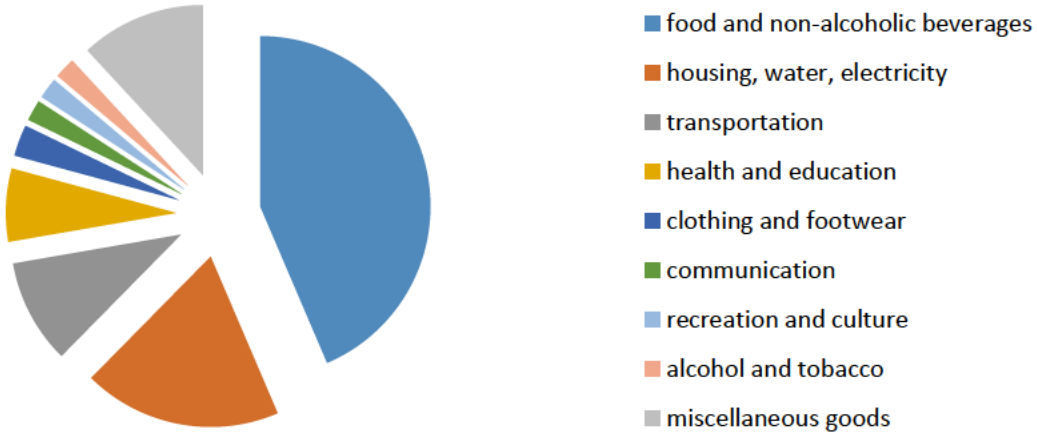
[79] IndexMundi, Cambodia Demographics Profile 2017, http://www.indexmundi.com/cambodia/demographics_profile.html

2016 年、スウェーデン国際開発協力庁 (Sida: Swedish International Development Cooperation Agency) と協力してカンボジア政府は、カンボジア人のライフスタイル、教育水準、ニーズ、そして、その他の多くの課題の中から収入源及び消費パターンについて、より多くを把握するために、3,840 家庭のサンプル調査を実施した[80]。以下は、サンプル調査の主な結果の一部である:

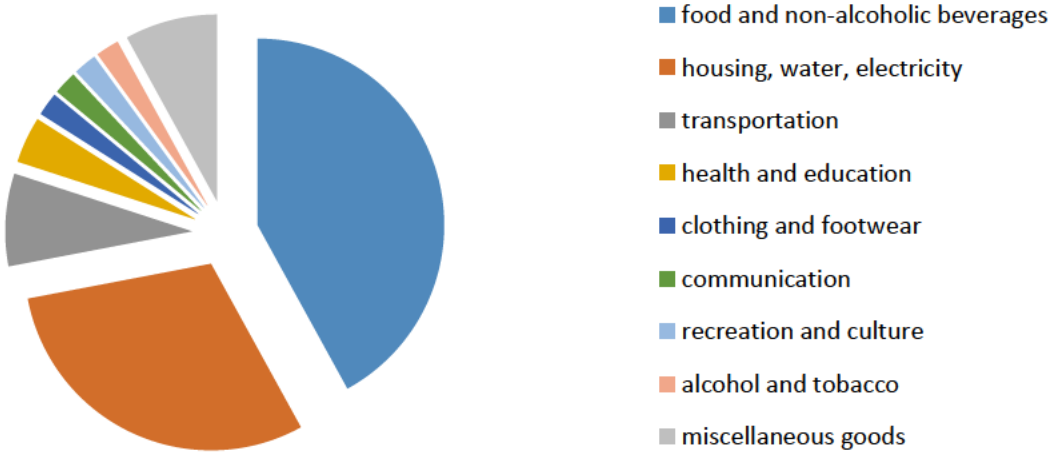
- *教育*: 15–24 歳の人々の識字率は 92%である。読み書きの能力は地方部よりも都市部の方がかなり高い。6–14 歳の約 90%の子供は学校に通っているが、 学校に通わない子供の略半分はその主な理由として、貧しく、家計を助けて働く必要性があることが挙げられる。人口の約 5%は、中等後教育(post-secondary education)を受け、このような人々の大多数は都市部で生活している。
- *雇用*: 2015 年、人口の約 4%は、マネージャー又は専門家として雇用され、約 4%は ホワイトカラーに対するサポート業務を行う。プノンペンでは、これらの数字が 2 倍以上になる。都市部において、労働者の最大グループは、サービス業及び営業職である(約 31–32%)。一方、地方部において、労働者の最大グループは予想通り、農業・林業・漁業の労働者である(43%)。カンボジア全体として統計を見ると、農業・林業・漁業の労働者は、労働人口の 3 分の 1 よりわずかに多いことを示している(33.7%)。カンボジアの労働人口の約半分(47.3%)は、自営業であり、他方の半分(48.9%)は有給従業員である。
- *収入*: カンボジアの一人当たりの国民所得は、約 1,300 米ドルである。プノンペンの世帯収入は、カンボジアの平均世帯収入よりも約 180%高く、地方部の平均世帯収入よりも約 220%高い値である。世帯収入は、2015 年、約 13%上昇した。世帯の約 24%は、女性が主に稼いでいる(プノンペンでは 29%)。多くの世帯は低収入であり、可処分所得は不均等に分けられる。2015 年では、世帯の上位 10%の収入は、下位 10%の 収入の約 10 倍である。(プノンペンでは、その比率は 6 倍である。)
- *消費*: 平均的なカンボジア人は、可処分所得の約 45%を食料品及び飲料に(プノンペンでは 42%)、約 20%を住宅費に(プノンペンでは 30%)、8–10%を移動費に、そして、残りを衣料品、アルコール飲料、タバコ、ヘルスケア用品、化粧品、教育費等に使う。

[80] Cambodia Socio-Economic Survey 2017, National Institute of Statistics, Ministry of Planning, October 2016.

可処分所得の使用用途 - カンボジア全域



可処分所得の使用用途 - プノンペン



2015 年、カンボジア人の約 68% (プノンペンでは 97%) がテレビを所有し、77% (プノンペンでは 87%) が携帯電話を所有し、71% (プノンペンでは 90%) がオートバイを所有し、4% (プノンペンでは 12%) が自動車を所有し、そして、8% (プノンペンでは 26%)がパーソナルコンピュータを所有していた[81]。

カンボジア人は、買い物のほとんどを現金で行う。カンボジア信用情報機関(The national Credit Bureau Cambodia)は、2012 年に設立され、それによれば、現在、カンボジアには、約 28,000 名のクレジットカードユーザーがいる。ある専門家は、低い普及率は、一部には、破産法が存在しない点と、カンボジア人が

[81] Cambodia Socio-Economic Survey 2017, National Institute of Statistics, Ministry of Planning, October 2016.

自分の国民識別番号の変更が容易であるという事実とにより引き起こされていると推測している。プリペードデビッドカードは、人気のある現金代替手段になってきている[82]。

5.2 消費者の消費の決定に影響を与える要因

詳細な市場調査、及び、カンボジア人の消費者の感情及び行動に関する研究は、入手できない、あるいは最新ではない。いくつかのレポートは、必ずしも証拠又は研究に基づいていない推測にすぎず、この章では取り上げていない。

5.1 節で収集したデータ、及び 4 章で報告した調査に基づいて、我々は、カンボジアの消費者行動に関して幾つか一般的な仮説を導くことができる。我々は、模倣品に関する消費者行動に関する世界的な調査を着目し、これらの調査結果とカンボジアでの我々の知見とを比較し、データ又は調査結果が同一の又は反対の傾向であるかを示す。

一般的には、国際調査は、模倣品を購入するようになる、2 種類の消費者トレンドを明らかにした。第一のカテゴリーは、消費者がだまされ、かつ、消費者が模倣品を購入していることに気付いていないという、人をだまそうとする模倣品(deceptive counterfeiting)である。ほとんどの消費者は、自分達は模倣品と正規品とを区別できると(大抵間違っているが)考える傾向があり、知らずに模倣品を購入している。第二のカテゴリーは、消費者が、お金を節約するために、楽しむために、あるいは他の理由のために意識的に模倣品を購入する、人をだますものではない模倣品(non-deceptive counterfeiting)として特徴付けられる[83]。

模倣品に対して最も明らかな魅力は、正規品と比較したときのその価格の安さである。「価格志向(value-conscious)」の消費者は、正規品よりも模倣品を選ぶ可能性が高く、商品が低品質でも大抵受け入れる[84]。価格よりも正義と信頼性を評価する消費者は一般的に、模倣品に対して否定的な態度を取る[85]。

しかしながら、価格は、人々が正規品の代わりに模倣品を選択することを駆り立てる唯一の要因ではない。消費者各人のイメージは、自分達の社会的ステータスが、自分達が着るブランド品の衣料品又は自分達が人前で使用する他のブランド品により決まると消費者に思い込ませる広告により刺激されているのかもしれない[86]。我々は、カンボジア人(特に若者)が他の消費者と同様にこのような考え方に影響を受け易く、また、彼らはブランド品がある種の社会的ステータスを生むと考えていると、感じている。従って、ブランド品によるステータスは、ガンボジアの消費者にブランド品を購入させ、そして、消費者が正規品を購入するお金がない場合には模倣品を購入する一因である。

---

82 "Credit Card Use Gains Traction Among Cambodians," Phnom Penh Post, April 6, 2016.

83 Thorsten Staake, Elgar Fleisch, Countering Counterfeit Trade. "Chapter 3: Counterfeit Demand and the Role of the Consumer," p. 47-48 & Jason M. Carpenter, Karen E. Edwards, U.S. Consumer Attitudes toward Counterfeit Fashion Products (Volume 8, Issue 1, Spring 2013, Journal of Textile and Apparel, Technology and Management).

84 Jason M. Carpenter, Karen E. Edwards, "U.S. Consumer Attitudes toward Counterfeit Fashion Products" (Volume 8, Issue 1, Spring 2013, Journal of Textile and Apparel, Technology and Management) and Jason M. Carpenter, Karen E. Edwards, "U.S. Consumer Attitudes toward Counterfeit Fashion Products" (Volume 8, Issue 1, Spring 2013, Journal of Textile and Apparel, Technology and Management).

85 Felix Tang, Vane-Ing Tian, Judy Zaichkowsky, "Understanding counterfeit consumption," Asia Pacific Journal of Marketing and Logistics, Vol. 26, 2014.

86 Edward J. Kelly. "Blood Money: The Terrible Human Cost of the Counterfeit Culture." [http://siampremier.com/blood-money-the-terrible-human-cost-of-the-counterfeit-culture/], 2014.

少なくとも第三世界の消費者は意識的に、主に商品の低価格によって駆り立てられ、模倣品を購入すると推測される[87]。模倣品を購入することは大抵、模倣品の違法性に対する無関心による、消費者による被害者のいない犯罪として認識される[88,89]。ほとんどのカンボジアの消費者は、(多くの模倣品のカテゴリーにおいて)商品の違法性に対して無関心であるように見え、模倣品の販売業者は大体、自分達が強制措置の間にターゲットにされると、自分達はかなり無知であると訴え、行った犯罪に対して反省を示さない。無関心さへの他の模倣品の要因は、知的財産権及び(場合により有害な)模倣品の影響に関する知識不足が挙げられる。このような知識不足は、消費者間に見られるだけでなく関係当局間にも見られ、知的財産権の一部の分野で、緩い取り締まりを導き、そして、模倣品に対するオープンマーケットを提供している。

模倣品購入の背後にある他の一般的な動機は、一部の人々が大規模なビジネスにしようするネガティブな考え方である。彼らは、正規なブランド品が不当な価格を要求し、そのため、正規品流通の仕組みをだまして模倣品を購入することは悪いものではなく、あるいはモラルに反するものではないと感じているかもしれない。模倣品は、手ごろな値段のブランド品を一般大衆に提供する「ヒーロー」として見られている。この点はしばしば、「ロビンフッド」シンドロームと呼ばれる[90]。また、一部の消費者は、小規模ビジネスの模倣者に対して共感を持ち、大規模ビジネスの知的財産権者に反対の感情を持つ傾向があり、前者を消費者指向として考える。このような反企業的な感情は、模倣品を購入するか否かという消費者の判断に大きく影響を与える傾向がある[91]。ほとんどの模倣品販売業者はかなりおおっぴらに模倣品を販売し、おそらく自分達の行動に対して倫理的正当性と似たものを信じているので、カンボジアの模倣品販売者はこのような感情に気付いている可能性がある。

国際調査は、年配で、高い教育を受けた人々は通常、模倣品を購入する傾向が少ないけれども、このことはより多くの自分で使える収入を持っていることにも起因し、そのような人々はあまり安物を信用していないことを示している[92]。逆に、ソフトウェアの模倣品(海賊版)の具体的な事件において、「被告の教育レベルが高ければ高いほど、ソフトウェアの海賊版を購入する可能性が増加する」ことを研究努力により結論付けた[93]。

カンボジアの若者の人口(25 歳以下である人口 50%以上の者)及び若者の教育レベルは、カンボジアでの模倣品の人気に対する大きな理由であると言える。さらに、かなり低い一人当たりの GDP は、可処分所得をさらに少なくさせ、彼らがより安価な製品をあてにすることをもたらしている。外国のブランド品は、購

---

87 Jason M. Carpenter, Karen E. Edwards, "U.S. Consumer Attitudes toward Counterfeit Fashion Products" (Volume 8, Issue 1, Spring 2013, Journal of Textile and Apparel, Technology and Management).

88 World Intellectual Property Organization, "The Enforcement of Intellectual Property Rights: A Case Book", 2012.

89 Peggy E. Chaudhry, Alan Zimmerman, The Economics of Counterfeit Trade, "Chapter 5 Consumer Complicity," pp. 68-72.

90 Jason M. Carpenter, Karen E. Edwards, "U.S. Consumer Attitudes toward Counterfeit Fashion Products (Volume 8, Issue 1, Spring 2013, Journal of Textile and Apparel, Technology and Management).

91 Peggy Chaudhry, Alan Zimmerman, The Economics of Counterfeit Trade, Governments, Consumers, Pirates and Intellectual Property Rights, Springer, 2009 (p. 68).

92 Peggy E. Chaudhry, Alan Zimmerman, The Economics of Counterfeit Trade, "Chapter 5 Consumer Complicity," pp. 68-72.

93 Peggy E. Chaudhry, Alan Zimmerman, The Economics of Counterfeit Trade, "Chapter 5 Consumer Complicity," pp. 68-72.

入者に社会的ステータスを提供するので、簡単な解決策はブランドを有する安価な商品を購入することになり、その結果、大抵、模倣品の購入に至る。

他の理由は、模倣品が広く入手可能であることであり、模倣品を購入することを容易にさせ、場合によっては特定の正規品を見つけることを逆に少し難しくしている。2013 年に、Microsoft とその販売業者によってカンボジアで行った小規模サンプル調査では、サンプルされた店舗の 90%以上がソフトウェアの海賊版のみを販売し[94]、カンボジアのコンピュータユーザーの 90–95%が海賊版ソフトウェアを使用していることを示した[95] 。このことは、広く入手可能であることが、正規品を市場の外に追いやり、そして、消費者に海賊版を購入させていることを示している。国際調査は同様の結論を導いている[96]。

プノンペンで並べられた海賊版ソフトウェア



出典: Phnom Penh Post

最近の要因は、カンボジアの織物分野に関する点である。織物分野に関連する技術知識、さらにすぐに利用できる機械は、カンボジアの衣服の模倣品を製造することを容易にさせている。これにより、カンボジアの市場で、消費者が正規品よりも模倣品を購入することになる 2 つの重要な要因、すなわち、広く入手可能できることと、安い価格をもたらしている。

5.3 模倣品使用に伴う損失及びリスク

模倣品の製造及び消費に関する様々な損失及びリスクがある。このような損失及びリスクは正当なビジネスに影響を与えるだけでなく、社会的代償を伴う。被害者は、ほとんどの場合、場合によっては健康上のリスクがある低品質の商品を得ることにより悪影響を受ける消費者、及び、税収を見逃すことになる政府である。他の被害者は、自身が製造する正規品である、ブランドを有する、又は、ブランドを有さない商品を提供し、そして、模倣者と競争することが難しい地場企業である。他の大きな問題は、児童労働、マネーロンダリング、以下に詳しく説明する点等の他の犯罪行為に模倣品が関連するということである。

---

94 http://www.phnompenhpost.com/business/microsoft-decries-pirated-software
95 http://www.phnompenhpost.com/business/pirated-computer-software-cost-cambodia-50m
96 Peggy E. Chaudhry, Alan Zimmerman, The Economics of Counterfeit Trade, "Chapter 5 Consumer Complicity," p. 76.

経済損失

模倣品を使用し、かつ販売することは、正規品の製造業者だけでなく、政府及び消費者も、かなりの金額の経済損失を被る[97]。

- **権利者が被る損失**

  模倣品の産業と直接競合する企業は販売損失に悩まされる[98]。この点は特に、多くの模倣品が競合し、正規品の市場を害することである。これは、正規品が模倣品により市場の外に実質的に追いやられた、上述のカンボジアの Microsoft ケースと類似する。2013 年には、Microsoft とカンボジアの情報通信技術ビジネス団体(ICT Business Association)は、カンボジアでの海賊版ソフトウェアの販売により 、カンボジア経済は、企業が被った損失だけでなく、カンボジア経済への損失(税金関連及ぶその他)を指す、USD 5,000 万米ドルの損失を被ったと見積った[99]。

  直接の販売損失は別として、模倣品は 企業の知的財産を保護・行使するために発生する費用に影響を与える。模倣者との闘いに関しては言えば、権利者は、最終的には調査及び訴訟に引き込まれることになる[100]。

- **模倣品が販売された場合の国家の損失**

  模倣品の販売及び流通は、雇用損失、失った販売機会、及び税収損失をもたらすので脅威である[101]。投資家は自身の取組みから生み出されたすべての利益を回復するとは考えていないので、蔓延した模倣品は外国及び国内企業の投資を妨げることになり、模倣品の経済費用は犠牲になっている国々でかなり異なる[102] 。また、そのような国々には、警察及び他の調査・執行当局に資金供給に使う金額及びリソースを増やすニーズがある。

- **模倣が行われる国々の損失**

  模倣品が製造される国々はまた、重大な経済損失を被る。評判のよい製品の外国製造業者は、模倣品が広く蔓延する国で製品を製造しないと判断する可能性がある[103] 。さらに、その国が権

---

97 Organization for Economic Co-operation and Development, Trade in Counterfeit and Pirated Goods: Mapping the Economic Impact, 2016.

98 Chow-Hou Wee, Soo-Jiuan Ta, Kim-Hong Cheok, “Non-price determinants of intention to purchase counterfeit goods: an exploratory study”, International Marketing Review, Vol. 12, 1995.

99 http://www.phnompenhpost.com/business/microsoft-decries-pirated-software and http://www.phnompenhpost.com/business/pirated-computer-software-cost-cambodia-50m

100 Organization for Economic Co-operation and Development, The Economic Impact of Counterfeiting [https://www.oecd.org/sti/ind/2090589.pdf], 1998.

101 Frontier Economics, The economic impacts of counterfeiting and piracy, section 5.3 [http://www.inta.org/communications/documents/2017_frontier_report.pdf] 2017.

102 Frontier Economics, The economic impacts of counterfeiting and piracy, section 5.3 [http://www.inta.org/communications/documents/2017_frontier_report.pdf] 2017.

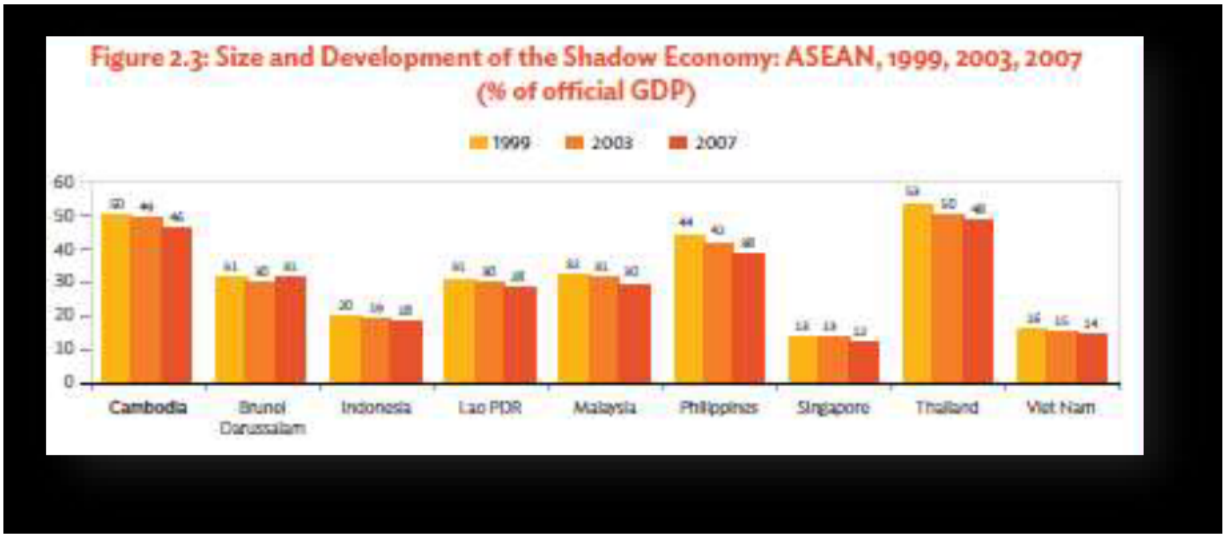
103 I Organization for Economic Co-operation and Development, The Economic Impact of Counterfeiting [https://www.oecd.org/sti/ind/2090589.pdf], 1998.

利者の権利を保護することができない場合、模倣業者の存在が新規ビジネスの成長を阻止し、これにより製造業者がリソースを新製品に投資することを阻む[104]。

模倣及び他の違法行為が行われる経済のその部分は、国の「地下経済(shadow economy)」として知られている。模倣業者及び模倣品の販売業者は、地下経済で活動し、国家経済及びその国の経済発展に大きなダメージをもたらす。不正競争、公平な競争条件の欠如、税収の損失は、これらのダメージの一部である。

2007 年、カンボジアの地下経済は、公式な国民総生産の 46%に相当すると試算された。新しい統計は入手できないが、次のグラフは、この問題が最近如何に重要になったかを示している。地下経済という用語は模倣品、麻薬取引、密輸等を含むすべての違法行為を含むことに留意されたい。また、脱税等のような単純な理由に関わらず、登録されていない(通常の)活動も含む[105]。

地下経済の規模 (% of official GDP) – 1999, 2003, 2007[106]



[104] Frontier Economics, The economic impacts of counterfeiting and piracy, section 5.3.3 [http://www.inta.org/communications/documents/2017_frontier_report.pdf] 2017.

[105] Cambodia Addressing the Skills Gap, Employment Diagnostic Study, 2015 Asian Development Bank, International Labour Organization.

[106] Cambodia Addressing the Skills Gap, Employment Diagnostic Study, 2015 Asian Development Bank, International Labour Organization.

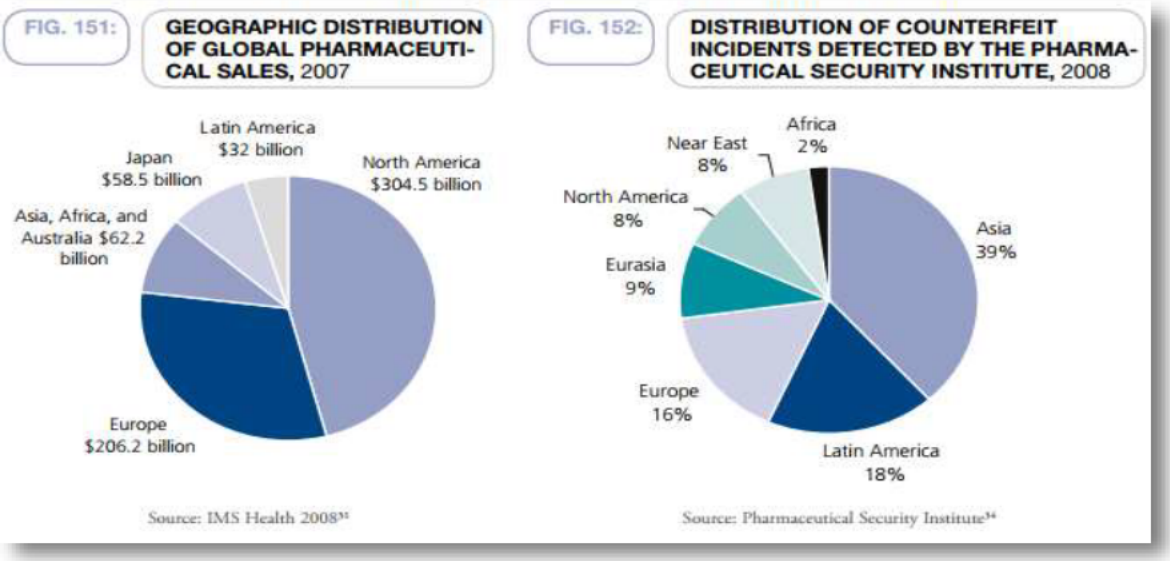
消費者のリスク

被害に遭い易い消費者をハイライトする世界知的所有権機関の報告書は、このような消費者は、“商品－日常生活用品、化粧品、自動車部品、市販薬等のブランド品の必需品－が、偽物であり、明らかに低品質であり、しばしば高い有害リスクを誘発するということを意識していない。このような消費者は、非常に若く、高い教育を受けず、無学な消費者を含み、その誰もが情報に基づく選択(informed choice)を行うことができない”と述べている[107]。

多くの消費者が、模倣品を購入するとお買い得品を得ていると考えるが、しばしば最終的には不快を感じることになる。これは、模倣品が大抵、正規品と同じようには、長い時間持たず、動かないからである。さらに、多くの模倣品の低い品質は、健康及び安全に危険性をもたらし、消費者にとってダメージになる。

模倣品の悲惨な影響の例は、カンボジアで蔓延する医薬品の模倣品の使用に見られる。薬の模倣品の使用は致命的であることが証明できる[108]。世界保健機構の代表者は、薬の模倣品の約半分は、効果のない治療により死に至る可能性がある偽抗生物質であると述べた[109]。

模倣品によりもたらされる危険、特に健康リスクの他の例は、偽化粧品の販売によるものである。2017 年 6 月、プノンペンの美容院に対して経済犯罪警察(Anti-Economic Crime Police)によって行われた最近の摘発において、保健省により許可されず、かつ使用された場合は悲惨な影響をもたらす、高濃度の禁止化学物質及び他の有効成分を含有する化粧品が発見された[110]。



出典: 国連薬物犯罪事務局:模倣品に関するレポート
https://www.unodc.org/documents/data-and-analysis/tocta/8.Counterfeit_products.pdf.

---

107 http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/2008/05/article_0008.html
108 Phnom Penh Post, “Fake drugs causing real problems.” [http://www.phnompenhpost.com/national/fake-drugs-causing-real-problems] 2008.
109 Phnom Penh Post, “Study reveals high level of counterfeit drugs.” [http://www.phnompenhpost.com/national/study-reveals-high-level-counterfeit-drugs] 2002.
110 Phnom Penh Post, “Banned skin-whitener seized from two shops.” [http://www.phnompenhpost.com/national/banned-skin-whitener-seized-two-shops] 2017.

模倣行為及び組織犯罪

模倣行為は、資金調達及び他の犯罪を手助けするだけでなく、貿易から莫大な利益を得る手段として模倣品を使用する、軽犯罪者及び組織的犯罪者の両方を招いてしまう。国連薬物犯罪事務所(United Nations Office on Drugs and Crime)の報告は、模倣品と 国境を超えた組織犯罪との間の関係に着目している[111]。模倣品の製造及び販売における組織犯罪グループの関与は、多くの国々でかなり蔓延している。模倣行為はマネーロンダリング行為をもたらし、特にそのような商品が国際的に輸送されると贈収賄を促す[112]。

他の社会的代償

模倣品はしばしば、環境に関する危険及び代償を引き起こす。通常、適当な規制がなく、あるいは、既存の規制を無視する。また、有害な又は禁止化学物質[113]、及び模倣品を製造する際に使用あるいは排出される有害成分[114]の可能性が非常に高い。労働搾取は、規制のない危険な状態で働き[115]、そしてその過程でしばしば児童を雇用することにより[116]、安全及び安全保障の問題に直面する低賃金労働者の他の問題としてあり続けている。

カンボジア開発研究機関(Cambodian Development Research Institute)は、農民の 10%が偽化学肥料を購入するという推定を導いた、タケオ州(Takeo province)の 35 名の農民の小規模サンプル調査を実施した。化学肥料の模倣品は、農作物ごとに 285 米ドルから 350 米ドルの範囲の収穫ロスを引き起こし、そして、規制されていない化学肥料により生産された食料品の消費者に対してさらなる危険性を加える。

111 United Nations Office on Drugs and Crime, https://www.unodc.org/documents/counterfeit/FocusSheet/Counterfeit_focussheet_EN_HIRES.pdf

112 Jason M. Carpenter, Karen E. Edwards, “U.S. Consumer Attitudes toward Counterfeit Fashion Products” (Volume 8, Issue 1, Spring 2013, Journal of Textile and Apparel, Technology and Management).

113 Phnom Penh Post, “200 kilos counterfeit meds seized in capital.” [http://www.phnompenhpost.com/national/200-kilos-counterfeit-meds-seized-capital], 2013.
114 Phnom Penh Post, “Manager accused of storing illegal goods.” [http://www.phnompenhpost.com/national/manager-accused-storing-illegal-goods], 2017.
115 Phnom Penh Post, “A ‘Reality’ check for top brands.” [http://www.phnompenhpost.com/lifestyle/reality-check-top-brands], 2014.
116 Jason M. Carpenter, Karen E. Edwards, “U.S. Consumer Attitudes toward Counterfeit Fashion Products” (Volume 8, Issue 1, Spring 2013, Journal of Textile and Apparel, Technology and Management).

カンボジアにおける模倣品対策

6.1 政府の政策、誓約、行動計画及び実績

政府の政策及び誓約

カンボジア王国政府（以下、政府という）は、知的財産分野の発展に関して大きく進展した。現在、知的財産は、カンボジアの貿易の発展をもたらす、法律が整備された分野の一つである。知的財産分野の発展は、WTO 加盟国としてのカンボジアの義務に基づいている。2004 年のカンボジアの WTO への加盟の前後に、カンボジアは規制の枠組みを強化するために様々な知的財産法を採択した。

2014 年、政府は、カンボジアの貿易を発展させるために、貿易セクター・ワイド・アプローチ(Trade Sector-Wide Approach)を含む、カンボジア貿易統合戦略 2014－2018 (Cambodia Trade Integration Strategy for 2014–2018)を発表した。商務省によって進められたカンボジア・貿易セクター・ワイド・アプローチを実施するための 2016 年から 2020 年の中期計画は、貿易を促進するために「近代的で、貿易を支援する知的財産権の枠組み」が実施・履行される必要であることを認めている[117]。この目標を達成するために必要とされる短期－中期措置には、「知的財産教育及びその履行のために強化された法律制度」及び「カンボジアの国家知的財産戦略の実施」が含まれる。

2008 年、国家知的財産権委員会(NCIPR)が、政令[118]によって設立され、そして、WTO 加盟国としてのカンボジアの遵守を徹底し、政府により掲げられた上記の貿易目標を達成するために、国家知的財産戦略の策定の任務を負う。国家知的財産戦略では、次の目標が明らかにされた。

目標 1: カンボジアの経済発展を支援する、知的財産サービスを提供・使用するカンボジア経済機構内の能力及び許容量の向上

目標 2: カンボジアの農業、商業、工業及び文化の分野、並びに観光業を支援する、知的財産戦略、知的財産サービス、及び実施を遂行するカンボジア政府内の能力及び許容量の向上

目標 3: カンボジア企業による知的財産システムの利用増加を支援する、国境付近の人々への知的財産の経済的役割の認知度及び理解の向上

目標 4: カンボジアの経済的・社会的ニーズに適合する国際基準を適用するカンボジアの知的財産法の立案及び維持[119]

これらの目標を達成するために、37 の構想が次の 6 つの主要分野：農業、文化、教育、健康、工業・商業、及び観光業で発案された。これらの構想は、2013 年から 2023 年に渡る、短期、中期、そして長期構想に分類される。

---

117 http://www.moc.gov.kh/tradeswap/userfiles/file/uploadedfiles/Job/MTP.2016-20202_4_2016_16_5_32.pdf
118 No.142 ANKR.BK dated 18 August 2008 on the Establishment of the National Committee for Intellectual Property Rights.
119 http://www.moc.gov.kh/tradeswap/userfiles/file/uploadedfiles/Job/9.IPStrategy-DetailsObjectives-Initiatives-Final5_21_2013_1_50_54.pdf

国家知的財産権委員会(NCIPR)は、国家知的財産戦略としてこれらの目標を達成するために 2 つの小委員会、すなわち、(1)実施小委員会、(2)教育及び国民意識小委員会を設立する予定である[120]。

商務省知的財産局(DIPR)は、国家知的財産権委員会の事務局として機能し、そして、その役割において、商務省知的財産局(DIPR)は世界知的所有権機構(WIPO)等の開発パートナーからの技術支援を整理し利用する。

政府の措置

2002 年から、政府は、知的財産権に関する次の法律を採用した。

- 標章、商号及び不正競争に関する法律
- 特許、実用新案証及び意匠に関する法律
- 著作権及び関連する権利に関する法律
- 植物育成者の権利及び植物品種の保護に関する法律
- 地理的表示に関する法律

これらの法律には、実施する手続を定めた様々な政令及び省令が設けられた。

知的財産局(DIPR)の局長は、知的財産局(DIPR)が国境措置を含む知的財産権の行使のための手続に関する政令を立案中である旨を述べた。この規則は、カンボジアの各執行当局の手続及び責務を詳しく説明するものである[121]。現在、権利者の知的財産権を行使する場所及び方法、並びに利用できる権利の種類がしばしば明らかではないことがあるので、このような進展は特に、民間企業に歓迎されている。

法律及び規則の採用に加えて、知的財産局(DIPR)は、カンボジアにおいて商標弁理士(licensed legal mark agent)になるための研修を行う責務がある。このような人々は、商標登録手続に関して、法律によって知的財産局(DIPR)に対して知的財産権者を代理する権限が与えられる。そして、彼らのライセンスは彼らが裁判においてクライアントを代理することを認めるものではないが、彼らは知的財産局(DIPR)に対する行政手続に関してクライアントを代理することができる。

知的財産局(DIPR)の研修は厳格であり、知的財産局(DIPR)は、過去 4 年間の 4 回の研修で、最近の試験に合格した半数の受講者についてのみ卒業させた。

政府は定期的に、知的財産の理解と、知的財産が経済活動及びビジネスを作り上げるためにどのように用いることができるかについての理解とを高めるために、商標弁理士及び民間企業に対するセミナー及び研修を計画している。さらに、知的財産局(DIPR)は、イベントを開催し、主に公衆に、模倣品の危険性と、知的財産がカンボジアの一般大衆の利益に利用され得る方法とに関する情報を広めている。

知的財産分野の専門家に対する政府開催のイベントの一例は、特許協力条約(PCT)に関して、工業・手工芸省(MIH)及び WIPO により計画された 2017 年 2 月 28 日のセミナーである。このセミナーでは、PCT 制度の機能及び手続、及び、PCT へのカンボジアの加盟がどのように有益であるかについて説明した。

---

120 “Message of (the) Director (of the DIPR)” – http://www.cambodiaip.gov.kh/TemplateTwo.aspx?parentId=2&menuid=37&childMasterMenuId=37&lang=en
121 “Message of (the) Director (of the DIPR)” – http://www.cambodiaip.gov.kh/TemplateTwo.aspx?parentId=2&menuid=37&childMasterMenuId=37&lang=en

同様のイベントが、2017 年 3 月 1 日、工業・手工芸省(MIH)及び WIPO により開催され、意匠と、ハーグ制度が意匠の国際寄託にどのように用いられているのか説明があった。このイベントでは、WIPO からの専門家と工業・手工芸省(MIH)からの専門家がまねかれ、新制度の手続的側面を説明するだけでなく、知的財産の専門家の関心事についても説明した。

民間企業だけでなく一般公衆に対する毎年の大きなイベントは、世界知的所有権の日(World IP day)である。今年のイベントは、プノンペンで 4 月 25 日に開催され、カンボジア人の生活を向上するために役立てられる知的財産権についての情報を公衆に与える様々な催しが催された。権利行使の問題に関するパネリストとして、知的財産局(DIPR)の局長 Mr. OP Rady 及び Tilleke & Gibbins のカンボジアオフィスのマネージングパートナーMr. John King と並んで、カンボジア模倣品対策委員会(CCCC)の委員長 Mr. MEACH Sophana が出席した。

さらに、知的財産権者は通常、模倣品を識別する方法に関して特別な知見を有するので、民間企業は、模倣品を識別する当局職員の研修を行い、当局を支援している[122] 。

民間企業のこのような支援の例として、Tilleke & Gibbins の税関への研修イベントがある。国家知的財産権委員会(NCIPR)と知的財産局(DIPR)との共催で、最近のこのようなイベントは 2016 年 11 月 22 日開催された。

このような税関研修イベントは、政府職員間の意識向上と模倣品に対する措置を講じる政府職員を教育することを目的として、丸一日の講習会である。

また、このようなイベントは、ブランド品の専門家によって、政府職員が模倣品を特定できる方法、商品が模倣品であるか確認するために政府職員が連絡すべき人、そして、さらなる強制措置について話し合うために知的財産権者に連絡する方法に関して研修が行われる。正規品と模倣品が展示され、そして、正規品の隣に実際の模倣品を見て、相違点を学ぶ機会を政府職員に与える。

[122] http://www.phnompenhpost.com/business/officials-trained-fake-goods and http://www.tilleke.com/sites/default/files/2017_Feb_Brand_Awareness_Training_Cambodia_Thailand.pdf

2016 年開催の Tilleke & Gibbins 税関研修で展示された模倣品及び正規品



出典: Tilleke & Gibbins

これらのイベントはカンボジア当局に評判が高く、当局職員は喜んで出席し、有益な研修を受けている。知的財産権者は、政府職員が様々な種類の模倣品を確認でき、知的財産権のブランド品をカンボジア及びその他の国々で保護できるので、熱心に参加している。

一流日本化粧品ブランド、そして、アメリカ及びヨーロッパの有名ブランドの企業は、ブランドの専門家をイベントに出席させることによって参加している。また、政府職員と知的財産権者との間の情報交換は、カンボジアにおける強制措置に関する有益な見識を知的財産権者に与える。

Tilleke & Gibbins 税関研修イベントで、ブランド専門家による研修を受ける政府職員



出典: Tilleke & Gibbins

民間企業による支援の他の形態は、カンボジアの大手医薬品輸入業者と共にカンボジア模倣品対策委員会(CCCC)がクメール語の小冊子及び他の販売資料を印刷し、公衆に医薬品及び化粧品の模倣品の

危険性について知らせることである。民間企業は、強いメッセージを公衆に示すために自分達の専門性及び他の知見を与え、資料の印刷等による情報の提供を行っている。

政府の実績

政府は、カンボジアにおける知的財産権の強化に力を注いでいる。上述の法律及び規則に力を入れる以外に、政府は、国際条約の義務を果たし、また登録制度を現代化する対策を施している。新しい実施制度は、省庁そして民間企業にとってプロセスを簡素化する。最近の政府の実績の一部を本章で説明する。

マドリッド議定書

特筆すべき実績は、マドリッド議定書へのカンボジアの最近の加盟である。マドリッド議定書に支配される標章の国際登録に関するマドリッド協定は、東南アジア中で人気を得ている。東南アジアの幾つかの国々は、アセアン経済共同体(ASEAN Economic Community)を介した地域統合に向けての義務の一部として、マドリッド議定書を実施する準備を行っている。

カンボジアは、多くのオブザーバーの予想を超え、2015 年 3 月 5 日、マドリッド議定書に加盟し、2015 年 6 月 5 日に施行した。カンボジアは、迅速に動き、ベトナム、シンガポール、フィリピンに続いて、マドリッド議定書に加盟した第 4 番目の ASEAN の国であり、タイ及びインドネシアのような隣国を追い抜いた[123]。

カンボジアの商標弁理士はマドリッド議定書を理解し、新しい制度を扱う仕事を行うことを確実にさせるために、知的財産局(DIPR)は制度について商標弁理士を教育するために複数回の会議を行った。

知的財産局 Website

知的財産局(DIPR)は、2016 年、カンボジアの知的財産権に関する広い範囲の情報を訪問者に提供する最新式のウェブサイトを立ち上げた。ウェブサイトは、知的財産局(DIPR)の方針を説明し、知的財産に関する新しい情報を提供する。知的財産に関する部署は、すべての知的財産権を分かり易く説明し、平均的な消費者に対して多くの技術的な問題を明確化し、カンボジアにおける知的財産の理解を広める。

他の重要な機能は、規則の手続面を明確にする規則及び政策文書を含む知的財産法及びその規則に関するウェブサイトのデータベースである。カンボジアでは法律及び規則を探すことは難しいが、知的財産局(DIPR)は知的財産権者にとって非常に便利なデータベースを有する。

また、ウェブサイトは、ユーザーが知的財産局(DIPR)自身のデータベースと東南アジアの国々をカバーする ASEAN TMView ベータベース(ASEAN TMView database)とを切り換えられる、カンボジアの登録商標のデータベースを有する。

商標登録出願の電子出願(E-Filing)

他の最近の政府の実績は、商標登録出願の電子出願(e-filing)の実施である。WIPO により提供された技術チームは、カンボジアがマドリッド議定書の要件を満たせることを確実にするため、システム開発を支援した。

2017 年 5 月 25 日に開始された電子出願制度は、商標登録出願の処理を効率化することを目的とし、これにより登録手続がより速くなり、カンボジアのより正確な商標のデータベースになると我々は考える。

---

123 http://www.tilleke.com/resources/cambodia%E2%80%99s-swift-accession-madrid-protocol

シンガポールの特許及び意匠の再登録(Re-registration)

2015 年 1 月 20 日、工業・手工芸省(MIH)は、シンガポールで特許付与を受けた特許権者は簡単な再登録手続でカンボジアにおいて保護を受けられることができる、シンガポール特許庁(IPOS: Intellectual Property Office of Singapore)との工業所有権における協力に関する覚書を締結した。

この手続を実施するために、カンボジアにおけるシンガポール特許の再登録に関する省令が採択され、2016 年 7 月に施行された。工業・手工芸省(MIH)が上述の覚書を締結した後、カンボジアは最初の特許を付与したことは注目に値する[124]。

日本の特許の付与円滑化

2016 年 5 月 4 日、工業・手工芸省(MIH)と日本国特許庁(JPO)との間で、特許の付与円滑化に関する協力(CPG: Cooperation for Facilitating Patent Grant)が署名され、これにより、特許が既に日本で審査されて付与された場合、出願人はカンボジアに出願された特許出願に関する早期付与を申請することができる[125]。

特許協力条約(Patent Cooperation Treaty)

2016 年 12 月 8 日、カンボジアは、特許協力条約(PCT: Patent Cooperation Treaty)の 151 番目の締約国になった。従って、2016 年 12 月 8 日以後に出願された国際特許出願は自動的に、カンボジアを指定国に含まれる。

さらに、2016 年 12 月 8 日以後、カンボジアの国民及び居住者は、PCT の国際出願を出願できる。カンボジアの国内出願人は、国際出願を出願すると、特許調査を行う機関として、シンガポール特許庁(IPOS)、日本国特許庁(JPO)、欧州特許庁(EPO)から選択することができる。PCT の下、加盟国に出願された国際出願の出願人は、出願の優先日から原則 30 月以内に、特許の保護を他の加盟国に求めるか否か決定する[126]。

ヨーロッパ特許の認証(Validation of European Patents)

2017 年 1 月 23 日、カンボジアは、ヨーロッパ特許の認証に関するカンボジア王国と欧州特許庁との間の協定(Agreement on Validation of European Patents with the EPO)に署名した。カンボジアは、それぞれのヨーロッパ特許出願により保護を可能にする世界 43 ヵ国の中で、自国内でヨーロッパ特許を有効／承認する最初のアジアの国である。2017 年 7 月 1 日以後、カンボジアで特許を有効にしたいヨーロッパ特許出願人は、この新しい手続の恩恵を受けることができる[127]。

意匠に関するハーグ協定(The Hague Agreement)

2016 年 11 月 25 日、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーヴ議定書の加盟準備をしているカンボジア政府によって、加盟のためのすべての法律文書が WIPO の国際事務局の事務局長に寄託さ

---

124 http://www.tilleke.com/resources/new-options-accelerate-patent-registration-cambodia

125 http://www.tilleke.com/resources/new-options-accelerate-patent-registration-cambodia

126 http://www.tilleke.com/resources/new-options-accelerate-patent-registration-cambodia

127 https://www.epo.org/news-issues/news/2017/20170123.html and http://www.tilleke.com/resources/new-options-accelerate-patent-registration-cambodia

れた。2017 年 2 月 25 日、カンボジアの加盟は効力を生じ、カンボジアはハーグ協定の 66 番目の締約国になった。

ハーグ協定は、一つの国際出願で得られた複数の登録により登録意匠の国際保護を可能にする。商標の国際登録のマドリッド議定書のように、ハーグ協定により、それぞれの国の知的財産局又は WIPO の国際事務局に出願された一つの出願を介して、外国企業がカンボジアで意匠の保護を受け、カンボジアの企業が他の 65 ヵ国の締約国で意匠の保護を受けることができる。

6.2 模倣品対策及び処分に関する実績

知的財産権の行使はカンボジアに投入するブランド品を保護する必須の手段である。カンボジアは道半ばであるけれども、政府は権利行使の重要性に気付いていると思われる。権利行使はまだ初期段階であるが、政府がこの点を変える措置を講じていることは明らかである。

東南アジアにおける共通の問題として、贈収賄(corruption)がある。カンボジアも例外ではない。カンボジアにおける知的財産権の行使の重要な問題は、関係当局に「非公式な」金銭の支払いを行うことなく、侵害者に対して関係当局に措置を取らせることである。このような問題は、侵害者が多くの場合、非公式な金銭で法執行当局をつなぎ留めるという事実によって一層悪くなっている。このような問題はかなり遅いが、ゆっくりと改善してきている。

国境措置を含む、知的財産権の行使のための手続に関する政令の立案は、手続と、権利行使に関わる当局とを明確にし、そして、そのプロセスをより透明化する方向に向って大きな一歩を示すことが期待されている。

特に医薬品、食料品、化粧品、医療機器、及び、カンボジア人の健康や幸福に差し迫った危険性をもたらす他の模倣品の分野で、政府が措置を講じる必要があることに気付いていることは明らかである。

さらに健康上のリスクに加えて、政府は、カンボジアが多国籍企業にカンボジア経済に対する投資をさせたい場合、ブランド品が侵害からの保護を受けられることを求めることを理解している。以下は、最近の実績を含む、カンボジアの主要な知的財産権の行使に関する当局の考察である。カンボジアでは判例は公表されていないので、公式な判決は引用されない。

カンボジア模倣品対策委員会(CCCC: The Cambodian Counter Counterfeit Committee)

カンボジア模倣品対策委員会(CCCC)は、約 8 年前に設立された執行当局であるが、最近まであまり活動を行っていなかった。カンボジア模倣品対策委員会(CCCC)の責務は、強制措置について、様々な省庁と法執行機関との間を調整することである。カンボジア模倣品対策委員会(CCCC)は、知的財産局(DIPR)、工業・手工芸省(MIH)、カンボジア輸出入検査不正抑制局(CamControl)、税関、経済警察、司法省・検察庁、保健省等の 14 の省庁/当局のメンバーから構成された閣僚級委員会である。現在の委員長 Lt. Gen. MEACH Sophana は、カンボジアにおける知的財産権の行使に力を注いでおり、カンボジア模倣品対策委員会(CCCC)が捜査、摘発、カンボジアにおける他の強制措置を統合することを支援している。

カンボジア模倣品対策委員会(CCCC)及びその委員長は、カンボジアにおける知的財産権を保護する責務を担い、そして現在、公衆の健康及び安全に関連する最も差し迫った侵害に取り組むことに焦点を合わせている。カンボジア模倣品対策委員会(CCCC)は最近、医薬品、化粧品、食料品、公衆の健康及び安全に差し迫った危険性をもたらす類似商品の模倣品を対象にした。

カンボジア模倣品対策委員会の実績

カンボジア模倣品対策委員会(CCCC)の最近な大きな実績は、2017 年上半期、6 週間のおとり捜査の後、約 70 トンの化粧品の模倣品を押収した摘発を行ったことである[128]。摘発は、2017 年 3 月と 4 月に行われ、複数の容疑者の拘束と、製造拠点及び倉庫の廃業と、模倣品の押収と、模倣品を製造するために用いられた製造機器の押収という結果に繋がった。カンボジア模倣対策委員会(CCCC)は、起訴するために証拠を検察官に引き継いだ。摘発後の記者会見で、カンボジア模倣品対策委員会(CCCC)の委員長は「これは、我々が取締りで押収した偽化粧品の過去最大の数量である」と述べた。これらの模倣品には、日本の人気ブランドの化粧品の模倣品も含まれていた[129]。

押収した化粧品を検査するカンボジア模倣品対策委員会(CCCC)の委員長 MEACH Sophana



出典: Associated Press

2015 年 4 月、カンボジア国家警察は、プノンペンで 100,000 個以上の医薬品の模倣品を押収し、一人のカンボジア人を拘束した。内務省の職員は、10 種類の異なる未承認医薬品がこの摘発で押収されたと述べた。容疑者は裁判所に移送されたが、本件の判決は公表されなかった[130]。

128 https://www.cambodiadaily.com/news/thirty-tons-of-fake-cosmetics-confiscated-in-latest-bust-130300/
129 http://news.xinhuanet.com/english/2017-05/08/c_136266240.htm
130 http://www.phnompenhpost.com/national/cops-seize-400-cases-counterfeit-meds

医薬品の模倣品が梱包された箱



出典: Phnom Penh Post

2015 年、シェムリアップの経済警察は、アメリカのブランド North Face の衣料品を販売する 7 店舗を摘発した。ブランド品の企業が経済警察に告訴した後、約 1,000 点の模倣品が商標権侵害により押収された。これらの店舗は、模倣品の販売を繰り返さない旨の同意書に署名した[131]。事件はシェムリアップの裁判所に移されたが、判決は公表されなかった。

[131] http://www.phnompenhpost.com/business/raids-net-apparel-knock-offs and http://www.phnompenhpost.com/business/siem-reap-raids-net-counterfeit-north-face-gear.

シェムリアップで、押収した商品をトラックに積み込む当局職員



出典: Phnom Penh Post

2010 年、並行輸入に関する事件がカンボジアの新聞で取り上げられた。オランダのビール会社 Heineken は、カンボジアに独占販売店を有し、この販売店に正規の Heineken ビールを輸入販売する独占権を与えていた。新聞によれば、他社が、独占販売店の承諾を得ることなく、カンボジアに正規の Heineken ビールを輸入した。カンボジアにおける Heineken の商標を付した商品を独占的に使用(及び輸入販売)する販売店の権利を侵害していたので、並行輸入されたビールは当局によって押収された[132]。

6.3 模倣品に対する企業の対策

3.1 節から 3.3 節において上述したように、カンボジアにおける権利行使は未だ、発展途上である。以下に、カンボジアにおいて模倣品を発見したときに、企業又はその代理人が通常取り得る措置について説明する。

詳細は 3.1 節で説明したので、以下の説明は要約に過ぎない。我々は、通常の措置を説明し、(可能な範囲で)費用見積及び時間見積を提供する。以下に述べた料金は概算金額であり、VAT、その他の雑費は含まれない。

132 https://cambodianlaw.wordpress.com/2010/09/22/give-me-that-beer-parallel-imports-of-heineken-seized-by-cambodian-authorities/.

6.3.1 企業が模倣品を発見した場合の対策 (模倣品対策に対する時間及び費用を含む)

調査(Investigation)

強制措置を取る前に、知的財産権者は、(侵害者の特定、商務省への届出、実際の住所等を含む)侵害者についての情報を得ようとしなければならない。そして、後の訴訟のために、 (サンプル、レシート、写真、侵害評価等を含む) 侵害の証拠を集めなければならない。

さらに、企業は場合によっては、模倣品の供給業者及び／又は製造業者についての情報を得るために、調査を行う。

- **時間 & 費用**
  模倣品の種類、侵害者の種類、侵害者のロケーション、及び他の要因により、市場調査又は綿密な調査が望ましい場合がある。これらは、オンライン、オフライン、又はこの 2 つの組合せで行われる。例として、調査費用は、500 米ドルから約 7,000 米ドルである。調査及びその分析は通常、完了するまでに、約 2〜4 週間かかる。

停止要求書 (Cease-and-Desist Letter)

多くの場合、調査が終了した後、知的財産権者は停止要求書(CD letter)の送付に進むことができる。

- **時間 & 費用**
  停止要求書は 1 ターゲット当り約 1,500 米ドルかかり、そして、準備、承認、署名、送付に通常約 1 週間かかる。場合によっては、1 又は 2 回のフォローアップレター又は電話が必要であり、この料金に中に含まれる。我々の経験によれば、小規模小売店はめったに損害賠償を支払うことができないけれども、停止要求書を受け取った後、小規模小売店は大抵速やかに従う。

知的財産局の行政手続(DIPR Administrative Proceedings)

停止要求書が無視された場合、行政手続が知的財産局(DIPR)で開始され得る。行政手続では、企業は申請書(petition)と証拠(例えば、上述の調査結果や停止要求書)を知的財産局(DIPR)に提出し、そして、1 又は複数回の尋問が行われ、そして、当事者の間に立って仲介役を務める。

また、知的財産局(DIPR)が行政手続を開始することは、損害賠償を軽減して平和的に解決するための知的財産権者の行為の重要な証拠として役立ち、必要であれば、その後、それらはカンボジア模倣品対策委員会(CCCC)及び裁判所に提出される。

- **時間 & 費用**
  相手方の数と相手方の戦略により大きく変わるので、行政手続にどの程度の時間がかかるのかを見積もることは難しい。侵害者が一人であると仮定した場合、通常の行政手続では 2、3 回の尋問が行われる。このような場合、妥当な見積額は約 3,000–5,000 米ドルである。この見積額には、提出物を準備し、尋問に出席し、侵害者と交渉し、和解契約書を準備し、そして、場合により知的財産権者に状況を報告するための料金が含まれる。

国境での摘発及び/又は押収

知的財産権者は、摘発を行うために、あるいは、国境での模倣品の輸入品を押収するために、カンボジア模倣品対策委員会(CCCC)に、経済警察、税関、又はカンボジア輸出入検査・不正抑制局(CamControl)と連携するように要請することができる。カンボジア模倣品対策委員会(CCCC)は、非常に新しい組織であるが、現在、(医薬品、化粧品、食料品等の)有害な模倣品にかなり力を注いでいるので、不用心な消費者に害をもたらすことがほとんどない衣料品等の模倣品であっても、カンボジア模倣品対策委員会(CCCC)の支援を求めることは価値があるかもしれない。カンボジアではまだ、税関登録制度は利用できないが、企業が特定の模倣品の輸送に関する情報を有している場合、国境措置を取ることができる。

- **時間 & 費用**
  カンボジア模倣品対策委員会(CCCC)はまだ新しい組織で、職務に関する経験が浅いので、カンボジア模倣品対策委員会(CCCC)を介した強制措置をとるために必要とされる時間を見積もることは難しい。また、カンボジア模倣品対策委員会(CCCC)の予算は限られていることを考慮すると、カンボジア模倣品対策委員会(CCCC)は、侵害品のラボラトリー分析や当局に対する証言等含む様々な種類の支援を知的財産権者に求めるかもしれない。

訴訟(Litigation)

商標権侵害は、民事訴訟及び刑事訴訟を引き起こす可能性がある。訴訟は、侵害により被った実際の損害を回復し、そして、侵害者に対して仮差止命令又は差止命令を得るために、開始される。3.3 節で説明したように、クライアントはほとんど訴訟を選択しない。

- **時間 & 費用**
  カンボジアでは、どのような形式の訴訟であれ、時間がかかり、数年を要する。一般的な事件の場合、下級審で(訴訟提起費用、雑費、VAT を除き)約 20,000 米ドルかかる。

6.3.2 模倣品対策に対する経験 (企業が模倣品を撃退することに成功した場合の理由を含む)

以下に、知的財産権を行使した場合に、カンボジアの幾つかのタイプの企業との我々の経験を説明する。

外国企業

我々は、カンボジアにおける商標権の権利行使に関して多くの外国企業をアシストした。国際的衣料品企業の国内販売業者がカンボジア国内のある市場で販売されていた未承認の商品を発見した際、この国際的衣料品企業は我々に依頼した。未承認の商品の一部は正規品であったが、ベトナムから違法に輸入されたもの(並行輸入品)であり、また一部は 2 級品であり、さらに一部は模倣品であった。

我々は市場を調査し、すべての侵害者に停止要求書(CD letter)を送付するための十分な情報と証拠を得た。侵害者等は停止要求書に応答し、我々との和解交渉に応じることを承諾した。侵害者等は、商品の製造地を明らかにし、残りの在庫を引き渡し、そして、このクライアントの商標を有する商品を今後販売しないことを約束した和解契約書に署名した。

大規模な国内スポーツクラブがカンボジアの放送局と独占ライセンス契約の交渉中であるとき、当該スポーツクラブは我々に依頼した。取引の当事者は、幾つかの国内ウェブサイト及び衛星テレビ局が許可なくカンボジアでクライアントのゲームを放送していることを発見し、この事実により地元放送局とのクライアントの交渉の詳細を明らかにされる恐れがあった。クライアントのゲーム及び他のマテリアルの大部分は、30

日以上前に外国で放送されていたので、カンボジアで著作権の保護を受けられなかった。(本レポートの 1 章の著作権法に関する説明、及び、以下の 6.4.1 項に記載される権利行使の際に起こり得る問題を参照のこと。) しかしながら、大部分の放送にはクライアントの商標が取り込まれ、そして、適切な調査及び停止要求書により、我々はウェブサイト及び衛星テレビ局が自分達のサービスからクライアントの商品を取り除くことを確約させることに成功した。

カンボジア企業

我々は、カンボジアで、知的財産権を行使するカンボジアの衣料品販売業者をアシストした。有名外国衣料品企業のライセンシー及び輸入業者は、カンボジアの高級品を取り扱う独立店舗で同じブランド品の模倣品を発見した。我々の調査期間中、我々は、商品及び商品の製造地を特定するために、カンボジアの販売業者と、外国企業の代理店と協力した。調査により 4 店舗を特定し、すべての店舗は商標権侵害に基づく停止要求書を受けとった。

4 店舗すべてが応じ、模倣品の材料調達について打合せの席で明らかにすることに同意した。この情報は外国の知的財産権者に報告され、Tilleke & Gibbins のベトナムオフィスを介してさらなる措置を取ることが決定された。

4 店舗すべての経営者は、模倣品販売をやめるというクライアントの要求に同意し、在庫の引き渡しに同意し、クライアントの要求を守ることを約束する旨の和解契約書に署名した。

6.4 模倣品対策に影響を与える要因の分析

6.4.1 法令

カンボジアは、TRIPS 協定の下で義務を遵守するように努め、最終段階に到達しようとしている。政府は、様々な方法と手段で知的財産権の保護を強化している。WTO へのカンボジアの加盟により、実質面及び手続面で、カンボジアの知的財産権の法律において多くの進展があった。以下の法律が採用された。

- 標章、商号及び不正競争行為に関する法律
- 特許、実用新案証及び意匠に関する法律
- 著作権及び関連する権利に関する法律
- 種子の管理及び植物育成者の権利に関する法律
- 地理的表示に関する法律

この法体制はカンボジアを TRIPS 協定の義務及び WTO 加盟国の義務に従っているが、幾つかの重要な問題が残っている。例えば、カンボジアはまだ、外国の権利者に対して限定された著作権保護を与え、また、医薬品関連製品の対する特許権を付与せず、認めない。(カンボジアは、著作権については 2021 年までに、特許権については 2033 年までに、それぞれ改正しなければならない。) さらに、知的財産権の行使は、贈収賄、予算不足、研修不足、及び、知的財産権の行使に関する公衆間での一般的な反感と間違った理解等の多くの理由のために、国際基準からかなり遅れている。

著作権　知的財産権に関する知識を有する権利者は、TRIPS 協定が全ての加盟国にベルヌ条約を遵守することを要求することを知っている。次に、この国際協定は、加盟国に、他の加盟国で生まれた著作物について自国の自国民に与えるのと同じ著作権保護を与えることを要求する。

しかしながら、後発開発途上国であるカンボジアは、2021 年 7 月 1 日迄に、(限定された例外はあるが)TRIPS 協定を遵守し、そして、ベルヌ条約の基準を遵守しなければならない。これは、後発開発途上国の加盟国に対する 66 条 1 項の WTO の移行期間の延長に準じ、そして、TRIPS 協定の順守 のために後発開発途上国に対して追加され得る 8 年間により 2013 年の期限が延長された。これにより、期限が延長されたのは 2 度目である。

これらの義務が履行されるまで、外国の権利者は、自身がカンボジアの著作権及び関連する権利に関する法律(著作権法)の第 3 条に規定された次の制限条件を満たさない限り、カンボジアでは著作権等は保護されないということを理解すべきである。

- 放送は、その組織がカンボジアの本社を有する場合、あるいはカンボジア内の伝達装置から伝達される場合のみ、保護される。
- レコードは、その製作者がカンボジアの国民である場合、あるいは、レコードがカンボジアで最初に固定され、又は最初に発行する場合のみ、保護される。
- 実演は、(1)実演者がカンボジア国民である場合、(2)実演がカンボジアで行われ、あるいは、著作権法で保護されるレコードの固定された場合、又は、(3)実演がレコードに固定されていないが、著作権法の保護に適する放送に含まれている場合のみ、保護される。
- 他のほとんどの外国の著作物は、(1)その著作物がカンボジアに居所を有する (カンボジア法に従い設立され、カンボジアに本社を有する法人を含む) 外国人によって創作されず、あるいは、(2)著作物がカンボジアで最初に公表され、又は、最初に外国で公表されたが、公衆に最初に伝達された後、30 日以内にカンボジアで公表されない場合を除き、保護されない。

これらの制限により、実際には、ほとんどの外国権利者は現在、カンボジアの著作権法の自動的な保護を受けられない[133]。

特許権　特許等に関する法律で言及したように、また、WTO の TRIPS 理事会によって言及されたように、医薬品の特許権は特許付与する方法から除外される。理事会は、著作権に関する上述の例外と同様に、後発開発途上国であるカンボジアの状況に基づいて、このように決定した。TRIPS 理事会によって与えられた医薬品関連特許に関する例外は、2033 年まで有効である。

6.4.2 関連機関の公正な意識、スキル、キャパシティ、運用実態

贈収賄は、東南アジアにおける慎重に扱うべきハードルとして残っており、そして、残念なことに、カンボジアはまだ、多くの贈収賄関連の問題を経験している。当局はしばしば、協力しないことを選び、あるいは、侵害者によって買収される。

知的財産権の行使の分野における変化や進歩が多くの関連機関で決定されているけれども、他の問題として、技術知識の不足、そして、知的財産に関するリソース、特に特許と意匠の分野におけるリソースの不足が残っている。

133 http://www.tilleke.com/resources/copyright-law-cambodia-limitations-foreign-rights-holders

また、法執行機関の職員は、模倣品を識別する知識が不足している。マンパワー及び装備は、現在のところ、カンボジアにおける蔓延した知的財産権侵害に対処するには十分ではない。

さらに、ほとんどの事件が裁判の外で解決されているので、裁判官は知的財産権に関する事件について経験が不足している。

上述の問題は近い将来でも依然として残るけれども、当局が現在利用できる技術知識及びリソースについて不足していることを政府が認識していることは明らかである。政府は、WIPO、世界保健機関、及び他の国際機関のような機関と協力して、研修を行っている。さらに、政府は上記問題に取り組む民間企業との協力も求めている。

6.4.3 関連機関及び権利者の連携

当局がカンボジアで制定されている規則及び手続を把握していないことがあるので、カンボジアの多くのクライアントは当局と直接対応することを避ける。我々は頻繁に強制措置の問題に関して当局と情報交換を行っているが、明瞭な意思疎通は難しいかもしれない。連携する意欲はあるものの、様々な部署及び/又は他の担当機関の間でのコミュニケーション・チャンネルを維持する等の問題に当局はしばしばぶつかる。

他の課題は、模倣品を区別する方法である。我々は(例えば、税関職員等の)法執行機関の職員が模倣品を識別することが非常に難しいことを知っている。コピー品はオリジナル品に非常に似ており、あるいは、職員が正規品に馴染みがないのかもしれない。

従って、1年に少なくとも1回、このような機関に対して商品識別に関する研修を開催することは、非常に重要である。研修及び意識向上キャンペーンを行うことによる権利者の利点は、次の通りである。

- 模倣品の危険性及び社会に与える損害に対する公衆の意識を向上させ、その結果、公衆は模倣品を販売又は購入しなくなること
- 政府職員の意識を向上させ、政府職員に模倣品識別方法に関する教育を行い、その結果、政府職員が適切な措置を取ることができること
- 知的財産権の行使に関する取り組みの最前線にいる政府職員との連携を構築及び強化できること
- 権利者と各政府職員との間の協力に対する感謝の意を表し、政府職員等のここ数年の成功した押収及び手続面の改善について祝辞を述べること
- 政府職員が特定のブランド品に関する問題に対して、あるいは、政府職員が模倣品と疑われるものを発見したときはいつでも、政府職員が連絡すべき窓口等を教育できること

研修に参加する関連機関の利点は、以下の通りである。

- 正規品と模倣品との違いに関する知識を会得できること
- 政府職員が模倣品を発見した場合、政府職員が連絡できる窓口を知ることができること
- 関連機関と権利者及び/又はその代理人との間で、(もしあれば)模倣品の手掛かり/情報源について情報交換を行えること

最も良いのは、模倣品に関する手掛かり追い、そして、強制措置を開始する前にこのような情報を効率的にやりとりするために、権利者及び関連政府機関が、調査を協同して行い、及び/又は、関連する情報の交換ができることである。

6.5 「並行輸入」に関する法的可能性

並行輸入品は、知的財産権者の許可なく、当該国に輸入された正規品である。タイ及びベトナムなどの隣国からの非常に多くの並行輸入品がカンボジアに流入し、そして、正規なルートを介して輸入された商品よりも大抵安い価格で半合法的市場(grey market)にて販売され;また、並行輸入品はアフターサービスを受けられないので、並行輸入品はカンボジアの組織上の問題である。この点は、低価格と競争し、かつ、高品質なアフターサービスでブランド品の評判を維持しようと努力する、正規販売業者と外国企業の子会社に、多大な困難を引き起こす。並行輸入品は、模倣品と同じくらいブランド品の評判を傷付ける場合がある。

並行輸入品はカンボジアでは合法ではない。カンボジアの商標法の第 11 条(a)は登録商標の商標権者に、商標権者が登録した区分の商品に関して使用できる占有権を与え、これには商品を販売することが認められる人を管理する権利も含まれる。

多くの ASEAN の国々とは異なり、カンボジアは国内消尽論に従い、*カンボジア国内*での最初の正規販売まで商標権者の権利は消尽しない。例えば、タイ又はベトナムにおいて商標権者の承諾を得て販売された商品を、商品の再販に関する商標権者の承諾なく、カンボジアに輸入し、再販することはできない。これは、国内消尽論の考え方を遵守して、カンボジアの市場で商品の販売・サービスに対する管理権を登録商標の権利者に認めて、そして、登録商標の商標権者が別々の市場各々において商品の促進販売の利益を得られるはずであるという考えに基づいている。このような国内消尽論は特に、商標権者からライセンスを得た後、販売促進、保証、サービス、修理施設、及び、合法的な国内事業を構築するための他のサービスに投資を行う、国内販売業者及び関連会社に歓迎されている。このような事業者の特典は最初の国内販売に関する権利であり、そして、彼らの権利は最初の国内販売まで消尽しない。

国内消尽論は、カンボジアの商標法第 11 条(c)に示されている。

> **第 11 条(c)**
> 標章の登録により付与される権利は、登録所有者により又はその同意を得て、カンボジア王国において市販されている物品に係る行為には及ばない。

外国での販売は「カンボジア王国内で」行われないので、第 11 条(c)は、外国での販売により商標権者の権利は消尽しないことをはっきりと意味している。従って、カンボジアにおける並行輸入品を介した商標の承諾のない使用は、登録商標の商標権者の知的財産権の侵害である。

並行輸入品はカンボジアにおいて禁止されているけれども、並行輸入品に対する救済は、商標法では曖昧なままである。商標法第 11 条(b)は商標権者に侵害者に訴訟を提起することを認めているけれども、侵害に対する罰金の安さは偽物及び模倣品をもたらし、そして、並行輸入品に対する罰金は規定されていない。従って、商品登録、税関の義務等に関する法律に違反しない場合、どのような措置が利用でき、そして、法律が経済警察に並行輸入品を押収することを認めているか否かは明らかではない。

カンボジアにおける裁判所の決定はほとんど公表されず、裁判所が法律のグレーエリア(grey areas)をどのように解釈するのか判断することを難しくさせている。上記 6.2 節で説明したように、ベトナムから並行輸入された Heineken ビールの押収を含む、2010 年 9 月からの裁判事件がある。当該事件で、ヨーロッパのビール会社及びカンボジアの独占販売業者は、当局に、ベトナムーカンボジア国境で、大量の並行輸入品のビールを押収することを説得した。この事件は、地域の新聞にレポートされたが、損害賠償又は他の罰金が認められ、そして、新聞記事の実質的な内容が確認されたのか否か、明らかではない。

並行輸入品に対する保護を得るために、知的財産権者は自分の商標を登録し、維持すべきであり、そして、知的財産権者がカンボジアの独占販売業者を有さない場合、知的財産局(DIPR)に販売契約を登録すべきである。これにより、販売業者が第三者に対してライセンスされた権利を行使することが認められ、そして、理論的には、税関当局が登録した販売業者宛ではないブランド品の輸入貨物を保留することが認められる。

3 章で詳細を説明したように、カンボジアは現時点、税関登録制度を有しておらず、このことはカンボジアに流入する並行輸入品を止めるために大きなハードルである。

模倣品により権利侵害を受けた企業へのアドバイス

この最終章では、1-6 章で取り上げた題材を基礎とし、そして、できる限り迅速かつ費用効率よく、知的財産権者がカンボジアにおける問題を解決するための手助けをする幾つかの気付きを与える。

7.1 第 3 章で説明した手法を踏まえ、企業は何をすべきか？

登録

知的財産権者にとって、最も基本的な権利行使戦略は、できるだけ早く経済的に実施できるように自分の権利をカンボジアで登録することである。カンボジアの経済成長及び消費者層の成長はかなり急激であったが、侵害者はすでに市場に模倣品を販売するための潜在性を発見していた。我々の観察によれば、多くの権利者よりも前に、侵害者はカンボジアを発見し、そして、商標権、特許権及び著作権の関係当局に自分の権利を登録することを怠ると、権利者が侵害に対抗することが非常に困難になる。隣国のタイ及びベトナムの権利者でさえ、カンボジアでの登録の機会を見失い、それにより、権利行使の費用を上昇させるとともに、成功の可能性を低くする。

積極的な措置及び考え方

カンボジアは非常に小さな国であるので、多くの知的財産権者は遠く離れて、又は、独立した販売業者や小規模ブランチオフィスを介して、カンボジアの市場とやりとりを行う。権利者がカンボジアの市場、競業者及び模倣品の状況についてのリアルタイムで情報を得ることは難しいかもしれない。模倣品の発見が遅すぎ、模倣品が広く行き渡った結果、模倣品を撲滅することは困難又は不可能であるということは、外国企業にとって珍しいことではない。権利者は侵害の問題が小さいうちに当該問題を見つけて対処できるように、権利者は監視し続けるべきである。

内部モニタリング及び情報収集 – 企業は、侵害品及び侵害品可能性についての情報を早く得るために、マーケティング/販売チーム、販売業者及び消費者から積極的に意見を求めるべきである。サプライチェーンのカンボジアサイドで働く人にとって、意思決定者から離れ、まさに無視されていると感じるということは珍しいことではない。従って、企業は情報を待つだけではなく、カンボジアサイドで働く人に連絡をとるようにすべきである。さらに、権利者がカンボジアの商品を製造している場合、権利者は、商品の横流し及び技術・情報の漏洩を発見するために、自分達の製造、供給、販売のチェーンを監視すべきである。内部モニタリング及び内部告発の政策は、初期段階で模倣品を発見するのに非常に有効である。

契約上の保護(Contractual Protections) – 製造業者、供給業者、流通業者及び小売業者との契約は常に、強力な知的財産の保護条項を含んでいる。カンボジアの訴訟で損害賠償を得ることは難しいが、知的財産権を保護する基本的な契約条項は侵害者への行政措置に対する強力な証拠を提供することができる。

エンフォースメント・メカニズム(Enforcement Mechanisms)

我々の経験上、カンボジアにおける効果的な権利行使の第 1 の秘訣は、模倣品の問題が発見した場合、すぐに対応を取ることである。静観しながらのアプローチ(wait-and-see approach)を用いる企業は大抵、

企業が有効な権利行使プランを実行できる前に問題が広がっていることを知り、その場合には問題を撲滅することが甚だ困難になることがある。

知的財産権者のカンボジアの法律事務所に調査を依頼することによって、多くのことが達成され得る。調査が早期に行われる場合、結果は、警告書及び他の措置に影響を与える、初期のサプライチェーン及びオーナーシップ構造についての情報を提供する。

調査結果により侵害が確認され、訴訟をサポートするのに十分な証拠を集められた場合、権利者は通常、カンボジアの法律事務所に停止要求書(CD letter)を侵害者に送付することを指示する。停止要求書は高額ではないが、適切な調査によって裏付けされ、かつ侵害者の状況に合わせることによって非常に効果的である場合がある。カンボジアの多くの小規模侵害者は法律に関してあまり教育を受けていない事業家であり、そのため、侵害者は法律問題を回避したがり、最近の証拠によって裏付けされている停止要求書を遵守する。他の侵害者は教育を受け、また抵抗するが、さらなる法的手段又は行政手段の影響を受けやすい。当然、一部の侵害者は非常に精通しており、また広い人脈を持っており、そのため、このような状況は相当なコスト、並びに、知的財産権者とカンボジアの法律事務所との間の連携が要求される。

停止要求書により侵害者の不法行為を侵害者にやめさせることを納得させられない場合、知的財産権者は利用できる登録機関(例えば、知的財産局(DIPR)、工業・手工芸省(MIH)、文化芸術省)による行政手続を検討すべきである。知的財産局(DIPR)は、透明性が高く、かつ費用効果がある方法で、商標権に関わる紛争の仲裁に関する非常に多くの実績がある。工業・手工芸省(MIH)及び文化芸術省はまだ実績がないが、仲裁能力を向上させる意欲があることを表明している。そして、我々は、切実な事件を有する特許権者又は著作権者に、当局による仲裁を検討させることを奨励する。

他の当局も支援を行うかもしれないが、権利者は場合により既成概念にとらわれずに物事を考えなければならい。例えば、Tilleke & Gibbins は最近、商業賭博対策局(Department of Anti-Commercial Gambling)からの支援を得て、侵害をやめさせてオンラインカジノのウェブサイトからクライアントの商標を取り除く、オンラインカジノの仕事を受任した。

侵害者に停止要求書を送付し、又は、行政手続を行う当局に申請しても、幾つかの問題は費用効果的に解決されない。具体的には、カンボジア中で営業する数千にものぼる家族経営の小売業者、模倣品を製造する工場、単一ブランドの模倣品に依存する小売店等から既に販売された消費者の模倣品が挙げられる。このような状況において、偽薬、食品サプリメント、化粧品等の有害な模倣品に対し、摘発及び他の強制措置に積極的になっているカンボジア模倣品対策委員会(CCCC)からの支援を得ることができるかもしれない。

残念ながら、カンボジアの裁判制度は、侵害に対する実行可能な選択肢にまでは進歩していないが、他の当局が侵害の証拠を積極的に集め、裁判所に申請するようになる日が来ると我々は考えている。

広報活動(Public Relations) – カンボジアの公衆は、模倣品が問題であるとは必ずしも理解していない。知的財産の法執行機関は、模倣業者に立ち向かう責任を負うだけでなく、高値で不良品、場合によっては危険品を販売することによって、ブランド品を販売する人々が公衆に危害を与え、そして、有名なブランド品を販売することを認め、又は自身の正規ブランドを構築しようとする、カンボジアの合法的な企業に損害を与えることを、公衆に納得させる必要がある。

知的財産権者にとって、自分達の立場を公衆に伝えることは有益である。企業は、成功した摘発についてのニュース記事を公表し、あるいは、模倣品と戦う企業努力について公衆に知らせ、そして、模倣品に関

する危険性及び経済的損害について公衆に情報を与えることができる。広報活動は、積極的に企業プロファイルを高め、模倣品を避けることを公衆に対して説得するのに有効であるかもしれない。

場合によっては、強制措置を公表することは逆効果であり、企業を否定的に見る場合がある。公衆は、その会社を小規模な地域の業者を休業させる大企業としてみなす場合がある。このような状況において報道を管理することは、成功した強制措置に関するレポートと同じように重要である。

政府との関係 – カンボジアの文化と知的財産権を行使するリソース不足を考慮すると、政府との良好な関係を維持することは重要である。企業は、知的財産権及び訴訟手続についてのセミナーに参加し、当局職員と情報を共有するために表敬訪問を計画し、そして、模倣品及び他の侵害状態の識別に関して当局職員を教育すべきである。場合によっては、権利者が、関係機関と教育材料を協同提案することができ、その多くが民間企業からの支援を歓迎している。

このような関係を育むことは、企業プロファイルに関するプラスの効果があり、企業が措置を取ろうとしていることを関係機関に気付かせ、知的財産権侵害と対抗するのに役立つ。

7.2 関係機関による協力及びサポート

カンボジア模倣品対策委員会(CCCC: Cambodian Counter Counterfeit Committee) カンボジア模倣品対策委員会は、様々な省庁及び法執行機関の間の調整を行うので、模倣品に対処するのに役立つ。カンボジア模倣品対策委員会の現委員長、MEACH Sophana 中将は、カンボジアにおける知的財産権の行使に関して決定権を有し、調査、摘発、及びカンボジアにおける他の強制措置の調整に関して、カンボジア模倣対策委員会を積極的にリードしている。

カンボジア模倣対策委員会及びその委員長は、カンボジアにおける知的財産権を保護する任務を担い、現在、公衆の健康及び安全に関する最も差し迫った侵害に取り組むことに注視している。

知的財産局 (DIPR: Department of Intellectual Property Rights) 知的財産局は、カンボジアにおける商標権の登録及び行使に関するリーダー的立場にあり、特に行政手続を通じて商標権の紛争を解決することに成功し、透明性・信用性が高い強制措置を提供する。我々の見解では、このようなプロセスは現在、カンボジアにおける多くの知的財産紛争を解決するために最も効果的な仕組みを提供している。

7.3 IP アドバイザーの役割、信頼できる IP アドバイザーの基準

国際的な存在感及びトレーニング・プログラム カンボジアにおける多くの IP アドバイザーは弁護士資格を有するが、大部分の知的財産に関するアドバイス及び支援は、弁護士ライセンスを有していないが、知的財産局により認定された、あるいは、認定 IP 機関で働いた十分な経験を有する特別にトレーニングされたアドバイザーによって提供される。カンボジアの経済は急速に成長しているが、世界基準までには至っていない。また、カンボジアには、そして、自分の専門領域として知的財産に注目する少数の法律事務所がある。おそらく、権利者がカンボジアで品質の高いアドバイス及び支援を受けられることを確実にする最もよい方法は、リソースと、最先端の IP 理論及び専門的基準を有する専門家の養成に対する関心とを有するこのような特別な法律事務所の一つを探し出すことである。このことは、国内及び国際教育、そして他国の知的財産専門家と付き合う機会を得ている専門スタッフを提供することを意味する。国際商標協会(INTA: International Trademark Association)、アジア弁理士協会(APAA: Asian Patent Attorneys Association)、カンボジア知的財産協会(IPAC: Intellectual Property Association of Cambodia)、及び他の専門協会への積極的な参加は、知的財産プラクティスに対する事務所の関心を示すバロメータである。他の指標は、事務所の国内における存在感と、複数国における存在感である。複数管轄の事務所は、

リソースと、各事務所間の経験とを共有し、大きなマーケットで使用するために開発された専門知識を離れた小国で活用できるからである。

独立性(Independence)、一貫性(integrity)及び職業倫理(professional ethics)

信頼できる IP アドバイザーは、クライアントに強力な支援を提供し、解決することが難しい問題に対して独創的な解決策を考えだすことができるはずである。しかしながら、信頼できる IP アドバイザーはまた、クライアントの置かれている状況の真実をクライアントに説明しなければならず、(非公式な金銭の支払い、又は他の形式の贈収賄等の)違法な、又は不法行為を含む解決策を提案又は奨励してはならない。カンボジアは、贈収賄の問題を有し、便宜は商標権者又はその地域のアドバイザーを国際的専門基準に違反する短期間での解決策で決着させようとする。権利者は、一般的とは言えない行為又は買収行為によって引き起こされる危険な先行きを認識する必要がある。

IP アドバイザーと高頻度で連絡を取り、彼らの知的財産に関する専門知識を要し、そして妥当な支援を欠いた解決策を回避する権利者は、アドバイザーの専門知識を評価する態勢を十分に整えている。さらに、最高の IP アドバイザーにとって、政府サイドで働く IP 関係者との強い専門的な関係を有することは珍しいことではないが、政府とのコネクションを持つアドバイザーが理にかなった法理及び専門家の判断よりも職業倫理に反する関係をより当てにする場合がある。

最後に、上述したように、自身の業務を知的財産に向ける法律事務所は、多くのクライアントが、贈収賄及び職業倫理に反する行為に対する自国の厳しい法律に制約される外国の権利者であるので、国際基準の資格、倫理及びプロフェッショナル意識を維持しようする強く努めている。

アドバイザーの役割

IP アドバイザーの役割は、商標権者の状況に耳を傾け、問題を特定し、重要な質問を問いかけ、そして、権利者の知的財産権及びその価値を保護する最善策に関して誠実で費用効果のあるアドバイスを提供することである。アドバイザーが最善なアドバイスを提供するために、権利者はアドバイザーに十分な情報を提供することが必要であり、アドバイザーは(権利者よりもアドバイザーの役に立つ解決策とは対照的に)費用効果のある解決策等の権利者のニーズを含む、権利者の関心を受け入れる必要がある。

優れた IP アドバイザーは、最初から最後までー登録から権利行使までー商標権者を支援できる。優れた IP アドバイザーは、その場で現地法及び現地の状況に関するアドバイスー実用的な実施の問題ーを提供すべきである。アドバイザーは関係ブローカーではなく、そして、人脈を持つ、又は結果を短い期間で得ることを約束するアドバイザーは通常の IP 支援を行わない可能性がある。

優れたアドバイザーは、クライアントに、頻繁に有意義なレポートを更新し続ける。よく整理された更新レポートを提供しないアドバイザーは当然、契約解除されるべきである。

7.4 第 3 章で説明した手法に関する留意点

現在、カンボジアにおけるほとんどの侵害は、小売業者及び地域の供給業者によって引き起こされている。模倣品製造業者の一部はカンボジアに移動してきているが、その大部分は中国又は他国にある。結果的には、ほとんどの強制措置は、小売業者レベル及び地域レベルを対象にしており、今のところ停止要求書(Cease & Desist Letters)に応じている。停止要求書は未だに、カンボジアでの多くの侵害事件に対して効果的である。

停止要求書により終結に至らない場合、権利者は問題を行政手続又は他の同様な手続にエスカレートしようとする必要があり、そうしない場合、停止要求書は市場でそして侵害者に対して信用を失う。優れた IP アドバイザーは、大局的なプランニング・プロセスの一部として、かなり初期の時点で、クライアントとこのようなさらなる措置について話し合う。

停止要求書は適法な調査によって事前に集められた証拠によって十分に裏付けされなければならない。停止要求書が結果を達成せず、そして商標権者が当局に支援申請する場合、援助の申出の前に、当局は証拠と様々な専門的知識を権利者に要求する可能性が高い。手続的に又は実質的に信頼できる調査書類を集めなかった権利者(及びそのアドバイザー)は、当局及び市場との信頼性を失うリスクと、被告による法的な影響のリスクを負う。

権利者に対する最後の情報は、模倣品がカンボジアの市場で発見された場合、迅速に対処することである。カンボジアの流通システムはまだ、数千の関係者を含むが局所的で小規模である。そして、模倣品が蔓延すると、模倣品に対抗することが非常に難しい場合がある。

関連組織連絡先

機関名	連絡先
カンボジア国家知的財産権委員会 **(National Committee for Intellectual Property Rights (NCIPR) of Cambodia)**	Lot 19-61, MOC Road (113B Road), Phum Teuk Thla Sangkat Teuk Thla, Khan Sen Sok, Phnom Penh, Cambodia Tel: +855 (0) 23 866 115 DL: +855 (0) 12 807 346; +855 (0) 11 888 969 Email: cambodiaip.dip@gmail.com Website: www.cambodiaip.gov.kh
工業・手工芸省(工業財産局) **(Ministry of Industry and Handicraft** **(Department of Industrial Property))**	#45, Norodom Blvd., Phnom Penh 12205, Cambodia Tel: +855 (0) 23 211 751 Website: www.mih.gov.kh
商務省(知的財産局) **(Ministry of Commerce** **(Department of Intellectual Property Rights))**	Lot 19-61, MOC Road (113B Road), Phum Teuk Thla Sangkat Teuk Thla, Khan Sen Sok, Phnom Penh, Cambodia Tel: +855 (0) 23 866 115 DL: +855 (0) 12 807 346; +855 (0) 11 888 969 Email: cambodiaip.dip@gmail.com Website: www.cambodiaip.gov.kh
文化芸術省(著作権局) **(Ministry of Culture and Fine Arts** **(Department of Copyright and Related Rights))**	#216, Norodom Blvd., Sangkat Tonle Basak Khan Chamkamorn, Cambodia Tel: +855 (0) 23 218 148 Email: info@mcfa.gov.kh Website: www.mcfa.gov.kh
反経済犯罪警察局(内務省) **(The Anti-Economic Crime Police Department (Ministry of Interior))**	#275, Preah Norodom Blvd., Khan Chamkarmon Phnom Penh, 12301, Cambodia Tel: +855 (0) 23 721 905; +855 (0) 23 726 052; +855 (0) 23 721 190 Email: info@interior.gov.kh Website: www.interior.gov.kh
検察庁(Public Prosecutor Office)	#3, Sothearos Blvd. and Street 240, Phnom Penh, Cambodia Email: info@surpremecourt.gov.kh Website: www.supremecourt.gov.kh

機関名	連絡先
カンボジア関税消費税総局 **(The General Department of Customs and Excise of Cambodia)**	#6-8, Preah Norodom Blvd., Phnom Penh, Cambodia Tel: +855 (0) 23 214 065 Email: info-pru@customs.gov.kh Website: www.customs.gov.kh
裁判所(司法省) **(The Court (Ministry of Justice))**	#3, Sothearos Blvd. and Street 240, Phnom Penh, Cambodia Tel: +855 (0) 23 360327 / 363204 / 360421 / 360329 / 212693 Fax: +855 (0) 23 364119 Email: moj@cambodia.gov.kh Website: www.moj.gov.kh
カンボジア模倣品対策委員会 **(Cambodian Counter Counterfeit Committee)**	#275, Preah Norodom Blvd., Khan Chamkarmon Phnom Penh, 12301, Cambodia Tel: +855 (0) 23 721 905; +855 (0) 23 726 052 +855 (0) 23 721 190, Email: info@interior.gov.kh Website: www.interior.gov.kh
カンボジア輸出入検査・不正取締局 **(CAMCONTROL: General Department of Cambodia Import-Export Inspection and Fraud Suspension)**	#18, Kdey Takoy Village, Sangkat Veal Sbov Khan Chbar Ampov, Phnom Penh, Cambodia Tel: +855 (0) 23 633 2339 Email: ccdg@camcontrol.gov.kh

警察署

No.	警察署名	連絡先
1	**General Commissariat of National Police**	Norodom Blvd., Tonle Basak, Khan Chamkarmorn Phnom Penh, Cambodia Tel: +855 (0) 97 860 7098/ 11 622 822 / 12 287 009 / 12 304 338 Email: info@police.gov.kh
2	**Gendarmerie Royal Phnom Penh**	Veng Sreng Street, Phum Trae, Khan Meanchey Phnom Penh, Cambodia Tel: +855 (0) 31 355 6322 Email: contact@grpp.mil.kh
3	**Sangkat Toul Songkae Station**	National Road 5, Phnom Penh 12105, Cambodia Tel: +855 (0) 11 821 618
4	**Stoeung Meanchey Station**	Veng Sreng Street, Phnom Penh, Cambodia
5	**Toul Kork Station**	Street 261, Phnom Penh, Cambodia Tel: +855 (0) 12 232 425
6	**Tonle Basak Station**	Blvd. Samdach, Phnom Penh, Cambodia
7	**Teuk Thla Station**	Hanoi Street, Phnom Penh, Cambodia
8	**Boeung Tompon Station**	Street 33, Phnom Penh, Cambodia
9	**Kong Noy Station**	20A, Phnom Penh, Cambodia
10	**Duan Penh Station**	Phnom Penh, Cambodia Tel: +855 (0) 15 558 007

参考資料

法律

Memorandum of Understanding on the Cooperation in Industrial Property between the Ministry of Industry & Handicraft (MIH) and the Intellectual Property Office of Singapore (IPOS), signed on January 20, 2015.

The Agreement between the Royal Government of the Kingdom of Cambodia and the European Patent Organization on Validation of European Patents, signed on January 23, 2017.

Decision of the Council for Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights No. 13-3064, *Extension of the Transition Period under Article 66.1 of the TRIPS Agreement for Least-Developed Country Members* (June 12, 2013).

Decision of the Council for Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights No. 15-5882, *Extension of the Transition Period under Article 66.1 of the TRIPS Agreement for Least-Developed Country Members for Certain Obligations with respect to Pharmaceutical Products* (November 6, 2015).

Sub-Decree of the Council of Ministers No. 142 ANKR.BK dated on September 18, 2008.

Prakas No. 5619 on Preparation and Implementation of the Department of Industrial Property.

Prakas No. 206 on Preparation and Implementation of the Department of Intellectual Property.

Prakas No. 451 MIH/2014.

Sub Decree No. 27 ANK/PK dated January 18, 2002.

Prakas No.2873 on Duty, Obligations, Rights, and Structure of Anti-Economic Crime Police Department.

Sub-decree of the Royal Government of Cambodia No 488 Dated October 16, 2013.

カンボジア王国の標章、商号及び不正競争行為に関する法律 (2002)

特許、実用新案証及び意匠に関する法律(2003).

著作権及び関連する権利に関する法律(2003).

カンボジア王国民法典(2007).

カンボジア王国民事訴訟法典(2006).

カンボジア王国刑事訴訟法典(2007).

Prakas on the Procedures to Record and File Permission Letters for Imported Goods Bearing Exclusive Trademarks.

Sub-Decree on the Implementation of the Law Concerning Marks, Trade Names and Acts of Unfair Competition of the Kingdom of Cambodia (2006).

Trademarks Manual, Intellectual Property Division, Ministry of Commerce (2002).

No.142 ANKR.BK dated 18 August 2008 on the Establishment of the National Committee for Intellectual Property Rights.

書籍及び専門誌

Handbook of Research on Counterfeiting and Illicit Trade, by Peggy E. Chaudhry.

Thorsten Staake, Elgar Fleisch, Countering Counterfeit Trade. "Chapter 3: Counterfeit Demand and the Role of the Consumer."

Jason M. Carpenter, Karen E. Edwards, U.S. Consumer Attitudes toward Counterfeit Fashion Products (Volume 8, Issue 1, Spring 2013, Journal of Textile and Apparel, Technology and Management).

Edward J. Kelly. "Blood Money: The Terrible Human Cost of the Counterfeit Culture."

World Intellectual Property Organization, "The Enforcement of Intellectual Property Rights: A Case Book", 2012.

Peggy Chaudhry, Alan Zimmerman, The Economics of Counterfeit Trade, Governments, Consumers, Pirates and Intellectual Property Rights, Springer, 2009.

Felix Tang, Vane-Ing Tian, Judy Zaichkowsky, "Understanding counterfeit consumption," Asia Pacific Journal of Marketing and Logistics, Vol. 26, 2014.

Chow-Hou Wee, Soo-Jiuan Ta, Kim-Hong Cheok, "Non-price determinants of intention to purchase counterfeit goods: an exploratory study", International Marketing Review, Vol. 12, 1995.

報告書

ASEAN Intellectual Property Portal, Cambodia (2017) – https://www.aseanip.org/Statistics-Resources/ASEAN-IP-Offices-Details/Cambodia.

UNODC, "Transnational Organized Crime in East Asia and the Pacific: A Threat Assessment," 2013.

UNODC, Report on Counterfeit Products - https://www.unodc.org/documents/data-and-analysis/tocta/8.Counterfeit_products.pdf.

Frontier Economics, The economic impacts of counterfeiting and piracy, 2017 - http://www.inta.org/communications/documents/2017_frontier_report.pdf.

Organization for Economic Co-operation and Development, The Economic Impact of Counterfeiting,, 1998 – https://www.oecd.org/sti/ind/2090589.pdf.

Cambodia Addressing the Skills Gap, Employment Diagnostic Study, 2015 Asian Development Bank, International Labour Organization.

Business Indochina, Dataconsult1 Ltd., Vol 30, No. 2, February 2017.

World Intellectual Property Organization, Statistical Country Profiles: Cambodia, http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/profile.jsp?code=KH (May 2017).

Ministry of Finance, Japan, The Role of Japan Customs Report on IPR Enforcement in 2009. http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/ipr_p.pdf

https://www.ceicdata.com/en/indicator/cambodia/gdp-per-capita

IndexMundi, Cambodia Demographics Profile 2017. http://www.indexmundi.com/cambodia/demographics_profile.html

IMF, World Economic Outlook Database, April 2017.

Cambodia Socio-Economic Survey 2017, National Institute of Statistics, Ministry of Planning, October 2016.

Organization for Economic Co-operation and Development, Trade in Counterfeit and Pirated Goods: Mapping the Economic Impact, 2016.

World Bank Group, Doing Business 2017: Equal Opportunity for All 2017, released October 26, 2016.

Transparency International 2016 Corruption Perceptions Index.

Business Indochina, Dataconsult1 Ltd, Vol 30, No. 2, February 2017.

新聞及び雑記

http://www.khmertimeskh.com/news/24606/japan-to-help-with-patent-law/

http://www.phnompenhpost.com/national/ministry-seizes-30-tonnes-cosmetics

https://www.forbes.com/sites/markjbjackson/2016/05/10/cambodias-not-so-secret-grey-car-market-threatens-luxury-auto-industry/#1c132db3360c

http://www.phnompenhpost.com/business/mercedes-grey-market-face

https://www.cambodiadaily.com/business/gray-market-cars-continue-to-deter-potential-investment-125321/

https://www.cambodiadaily.com/news/police-burn-fake-expired-vietnamese-goods-115171/

https://kohsantepheapdaily.com.kh/article/141773.html

https://www.cambodiadaily.com/news/eu-protection-to-help-curb-fake-kampot-pepper-109431/

http://www.phnompenhpost.com/business/kampot-pepper-defying-drought-fears

http://www.phnompenhpost.com/national/fake-drugs-causing-real-problems

http://www.phnompenhpost.com/national/cambodian-vendors-scatter-thailand-cracks-knockoffs

http://www.khmertimeskh.com/news/22349/rong-kluea-vendors-given-time-to-sell-counterfeits/

http://www.khmertimeskh.com/news/35767/counterfeits-banned-at-border/

http://www.phnompenhpost.com/national/bust-fakes-sparks-riot-poipet

http://www.phnompenhpost.com/national/deadline-set-knock-offs-thai-border-market

http://www.phnompenhpost.com/national/cambodian-busted-fake-goods-thailand

https://www.cambodiadaily.com/news/police-burn-fake-expired-vietnamese-goods-115171/

https://kohsantepheapdaily.com.kh/article/141773.html

http://www.phnompenhpost.com/post-property/sorya-shopping-center-get-5-million-makeover

http://www.phnompenhpost.com/national/recipe-disaster

http://www.phnompenhpost.com/national/pharmaceuticals-under-microscope

http://sea-globe.com/the-drugs-dont-work/ – South East Asia Globe Magazine, 2012.

http://www.phnompenhpost.com/national/police-held-over-fake-whisky-production

http://www.phnompenhpost.com/national/suspect-caught-boxes-fake-booze

http://www.phnompenhpost.com/national/fake-liquor-makers-charged

http://www.phnompenhpost.com/national/police-bust-fake-whisky-factory

http://www.phnompenhpost.com/national/raid-nets-fake-carabao-energy-drink-labels

http://www.phnompenhpost.com/business/small-market-e-commerce

http://www.phnompenhpost.com/business/revised-capital-rules-driving-financial-sector-fdi-growth

http://www.khmertimeskh.com/news/34577/fdi-up-25-/

http://www.phnompenhpost.com/business/microsoft-decries-pirated-software

http://www.phnompenhpost.com/business/pirated-computer-software-cost-cambodia-50m

http://www.phnompenhpost.com/national/fake-drugs-causing-real-problems

http://www.phnompenhpost.com/national/study-reveals-high-level-counterfeit-drugs

http://www.phnompenhpost.com/national/banned-skin-whitener-seized-two-shops

http://www.phnompenhpost.com/national/200-kilos-counterfeit-meds-seized-capital

http://www.phnompenhpost.com/national/manager-accused-storing-illegal-goods

http://www.phnompenhpost.com/lifestyle/reality-check-top-brands

http://www.phnompenhpost.com/business/fake-fertiliser-cuts-crop-yields

http://www.phnompenhpost.com/business/officials-trained-fake-goods

http://www.tilleke.com/sites/default/files/2017_Feb_Brand_Awareness_Training_Cambodia_Thailand.pdf

https://www.cambodiadaily.com/news/thirty-tons-of-fake-cosmetics-confiscated-in-latest-bust-130300/

http://news.xinhuanet.com/english/2017-05/08/c_136266240.htm

http://www.phnompenhpost.com/national/cops-seize-400-cases-counterfeit-meds

http://www.phnompenhpost.com/business/raids-net-apparel-knock-offs

http://www.phnompenhpost.com/business/siem-reap-raids-net-counterfeit-north-face-gear

https://www.epo.org/news-issues/news/2017/20170123.html

http://www.tilleke.com/resources/new-options-accelerate-patent-registration-cambodia

https://cambodianlaw.wordpress.com/2010/09/22/give-me-that-beer-parallel-imports-of-heineken-seized-by-cambodian-authorities/

https://www.forbes.com/sites/techonomy/2014/07/25/electronics-manufacturers-bet-big-on-vietnam/#4035846a2fe3

ウェブサイト及びその他

http://www.boi.go.th/upload/content/BOI-brochure%202015-E&E_67848.pdf

"Message of (the) Director (of the DIPR)" – http://www.cambodiaip.gov.kh/TemplateTwo.aspx?parentId=2&menuid=37&childMasterMenuId=37&lang=en

WIPO, Workshop on Sub-Regional Workshop on The Establishment of Information Technology (IT) Infrastructure for The Effective Utilization of Patent Examination Results of The Other Intellectual Property Offices (IPOs).

http://www.wipo.int/edocs/mdocs/aspac/en/wipo_asean_ip_tyo_12/wipo_asean_ip_tyo_12_ref_z_cambodia.pdf

http://www.cambodiaip.gov.kh/TemplateTwo.aspx?parentId=2&menuid=237&childMasterMenuId=237

http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/2008/05/article_0008.html

http://www.tilleke.com/resources/cambodia%E2%80%99s-swift-accession-madrid-protocol

http://www.tilleke.com/resources/new-options-accelerate-patent-registration-cambodia

http://www.tilleke.com/resources/copyright-law-cambodia-limitations-foreign-rights-holders

http://www.yourphnompenh.com/orussey-market/

https://www.travelfish.org/sight_profile/cambodia/phnom_penh_and_surrounds/phnom_penh/phnom_penh/3

http://www.moc.gov.kh/tradeswap/userfiles/file/uploadedfiles/Job/MTP.2016-20202_4_2016_16_5_32.pdf

http://www.moc.gov.kh/tradeswap/userfiles/file/uploadedfiles/Job/9.IPStrategy-DetailsObjectives-Initiatives-Final5_21_2013_1_50_54.pdf

http://www.wptn.com/wptn-in/Mailing/Jan_11/details/Counterfeiting/2.html

http://www.eurocham-cambodia.org/uploads/4aef3-sim-sokheng.pdf

［経済産業省委託事業］

カンボジアにおける模倣品流通実態についての調査

2017年9月

禁無断転載

［調査受託］

Tilleke & Gibbins法律事務所

独立行政法人　日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産権部

本報告書の作成においては、できるだけ正確な情報の提供を心がけておりますが、本報告書で提供している情報は、調査時点で入手・判明し得たものであり、ご利用に際してはこの点をご留意の上、ご活用ください。